



福岡県

福岡県障がい者福祉計画（第6期）・
福岡県障がい児福祉計画（第3期）

（令和6年度～令和8年度）



はじめに



県では、障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実、収入の向上、就職支援の充実、虐待防止や障がいを理由とする差別の解消の推進などに取り組むとともに、市町村、障がい者団体、企業、事業所、NPOなど関係機関・団体と連携を図り、寄り添い、向き合う、温かみのある障がい福祉施策を進めています。

今回、県内の障がい者および障がい児の福祉サービスの提供体制の構築や、各市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の目標達成に資するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年度から令和8年度までの「福岡県障がい者福祉計画（第6期）・福岡県障がい児福祉計画（第3期）」を策定しました。

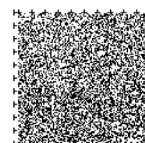
県では、これらの計画に基づき、障がいのある人が自ら希望する生活を実現できるよう、地域生活の支援体制の充実や就労支援の向上のほか、発達障がいのある人やその家族への支援、重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の充実などに取り組んでまいります。また、聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援が受けられるよう、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進してまいります。

今後とも、障がいのある人の自立と社会参加を一層進めることができるよう、計画の推進に積極的に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定に当たり、専門的な立場から熱心にご議論いただきました福岡県障がい者施策審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

福岡県障がい者施策推進本部長
福岡県知事 服部 誠太郎



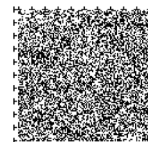
目次

第1章 総論

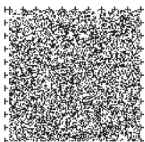
第1節	計画の概要	1
1	計画の位置付け	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象者	1
4	計画の基本的な考え方	2
5	障がい保健福祉圏域	9
6	区域の設定	11
第2節	障がいのある人の状況	13
1	障がいのある人の数の推移	13
2	身体障がいのある人の状況	14
3	知的障がいのある人の状況	16
4	精神障がいのある人の状況	18
第3節	障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況	20
1	障がいのある人の雇用状況	20
2	特別支援学校卒業者の進路状況	21
第4節	福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況	22
1	障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況	22
2	数値目標の進捗状況	24
3	障がい福祉サービス事業所等の指定状況	26

第2章 各論

第1節	地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策	28
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
2	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数	31
3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
4	福祉施設から一般就労への移行等	36



第2節	障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策	43
第3節	地域生活支援の充実	51
第4節	障がい福祉サービス等の見込量と確保策	53
1	訪問系サービス	55
2	日中活動系サービス	62
3	居住系サービス	72
4	相談支援	76
5	障がい児通所支援	81
6	障がい児入所支援	87
7	障がい児相談支援	89
第5節	発達障がいのある人等に対する支援	91
第6節	指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上	94
1	サービスの提供に係る人材の研修	94
2	指定障がい福祉サービス等支援の質の確保・向上	97
3	指導監査結果の関係市町村との共有	98
第7節	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	99
1	障がいのある人等に対する虐待の防止	99
2	意思決定支援の推進	100
3	障がいのある人の文化芸術活動の推進	101
4	障がいを理由とする差別の解消の推進	101
5	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	101
第8節	県の実施する地域生活支援事業	103
1	専門性の高い相談支援事業	103
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	105
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	105
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	106
5	広域的な支援事業	106
6	福祉サービス従事者、指導者等育成事業	108
7	その他の事業	108



第9節 収入水準向上のための計画	110
第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画	112
第11節 手話言語条例推進のための取組	117

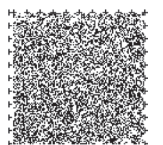
第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保	120
第2節 進捗状況の管理及び評価	120

資料

資料1 障害者基本法（抄）	123
資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	125
資料3 児童福祉法	127
資料4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	129
資料5 福岡県障がい者施策審議会条例	173
資料6 福岡県障がい者施策審議会委員名簿	175
資料7 福岡県障がい者施策推進本部設置要綱	177
資料8 福岡県障がい者施策推進体制組織図	179
資料9 障害者総合支援法の対象疾病一覧	181
資料10 市町村虐待防止センター連絡先一覧	183
資料11 用語解説	185

県では、持続可能な社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っていると
 ころです。本計画に基づく取組は、SDGsの目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、
 「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも
 経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、
 「16 平和と公正をすべての人に」の実現に資するものです。



第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画の位置付け

(1) 根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条・児童福祉法第33条の22

(2) 目的

市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

2 計画の期間

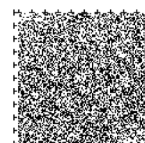
この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

施策	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	新福岡県障害者福祉長期計画 (H16年度～H26年度)						福岡県障害者長期計画 (H27年度～R2年度)				福岡県障がい者長期計画 (R3年度～R8年度)							
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	福岡県障害者福祉計画		福岡県障害者福祉計画(第2期)				福岡県障害者福祉計画(第3期)		福岡県障がい者福祉計画(第4期)		福岡県障がい者福祉計画(第5期)		福岡県障がい者福祉計画(第6期)					
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画										福岡県障がい児福祉計画(第1期)		福岡県障がい児福祉計画(第2期)		福岡県障がい児福祉計画(第3期)				

3 計画の対象者

○ 障害者総合支援法第4条第1項に規定される次の「障がい者」（以下「障がいのある人」といいます。）

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福



祉法にいう知的障がい者を除きます。)のうち18歳以上である者

(「器質性精神障がい」として高次脳機能障がいも対象となっています。)

- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

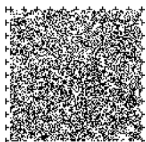
(障害者総合支援法の対象となる疾病(難病等)については、181ページの資料「障害者総合支援法の対象疾病一覧」を参照してください。)

- 児童福祉法第4条第2項に規定される次の「障がい児」(以下「障がいのある児童」といいます。)

- ・ 身体に障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童
- ・ 精神に障がいのある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。)
- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

4 計画の基本的な考え方

- ・ この計画は、共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童(以下「障がいのある人等」といいます。)の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障がい福祉サービス等」といいます。)並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援(以下「障がい児通所支援等」といいます。)の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標等を設定し、計画的な整備を行います。



(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

① 県内で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいいます。以下同じです。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを受けられる体制の整備を進めます。

② 障がいのある人等で希望する人への日中活動系サービスの保障

障がいのある人等で希望する人に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。以下同じです。）を受けられる体制の整備を進めます。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

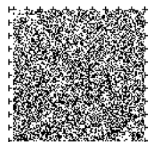
また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを受けられる体制の整備を進めることによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、市町村に対し地域生活支援拠点等の整備を働きかけるとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実が図れるよう支援します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対する支援体制の充実



強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握に努めるとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備に努めます。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

(2) 相談支援の提供体制の確保

① 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人等、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

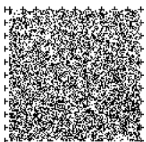
また、障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備に加え、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかなければなりません。

これらの取組を効果的に進めるため、市町村における基幹相談支援センターの設置の促進及び機能の充実・強化に向けた広域的な支援に取り組みます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

障がい者支援施設等、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人等の数等を勘案した上で、計画的に地域



移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

③ 発達障がいのある人等に対する支援

I 相談支援体制等の充実

福岡、北九州、筑豊、筑後の県内4地域にそれぞれ設置している発達障がい者支援センターを各地域における支援の拠点とし、発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の支援の充実を図るとともに、発達障がい者地域支援マネージャーを活用した関係機関の連携強化を図ります。

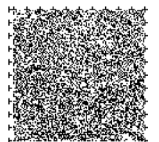
II 家族等への支援体制の確保

発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施者を地域で計画的に養成し、発達障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

④ 協議会の活性化

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備を図る等取組の活性化に努めます。

地域における発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の課題への対応等に関して、発達障がい者支援地域協議会（発達障害者支援法第19条の2に規定する発達障害者支援地域協議会をいいます。）の設置・活用を進めます。



(3) 障がい児支援の提供体制の確保

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がいのある児童及びその家族に対する支援について、障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターを地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児通所支援を実施する事業所と連携し、障がい児通所支援の体制整備に努めます。

また、障がい児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障がいのある児童等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

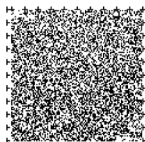
さらに、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障がい児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整のための協議の場を設けて移行調整を進めます。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がいのある児童の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局、子育て支援担当部局、保健医療担当部局の連携体制を確保します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局に



においては、教育委員会等との連携体制を確保します。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、特別支援学校（聴覚障がい）や当事者団体等と協働した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置等を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障がいのある児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

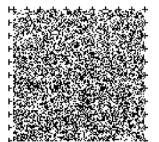
④ 特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備

I 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図ります。

福岡県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。



II 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対する支援体制の充実

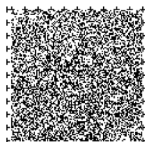
強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における支援ニーズの把握に努めるとともに、課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等に努め、地域の関係機関と連携しながら支援体制の整備を図ります。

III 虐待を受けた障がいのある児童等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がいのある児童等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がいのある児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。なお、児童発達支援センターには、気付きの段階を含めた地域の多様な障がいのある児童及び家族に対し、発達支援に関する入り口としての相談機能を果たすことが求められていることから、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築が図れるよう支援します。

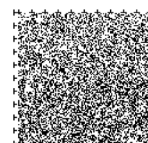


5 障がい保健福祉圏域

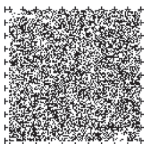
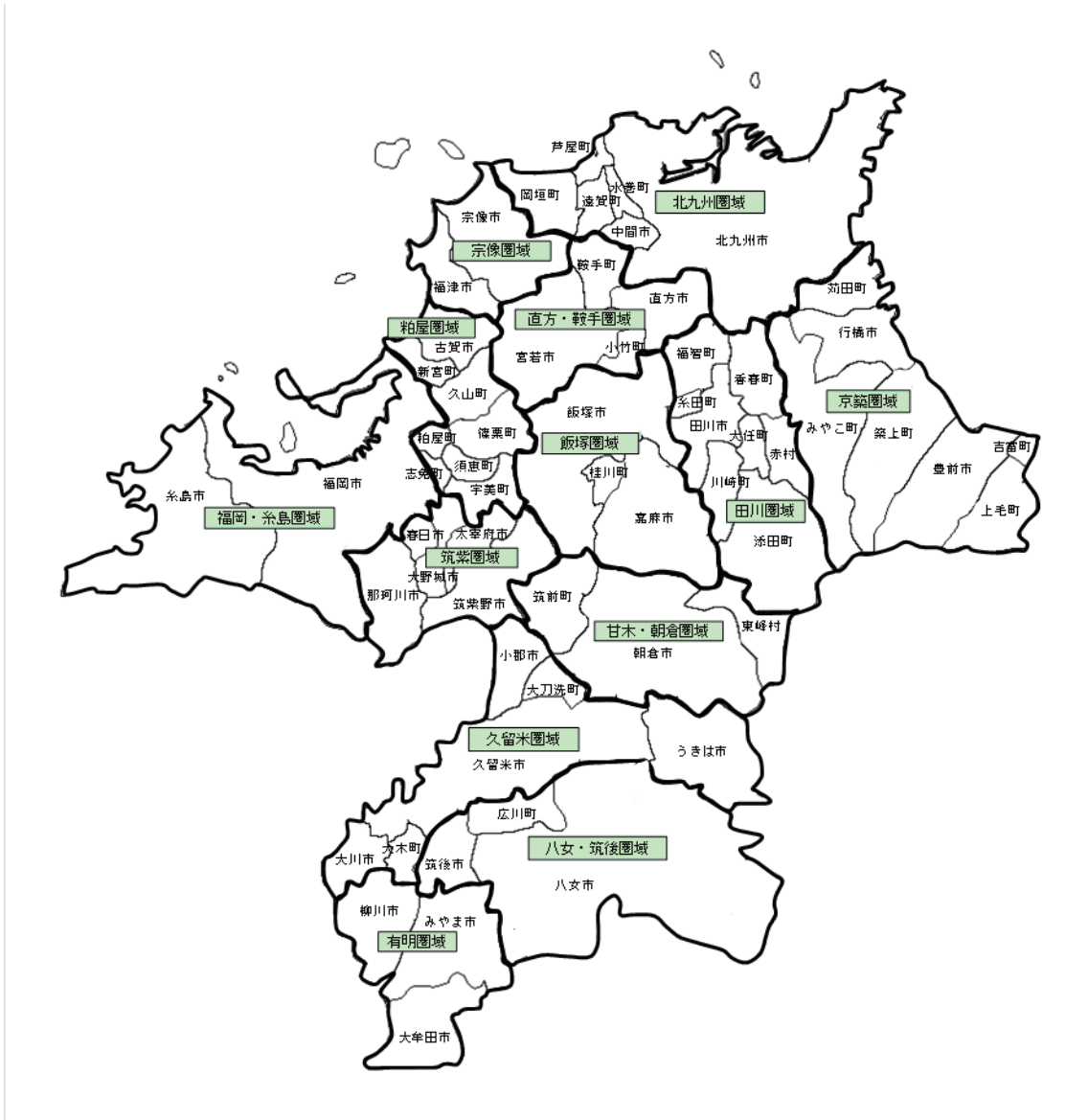
圏域名	市町村数	人口（人） R5.3.31 現在	市町村
福岡・糸島	2市	1,685,456 (103,158)	福岡市、糸島市
粕屋	1市7町	294,449	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗像	2市	165,330	宗像市、福津市
筑紫	5市	442,404	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
甘木・朝倉	1市1町1村	82,862	朝倉市、筑前町、東峰村
久留米	4市2町	451,019	久留米市、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町
八女・筑後	2市1町	129,230	八女市、筑後市、広川町
有明	3市	205,633	大牟田市、柳川市、みやま市
飯塚	2市1町	173,422	飯塚市、嘉麻市、桂川町
直方・鞍手	2市2町	104,208	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
田川	1市6町1村	118,054	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
北九州	2市4町	1,054,928 (130,980)	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築	2市5町	183,391	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

※ 人口資料：住民基本台帳の数値

※ () 数は、政令市を除いた内数



福岡県障がい保健福祉圏域図

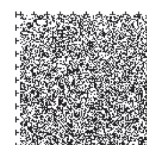


6 区域の設定

計画において、指定障がい福祉サービス（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいいます。以下同じです。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定地域相談支援をいいます。以下同じです。）及び指定計画相談支援（障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいいます。以下同じです。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第 89 条第 2 項第 2 号に規定する都道府県が定める区域をいいます。以下同じです。）は、次のとおりとします。

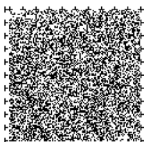
- 地域での生活を支える訪問系サービス・相談支援・短期入所や地域での居住の場であるグループホームについては、最も身近なサービスであることから、市町村を区域とします。
- 日中活動系サービス（短期入所を除きます）については、それぞれの地域生活の活動範囲によって、近隣の市町村からの通所による利用もあることから、障がい保健福祉圏域を区域とします。
- 施設入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を区域とします。

障がい福祉サービス等	区 域	区域数
訪問系サービス 短期入所 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 相談支援	市町村	60
日中活動系サービス（短期入所除く）	障がい保健福祉圏域	13
施設入所支援	県全体	1



また、障がい児通所支援については、身近な地域で支援をうけることができるよう、市町村を単位としてサービスの必要見込量を定めます。

障がい児入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を単位としてサービスの必要見込量を定めます。



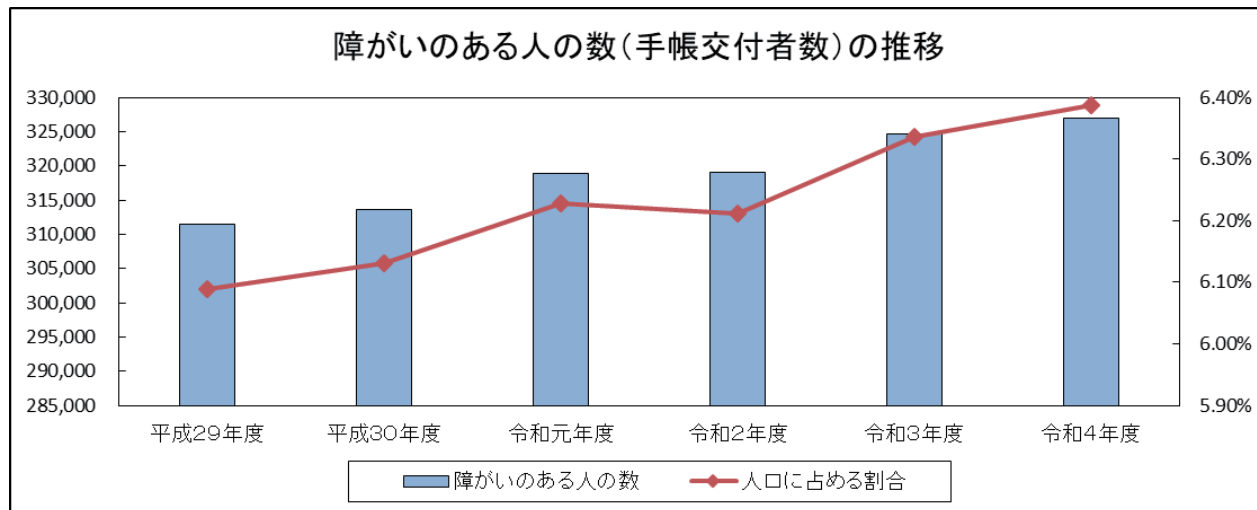
第2節 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の数の推移

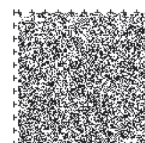
本県の令和5年3月末における身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（手帳交付者数）は326,922人となっています。これを平成29年度の311,538人と比較すると、4.9%増加しています。障がい種別に見ると、身体障がい全体の62.6%を占め、知的障がい17.4%、精神障がい20.0%となっています。

障がいのある人の数	年度末現在（単位：人）			
	身体	知的	精神	合計
令和4年度	204,665	56,852	65,405	326,922
（構成比）	62.6%	17.4%	20.0%	100.0%
福岡県（政令市除く）	107,959	30,769	29,181	167,909
北九州市	44,955	12,043	11,671	68,669
福岡市	51,751	14,040	24,553	90,344
平成29年度	220,442	48,200	42,896	311,538
（構成比）	70.8%	15.5%	13.8%	100.0%
福岡県（政令市除く）	118,631	25,876	19,658	164,165
北九州市	49,983	10,756	8,652	69,391
福岡市	51,828	11,568	14,586	77,982
増加率	▲7.2%	18.0%	52.5%	4.9%

※「身体」は身体障害者手帳交付者数を、「知的」は療育手帳交付者数を、「精神」は精神障害者保健福祉手帳交付者数を意味します。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がいのある人の数	311,538	313,666	318,875	318,983	324,662	326,922
対前年度伸び率	1.61%	0.68%	1.66%	0.03%	1.78%	0.70%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	6.09%	6.13%	6.23%	6.21%	6.34%	6.39%

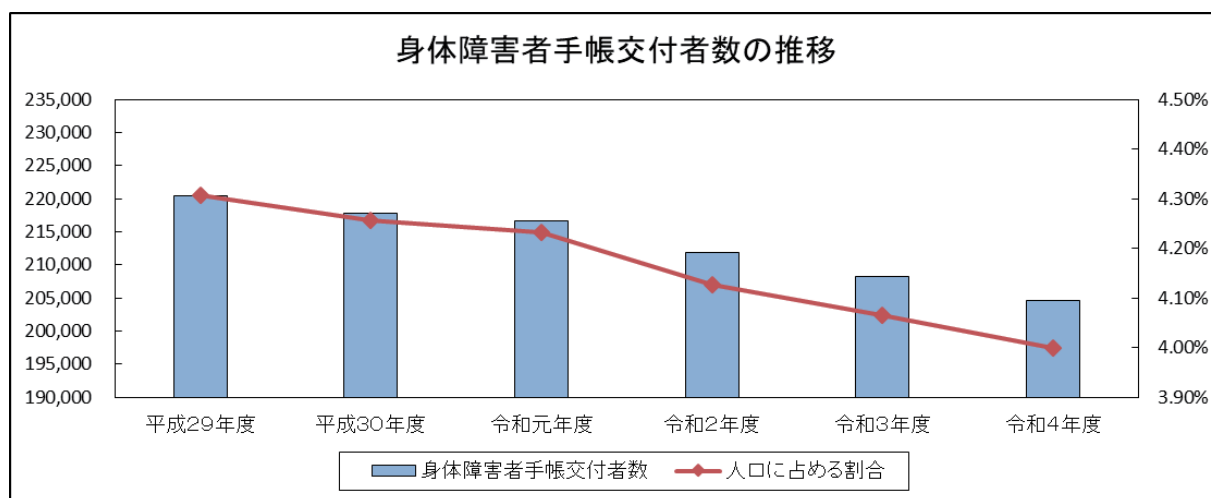


2 身体障がいのある人の状況

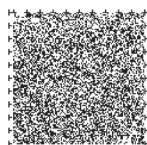
本県の令和5年3月末における身体障害者手帳交付者数は204,665人となっています。これを平成29年度の220,442人と比較すると、7.2%減少しています。

年齢別では、18歳未満は6.0%減少、18歳以上は7.2%減少しています。

身体障害者手帳交付者数	年度末現在 (単位:人)		
	18歳未満	18歳以上	合計
令和4年度	3,636	201,029	204,665
(構成比)	1.8%	98.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	1,841	106,118	107,959
北九州市	700	44,255	44,955
福岡市	1,095	50,656	51,751
平成29年度	3,868	216,574	220,442
(構成比)	1.8%	98.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	1,979	116,652	118,631
北九州市	764	49,219	49,983
福岡市	1,125	50,703	51,828
増加率	▲6.0%	▲7.2%	▲7.2%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳交付者数	220,442	217,770	216,673	211,947	208,254	204,665
対前年度伸び率	▲1.27%	▲1.21%	▲0.50%	▲2.18%	▲1.74%	▲1.72%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	4.31%	4.26%	4.23%	4.13%	4.06%	4.00%



障がいの種類別にみると、肢体不自由が 100,308 人と最も多く、以下、内部障がいが 69,040 人、聴覚・平衡障がいが 19,376 人の順となっています。

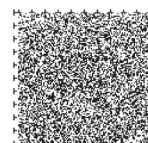
平成 29 年度と比較すると、内部障がいを除き減少しています。

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	合計
令和4年度	13,524	19,376	2,417	100,308	69,040	204,665
(構成比)	6.6%	9.5%	1.2%	49.0%	33.7%	100.0%
福岡県(政令市除く)	6,925	10,583	1,268	53,853	35,330	107,959
北九州市	3,118	4,354	570	20,827	16,086	44,955
福岡市	3,481	4,439	579	25,628	17,624	51,751
平成29年度	14,870	19,920	2,527	114,333	68,792	220,442
(構成比)	6.7%	9.0%	1.1%	51.9%	31.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	8,061	11,108	1,322	62,469	35,671	118,631
北九州市	3,340	4,560	630	24,457	16,996	49,983
福岡市	3,469	4,252	575	27,407	16,125	51,828
増加率	▲9.1%	▲2.7%	▲4.4%	▲12.3%	0.4%	▲7.1%

障がいの等級別では、1～2級の重度が 96,899 人、3～4級の中度が 77,691 人、5～6級の軽度が 30,075 人となっています。

これを平成 29 年度と比較すると、重度は 7.3%、中度は 7.7%、軽度は 5.5%減少しています。

	1～2級(重度)	3～4級(中度)	5～6級(軽度)	合計
令和4年度	96,899	77,691	30,075	204,665
(構成比)	47.3%	38.0%	14.7%	100.0%
福岡県(政令市除く)	49,718	41,572	16,669	107,959
北九州市	21,504	17,463	5,988	44,955
福岡市	25,677	18,656	7,418	51,751
平成29年度	104,486	84,127	31,829	220,442
(構成比)	47.4%	38.2%	14.4%	100.0%
福岡県(政令市除く)	54,493	45,941	18,197	118,631
北九州市	24,060	19,494	6,429	49,983
福岡市	25,933	18,692	7,203	51,828
増加率	▲7.3%	▲7.7%	▲5.5%	▲7.2%

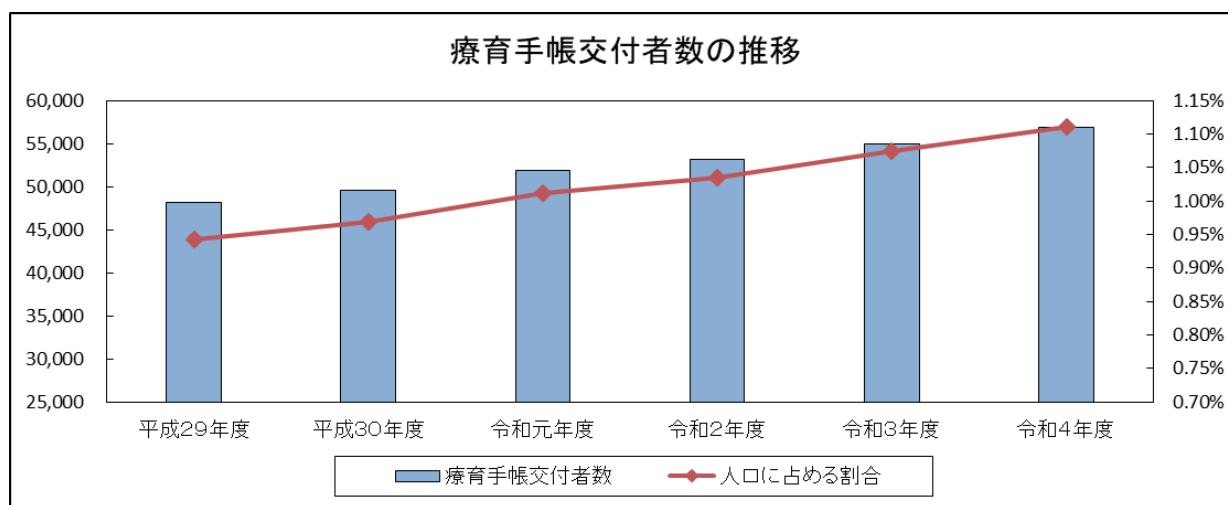


3 知的障がいのある人の状況

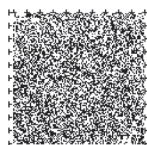
本県の令和5年3月末における療育手帳交付者数は56,852人となっています。これを平成29年度の48,200人と比較すると、18.0%増加しています。

年齢別では、18歳未満は23.3%、18歳以上は16.2%増加しています。

療育手帳交付者数		年度末現在（単位：人）		
		18歳未満	18歳以上	合計
令和4年度		14,439	42,413	56,852
（構成比）		25.4%	74.6%	100.0%
福岡県（政令市除く）		7,611	23,158	30,769
北九州市		2,564	9,479	12,043
福岡市		4,264	9,776	14,040
平成29年度		11,713	36,487	48,200
（構成比）		24.3%	75.7%	100.0%
福岡県（政令市除く）		6,039	19,837	25,876
北九州市		2,325	8,431	10,756
福岡市		3,349	8,219	11,568
増加率		23.3%	16.2%	18.0%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳交付者数	48,200	50,079	51,826	53,129	55,008	56,852
対前年度伸び率	3.59%	3.90%	3.49%	2.51%	3.54%	3.35%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	0.94%	0.98%	1.01%	1.03%	1.07%	1.11%

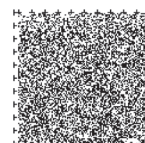


障がいの程度別では、重度が 22,289 人 (39.2%)、中・軽度が 34,563 人 (60.8%) となっています。

これを平成 29 年度と比較すると、重度は 6.9%、中・軽度は 26.4%増加しています。

障がいの程度別療育手帳交付者数	年度末現在 (単位:人)		
	重度	中・軽度	合計
令和4年度	22,289	34,563	56,852
(構成比)	39.2%	60.8%	100.0%
福岡県 (政令市除く)	12,587	18,182	30,769
北九州市	4,306	7,737	12,043
福岡市	5,396	8,644	14,040
平成29年度	20,848	27,352	48,200
(構成比)	43.3%	56.7%	100.0%
福岡県 (政令市除く)	11,796	14,080	25,876
北九州市	4,252	6,504	10,756
福岡市	4,800	6,768	11,568
増加率	6.9%	26.4%	18.0%

※重度は、知能指数が概ね35以下(身体障がい1～3級と重複している場合は50以下)、中・軽度はそれ以外の知的障がいのある人です。



4 精神障がいのある人の状況

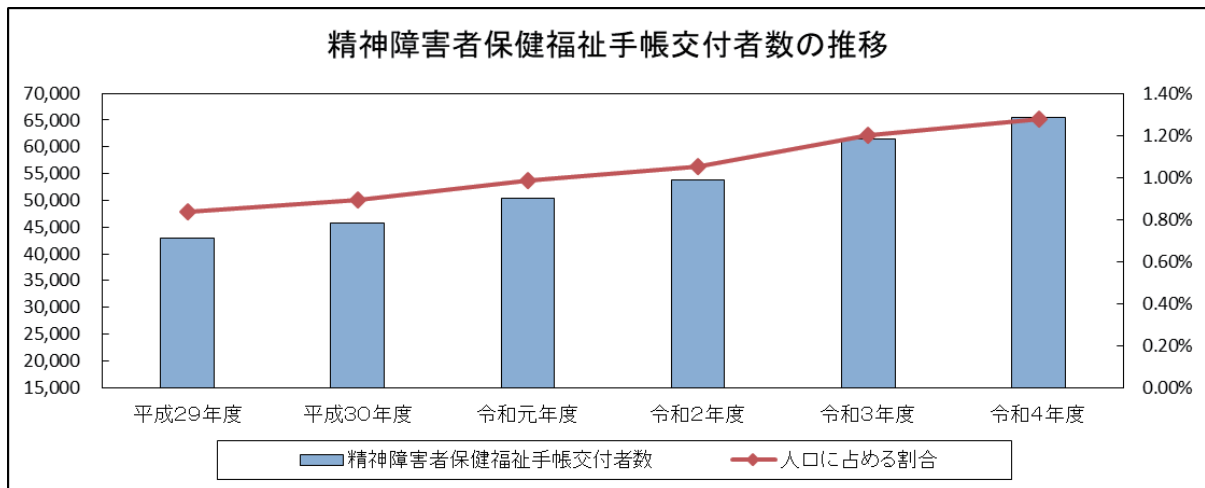
本県の令和5年3月末における精神障害者保健福祉手帳交付者数は65,405人となっています。これを平成29年度の42,896人と比較すると、52.5%と大幅に増加しています。

障がいの等級別では、1級が3,609人、2級が38,058人、3級が23,738人となっています。

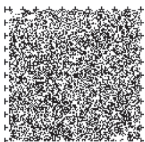
精神障害者保健福祉手帳交付者数

年度末現在（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
令和4年度	3,609	38,058	23,738	65,405
（構成比）	5.5%	58.2%	36.3%	100.0%
福岡県（政令市除く）	1,862	17,733	9,586	29,181
北九州市	623	7,447	3,601	11,671
福岡市	1,124	12,878	10,551	24,553
平成29年度	3,156	26,332	13,408	42,896
（構成比）	7.4%	61.4%	31.3%	100.0%
福岡県（政令市除く）	1,628	12,408	5,622	19,658
北九州市	579	5,565	2,508	8,652
福岡市	949	8,359	5,278	14,586
増加率	14.4%	44.5%	77.0%	52.5%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者保健福祉手帳交付者数	42,896	45,817	50,376	53,907	61,400	65,405
対前年度伸び率	16.61%	6.81%	9.95%	7.01%	13.90%	6.52%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	0.84%	0.90%	0.98%	1.05%	1.20%	1.28%



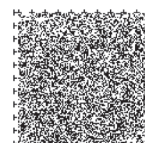
本県の令和4年6月末における精神科病院に入院して治療を受けている人は16,505人となっています。これを平成29年度の18,545人と比較すると11%減少しています。

また、令和5年3月末における自立支援医療（精神通院医療）を受給して通院治療を受けている人は100,076人となっています。これを平成29年度の84,882人と比較すると17.9%増加しています。

精神科病院入院患者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数 (単位:人)

	精神科病院入院患者数	自立支援医療 (精神通院医療)受給者数
令和4年度	16,505	100,076
福岡県(政令市除く)	9,779	49,354
北九州市	3,418	19,673
福岡市	3,308	31,049
平成29年度	18,545	84,882
福岡県(政令市除く)	18,545	42,262
北九州市	-	16,618
福岡市	-	26,002
増加率	▲11.0%	17.9%

精神科病院入院患者数:6月末現在
自立支援医療(精神通院医療)受給者数:年度末現在



第3節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況

1 障がいのある人の雇用状況

本県の障がい者雇用の状況は、令和5年6月1日現在、実雇用率は2.38%（前年2.29%）と前年から0.09%上昇しており、法定雇用率を上回っています。

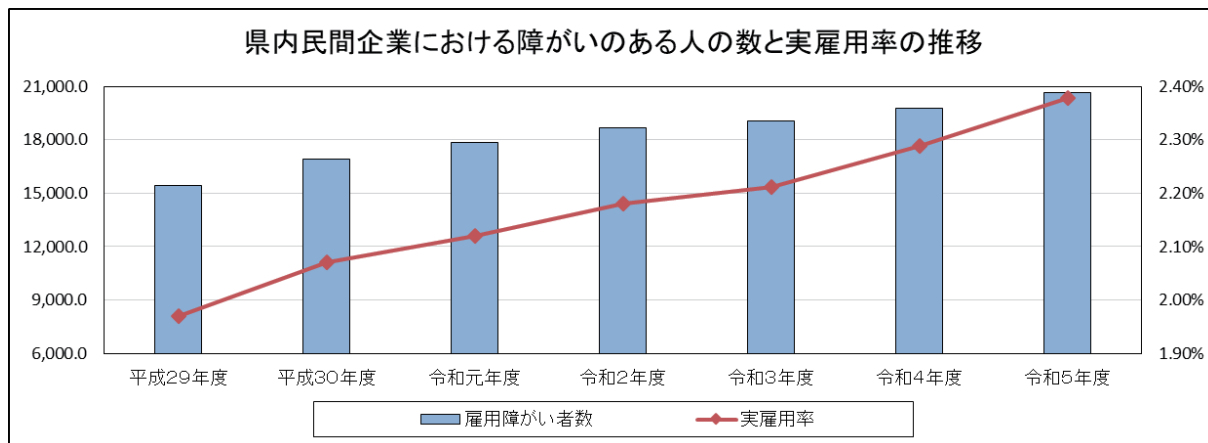
民間企業における法定雇用率は、令和5年度から令和8年度までの間に2.3%から2.7%に段階的に引き上げられるため、引き続き雇用の拡大に向けた一層の取組が必要です。

民間における雇用状況（法定雇用率2.3%） 各年度6月1日現在

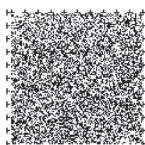
区分	企業数 (社)	常用労働者数 (人) A	障がいのある人の数(人)		計 B×2+C D	実雇用率 (%) D÷A	法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
			重度身体障がい者及び 重度知的障がい者 B	重度以外の身体障がい者、 知的障がい者及び 精神障がい者 C				
令和3年度	全 国	106,924	27,156,780.5	133,509.5	330,767.0	597,786.0	2.20%	47.0%
	福 岡	4,118	861,513.5	3,785.5	11,487.0	19,058.0	2.21%	49.9%
令和4年度	全 国	107,691	27,281,606.5	134,417.5	345,123.0	613,958.0	2.25%	48.3%
	福 岡	4,123	863,559.5	3,797.0	12,163.0	19,757.0	2.29%	50.8%
令和5年度	全 国	108,202	27,523,661.0	136,094.5	369,989.0	642,178.0	2.33%	50.1%
	福 岡	4,132	868,407.0	3,874.5	12,907.0	20,656.0	2.38%	52.5%

※A欄、B欄及びC欄において、短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。
なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいう。

※D欄において、重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。
(重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間労働者については、1人とカウントする。)



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用障がい者数	15,432.0	16,903.5	17,842.0	18,648.5	19,058.0	19,757.0	20,656.0
実雇用率	1.97%	2.07%	2.12%	2.18%	2.21%	2.29%	2.38%

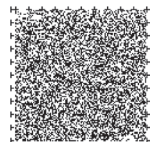


2 特別支援学校卒業者の進路状況

本県の令和4年度特別支援学校卒業者の進路状況（令和5年5月1日現在）は、中学部卒業者の98.3%が高等部へ進学し、高等部卒業者の35.7%が就職しています。

特別支援学校中学部・高等部卒業者の進路状況（学校種別、県立・市立合計） 各年度3月卒業生の翌年5月1日現在

		進学			就職			職業訓練			福祉施設			病院入院			家事手伝			その他			計			
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	
中学部	計	人	421	427	509	1	0	1	1	0	0	2	7	4	6	0	1	1	1	1	4	3	2	436	438	518
	%		96.56	97.49	98.26	0.23	0.00	0.19	0.23	0.00	0.00	0.46	1.60	0.77	1.38	0.00	0.19	0.23	0.23	0.19	0.92	0.68	0.39	100.00	100.00	100.00
高等部	視覚	人	2	2	2	0	1	1	1	2	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	9
		%		66.67	28.57	22.22	0.00	14.29	11.11	33.33	28.57	44.44	0.00	28.57	22.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00
	聴覚	人	10	6	5	12	5	5	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	25	15	11
		%		40.00	40.00	45.45	48.00	33.33	45.45	12.00	20.00	0.00	0.00	6.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.09	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00
	知的	人	0	1	2	244	270	265	1	4	2	403	366	392	7	2	6	7	5	0	9	14	12	671	662	679
		%		0.00	0.15	0.29	36.36	40.79	39.03	0.15	0.60	0.29	60.06	55.29	57.73	1.04	0.30	0.88	1.04	0.76	0.00	1.34	2.11	1.77	100.00	100.00
	肢体	人	2	1	0	1	3	2	0	2	0	66	67	54	0	0	0	1	0	0	0	1	2	70	74	58
		%		2.86	1.35	0.00	1.43	4.05	3.45	0.00	2.70	0.00	94.29	90.54	93.10	0.00	0.00	0.00	1.43	0.00	0.00	0.00	1.35	3.45	100.00	100.00
	病弱	人	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	5	8	0	1	0	2	0	0	0	0	1	5	7	10
		%		0.00	0.00	0.00	20.00	14.29	10.00	0.00	0.00	0.00	40.00	71.43	80.00	0.00	14.29	0.00	40.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	100.00	100.00
	計	人	14	10	9	258	280	274	5	11	6	471	441	456	7	3	6	10	5	1	9	15	15	774	765	767
		%		1.81	1.31	1.17	33.33	36.60	35.72	0.65	1.44	0.78	60.85	57.65	59.45	0.90	0.39	0.78	1.29	0.65	0.13	1.16	1.96	1.96	100.00	100.00



第4節 福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況

1 障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況

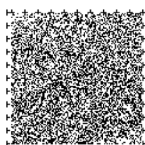
令和3年度及び令和4年度の障がい福祉サービス等の利用状況は、次ページの表のとおりです。

訪問系サービス、生活介護、自立訓練(生活訓練)就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、共同生活援助、施設入所支援、放課後等デイサービス、医療型児童入所支援は、ほぼ見込みのとおり利用状況となっています。

その他、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援は見込みに比べて多くの利用があったことがわかります。特に、保育所等訪問支援は、事業者数が増加していることや利用者への周知も広まってきていることから、令和4年度の実績は令和3年度に比べても高い値を示しています。

一方で、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、地域移行及び地域定着の相談支援は見込みに比べて大幅に低くなっています。

特に、利用状況が最も低い居宅訪問型児童発達支援は、令和2年度の調査時も最も低い値でしたが、こちらは平成30年度に創設されたサービスで、原則として通所支援との併用ができないことなどから全国的にも低い利用状況となっていました。この状況を受けて国は、令和2年度に個別の児童の状態に応じて柔軟に対応できるよう通所支援との併用ができる場合の具体的な運用例を示しています。本県においても、本サービスの利用について市町村に対し周知を行い、ニーズに対応したサービスの提供体制の確保を推し進めます。



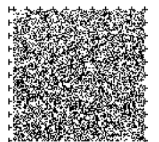
○ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の利用状況（利用見込みと利用実績）

(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度		②/①	令和4年度		④/③	令和5年度
			①見込み	②実績		③見込み	④実績		見込み
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	時間	285,880	308,159	107.8%	296,975	321,456	108.2%	308,285
		人	11,656	11,149	95.7%	12,041	11,446	95.1%	12,437
日中活動系	生活介護	人日	252,967	256,928	101.6%	257,723	266,440	103.4%	262,407
		人	12,995	12,797	98.5%	13,211	13,044	98.7%	13,428
	自立訓練(機能訓練)	人日	2,466	1,400	56.8%	2,575	1,864	72.4%	2,662
		人	159	97	61.0%	163	131	80.4%	166
	自立訓練(生活訓練)	人日	13,867	14,748	106.4%	14,293	13,737	96.1%	14,763
		人	866	904	104.4%	900	891	99.0%	939
	就労移行支援	人日	38,705	36,577	94.5%	40,144	37,067	92.3%	41,653
		人	2,361	1,991	84.3%	2,440	1,991	81.6%	2,523
	就労継続支援(A型)	人日	105,552	115,033	109.0%	111,135	127,303	114.5%	117,049
		人	5,386	5,577	103.5%	5,677	6,091	107.3%	5,987
	就労継続支援(B型)	人日	211,663	236,666	111.8%	222,858	271,568	121.9%	234,533
		人	12,357	13,097	106.0%	13,065	14,333	109.7%	13,804
	就労定着支援	人	877	709	80.8%	1,054	753	71.4%	1,261
	療養介護	人	1,170	1,140	97.4%	1,189	1,148	96.6%	1,207
	福祉型短期入所	人日	14,705	12,119	82.4%	15,497	15,452	99.7%	16,366
		人	2,613	1,652	63.2%	2,755	2,185	79.3%	2,912
医療型短期入所	人日	2,414	1,567	64.9%	2,621	1,549	59.1%	2,836	
	人	469	270	57.6%	512	287	56.1%	562	
居住系	自立生活援助	人	106	66	62.3%	135	63	46.7%	164
	共同生活援助	人	6,681	7,212	107.9%	7,131	7,999	112.2%	7,598
	施設入所支援	人	6,355	6,225	98.0%	6,319	6,176	97.7%	6,270
相談支援	地域移行支援	人	156	50	32.1%	185	52	28.1%	217
	地域定着支援	人	253	111	43.9%	312	130	41.7%	381
	計画相談支援	人	50,869	43,008	84.5%	53,318	44,315	83.1%	55,864
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	46,944	57,631	122.8%	50,219	67,978	135.4%	53,743
		人	5,096	6,035	118.4%	5,491	7,057	128.5%	5,917
	医療型児童発達支援	人日	724	430	59.4%	765	381	49.8%	813
		人	96	61	63.5%	104	60	57.7%	113
	放課後等デイサービス	人日	179,423	191,325	106.6%	195,696	229,244	117.1%	212,324
		人	12,602	13,384	106.2%	13,703	15,720	114.7%	14,833
	保育所等訪問支援	人日	703	726	103.3%	783	1,516	193.6%	854
		人	443	402	90.7%	485	882	181.9%	528
居宅訪問型児童発達支援	人日	332	59	17.8%	403	60	14.9%	455	
	人	82	19	23.2%	94	15	16.0%	103	
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	人	277	266	96.0%	271	245	90.4%	265
	医療型児童入所支援	人	158	155	98.1%	156	151	96.8%	154
障がい児相談支援		人	18,355	20,007	109.0%	20,246	31,706	156.6%	22,194

- ・「時間」：月間のサービス提供時間
- ・「人日」：月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数
- ・「人」：月間の利用人員（実人数）

※相談支援については、一年間の数字です。

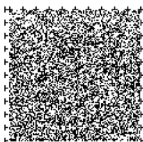


2 数値目標の進捗状況

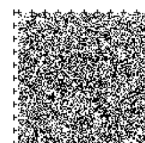
福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）において定めた数値目標並びに計画期間途中である令和4年度末における実績及び進捗状況は、表のとおりです。

「福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）」に係る数値目標（見込み量）について

項目	第5期計画の数値目標等 (令和5年度)	令和4年度		
		実績	進捗率	
地域移行	【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の6% (実績)R3～R4年度末までの累計	396人	165人	41.7%
	【施設入所者数の削減数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の1.6% (実績)基準時点～R4年度末までの累計	106人	201人	189.6%
	【入院後3か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	69.0%	60.8%	88.1%
	【入院後6か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	86.0%	77.9%	90.6%
	【入院後1年時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	92.0%	85.2%	92.6%
	【在院期間が1年以上の精神障がいのある人の長期入院患者数】	9,489人	10,310人	108.7%
	【精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 (実績)R元年度のもの	316日以上	318.1日	100.7%
	【精神障がいのある人による地域移行支援のサービス利用者数】	172人	65人	37.8%
	【精神障がいのある人による地域定着支援のサービス利用者数】	265人	83人	31.3%
	【精神障がいのある人による共同生活援助のサービス利用者数】	2,847人	4,158人	146.0%
【精神障がいのある人による自立生活援助のサービス利用者数】	111人	54人	48.6%	
一般就労への移行	【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】 (数値目標の考え方)R5年度の年間一般就労者数 R元年度の1.27倍以上	1,305人	1,109人	85.0%
	【就労移行支援事業の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.30倍以上	944人	689人	73.0%
	【就労継続支援A型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.26倍以上	218人	211人	96.8%
	【就労継続支援B型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.23倍以上	123人	134人	108.9%
	【就労定着支援事業の利用者数】	70.0%	43.2%	61.7%
	【就労定着支援事業による職場定着率】 (数値目標の考え方)就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70.0%	71.2%	101.7%
	【就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数】(見込み量)	1,285人	1,034人	80.5%
	【障がいのある人に対する職業訓練の受講者数】(見込み量)	120人	71人	59.2%
	【福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	353人	78人	22.1%
	【福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	200人	151人	75.5%
【公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数】(見込み量)	660人	331人	50.2%	
障がい児支援の提供体制の整備	【児童発達支援センター】 (目標の考え方)各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【保育所訪問支援を利用できる体制】 (目標の考え方)全ての市町村において構築する	60市町村	48市町村	80.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	39市町村	65.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【難聴児支援のための中核的機能を有する体制】 (目標の考え方)県において確保する	有	有	
	【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
	市町村	60市町村	31市町村	51.7%
	【医療的ケア児等に関するコーディネーター】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
市町村	60市町村	23市町村	38.3%	



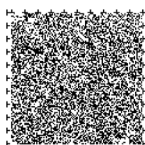
項目	第5期計画の 数値目標等 (令和5年度)	令和4年度		
		実績	進捗率	
発達障がい者に対する支援のある人等	【発達障がい者支援地域協議会の開催回数】(見込み量)	1回	1回	100.0%
	【発達障がい者支援センターによる相談件数】(見込み量)	7,240件	4,598件	63.5%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数】(見込み量)	345件	156件	45.2%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数】(見込み量)	360件	288件	80.0%
	【ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数】(見込み量)	30人	10人	33.3%
	【ピアサポートの活動への参加人数】(見込み量)	450人	456人	101.3%
地域生活支援	【専門性の高い相談支援事業】(見込み数)			
	(1)発達障がい者支援センター運営事業	4か所	4か所	100.0%
	(2)高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	4か所	4か所	100.0%
	(3)障がい児等療育支援事業	13か所	13か所	100.0%
	(4)障害者就業・生活支援センター事業	13か所	13か所	100.0%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
	手話通訳者	5人	6人	120.0%
	要約筆記者	5人	1人	20.0%
	(2)盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	19人	11人	57.9%
	(3)失語症者意思疎通支援者養成研修事業	15人	8人	53.3%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	手話通訳者	750人	1,198人	159.7%
	要約筆記者	120人	104人	86.7%
	(2)盲ろう者通訳・介助員派遣事業	410人	418人	102.0%
	(3)失語症者意思疎通支援者派遣事業	180人	6人	3.3%
	【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業】(見込み量)			
	(1)当該事業の実施の有無	有	有	—
	【広域的な支援事業】(見込み量)			
(1)都道府県相談支援体制整備事業	7か所	7か所	100.0%	
(2)発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	1か所	1か所	100.0%	
その他	【地域生活支援拠点等の整備】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	46市町村	76.7%
	【県内の就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額】	20,000円以上	15,607円 (全国平均 17,031円)	—



3 障がい福祉サービス事業所等の指定状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所等及び一般相談支援事業所の指定並びに児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業所等の指定は、事業所が所在する都道府県等が基準を審査した上で行います（福岡県においては、北九州市及び福岡市に所在する事業所の指定は、各市が行います。また、久留米市に所在する事業所の指定は、障がい児入所支援事業所を除き、久留米市が行います。）

特定相談支援事業所の指定は、事業所が所在する各市町村が行います。

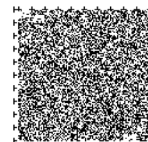


障がい福祉サービス事業者の指定数

(令和5年4月1日 現在)

種別	指定数				合計
	県域	北九州市	福岡市	久留米市	
居宅介護	414	211	352	66	1,043
重度訪問介護	344	186	279	49	858
同行援護	136	66	109	31	342
行動援護	26	6	31	5	68
重度障がい者等包括支援	0	0	1	0	1
生活介護	292	103	105	37	537
自立訓練(機能訓練)	5	0	4	0	9
自立訓練(生活訓練)	48	22	39	8	117
宿泊型自立訓練	3	5	1	1	10
就労移行支援	67	29	84	8	187
就労継続支援(A型)	165	58	96	36	355
就労継続支援(B型)	392	158	154	47	751
就労定着支援	27	13	30	7	77
療養介護	7	4	2	1	14
短期入所	226	56	110	34	426
自立生活援助	5	0	8	2	15
共同生活援助	345	84	174	52	655
施設入所支援	94	11	13	12	130
地域移行支援	73	26	31	19	149
地域定着支援	71	25	28	19	143
計画相談支援	349	108	174	37	668
医療型児童発達支援	0	0	2	0	2
児童発達支援	296	132	20	36	484
児童発達支援センター	23	8	11	2	44
保育所等訪問支援	95	9	25	11	140
放課後等デイサービス	532	226	307	61	1,126
居宅訪問型児童発達支援	11	1	8	0	20
医療型障がい児入所支援	8	3	2	(1)	13
福祉型障がい児入所支援	6	2	3	(0)	11
障がい児相談支援	293	77	103	31	504
合計	4,353	1,629	2,306	611	8,899

※久留米市の障がい児入所支援事業は県で指定しているため、県域の(内数)として掲載



第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

障がいのある人等の自立を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に対応したサービス提供体制を整えるため、令和8年度の数値目標を設定し、必要なサービス量を見込むとともに、その達成状況を把握しながら提供体制の整備に取り組んでいきます。

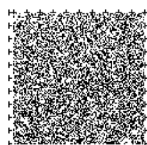
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人等が、それぞれの地域において自立した日常生活・社会生活を営むため、福祉施設入所から地域生活への移行を進めていきます。なお、この項において、地域生活への移行とは、福祉施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいいます。以下、この項において同じです。）の入所者が入所施設を退所し、生活の場をグループホームや一般住宅等へ移すことなどをいいます。

（1）現状と課題

グループホームなどの障がいのある人の住まいの場の確保が進んでいることなどにより、地域生活への移行が進んでいる一方で、障がいのある人の高齢化・重度化などにより福祉施設へ入所する人もみられ、施設入所者数の削減は、十分に進んでいるとはいえない状況があります。

このため、障がいのある人のニーズに応じて、福祉施設ではなく、地域で生活していくことができるよう支援する取り組みが必要です。福祉施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるためには、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等を充実させることのほか、地域で安心して暮らしていくための住まいの場や必要な訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築などが必要です。



(2) 目標値の設定

県では、これまでの利用実績や国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）をいいます。以下、同じです。）を踏まえ、令和 8 年度末の施設入所者数の削減数及び地域生活移行者数を次の表のとおり設定します。

項 目		数 値
目標値	令和 4 年度末における 施設入所者数 (A)	6, 3 8 5 人
	令和 8 年度末における 施設入所者数 (B)	6, 0 6 5 人
	削減数 (A-B)	3 2 0 人
	地域生活移行者数	3 8 4 人

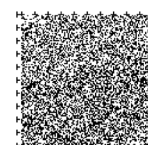
※ 地域生活移行者数は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に福祉施設を退所して地域生活へ移行する人の数です。

施設入所者の地域生活への移行者数の状況

区 分	H30. 4. 1～ H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	R4. 4. 1～ R5. 3. 31
人 数	84 人	129 人	93 人	84 人	81 人

(3) 目標達成への対応策

地域生活への移行を進めるに当たっては、地域へ送りだす施設、受け入れる地域、施設と地域を結びつけるための相談支援という三つの視点に基づいて、支援策を講じていきます。



① 福祉施設による支援

地域生活への移行を円滑に進めるため、機能訓練や生活訓練など、施設入所者の社会生活能力を高める支援を行うよう推進します。

行事等を通じて地域との交流を確保し、障がいのある人が地域に入りやすい環境をつくるよう助言等を行います。

② 住まいの場の確保

公営住宅等の活用やグループホームの創設を促進することにより、障がいのある人の住まいの場の確保に努めます。

③ 訪問系サービス・日中活動系サービスの確保

地域で自立した生活を送るため、居宅介護などの訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスの確保に努めます。

- ホームヘルパー、同行援護、重度訪問介護及び行動援護従業者の養成研修を実施します。
- 障がい福祉サービス事業者の指定を計画的に行うとともに、事業者に対する指導や研修により、提供されるサービスの質の確保に努めます。
- サービスの提供に必要な施設の創設、改修等の経費に対する助成を行います。

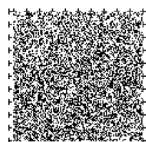
④ 地域の理解の促進

障がいのある人に対する地域住民の理解を促進するため、啓発活動を行います。

⑤ 相談支援体制の確保

相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援を提供する一般相談支援事業所の創設を促進します。



2 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所や入院している障がいのある人の地域生活への移行を進めていくこととしております。

令和8年度末の必要入所定員総数については、令和2年度からの実績を踏まえて削減した人数を目標値とします。

令和2年度から令和5年度の実績及び令和6年度から令和8年度までの目標値は、次のとおりです。

(単位：人)

実績				目標値		
R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
6,982	6,914	6,910	6,910	6,886	6,862	6,838

※4月1日時点の定員数

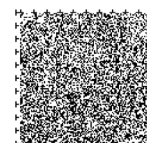
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

(1) 現状と課題

地域移行や地域生活継続のために支援が必要な精神障がいのある人について、関係機関や当事者の家族等が連携して支援できるよう、自立支援関係機関会議の設置や、保健師による訪問指導、グループホーム等の施設整備など、地域における受け入れ体制を整えることにより、退院可能な精神障がいのある人の地域移行を進めているところです。また、地域住民の理解や支えも重要であることから、家族会への支援や、こころのサポーター養成研修等を実施し、だれもが暮らしやすい地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

本県における令和元年度の精神病床における入院後1年時点での退院率は85.2%と全国の87.7%を下回っています。今後、関係機関や当事者の家族等との



連携を深め、支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む必要があります。

(2) 目標値の設定

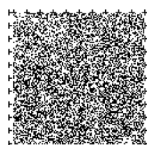
県では、現状及び国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までの目標値を次のように定めます。

項 目	数 値
入院後3か月時点の退院率	69.0%以上
入院後6ヶ月時点の退院率	86.0%以上
入院後1年時点の退院率	92.0%以上
在院期間が1年以上の長期入院患者数	10,012人以下
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上

(実績)

項 目	数 値
入院後3か月時点の退院率 (令和元年度)	60.8%
入院後6ヶ月時点の退院率 (令和元年度)	77.9%
入院後1年時点の退院率 (令和元年度)	85.2%
在院期間が1年以上の長期入院患者数 (令和4年度)	10,310人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (令和元年度)	318.1日

* 「精神保健福祉資料」及び厚生労働科学研究費補助金「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」より

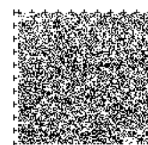


(3) 目標達成への対応策

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用して、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図ります。

さらに、令和4年の精神保健福祉法改正を踏まえ、入院患者の退院支援を進めるとともに、夜間・休日電話相談事業や退院した精神障がいのある人を地域で見守る体制の仕組みをつくり、地域生活に移行した精神障がいのある人に対して、症状悪化時等必要なときにいつでもフォローアップをし、精神障がいのある人の地域生活への移行を円滑に進めます。

また、地域で精神障がいのある人が安心して生活できる社会をつくるために、県民や関係機関を対象に、精神障がいのある人への理解を深める啓発を行います。



精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の施策を基本に取り組みます。

① 精神障がいのある人の地域移行、地域生活継続のための支援

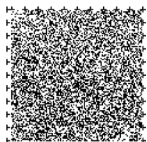
長期在院者の円滑な退院促進及び地域生活の継続を図るため、精神科病院をはじめ市町村、障がい福祉サービス事業者等の関係機関と十分な連携を図りながら、次のような支援を行います。

- ・ 保健・医療・福祉関係者や当事者、その家族等による協議の場の有効な活用
- ・ 退院した精神障がいのある人の症状悪化時の対応方策を示したプランの活用等による見守り体制の構築
- ・ 夜間・休日電話相談の設置
- ・ 精神障がいのある人の家族のための相談窓口の設置
- ・ 精神障がいのある人に対する保健師の訪問指導の実施
- ・ 共同生活援助及び自立生活援助の充実強化

② 精神障がいに対する正しい理解の促進

地域で共に生活する人々の精神障がい及び精神障がいのある人についての理解を深めるため、次のような事業を進めます。

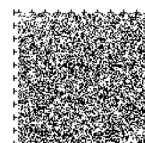
- ・ 保健福祉（環境）事務所や精神保健福祉センターで開催している各種講演や精神保健福祉大会（こころの健康づくり大会）等での啓発
- ・ 市町村や関係団体と連携した総合的な相談事業の充実
- ・ 不動産事業者や障がい福祉サービス事業者等を対象とした啓発



③ 地域生活への移行を進めるための環境整備

- ・ 日中活動の場として、創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの確保を図るため、地域のニーズに応じた整備を進めます。
- ・ 障がい福祉サービス事業者に対し、サービスの質の確保を図るため、精神障がいのある人の受け入れにあたっては、利用者の意向、適性、障がいの特性を踏まえた適切かつ効果的なサービスを提供するよう指導します。

	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人による地域移行支援のサービス必要見込量	97人	104人	110人
精神障がいのある人による地域定着支援のサービス必要見込量	124人	132人	137人
精神障がいのある人による共同生活援助のサービス必要見込量	4,172人	4,558人	4,963人
精神障がいのある人による自立生活援助のサービス必要見込量	84人	97人	108人
精神障がいのある人による自立訓練（生活訓練）のサービス必要見込量	768人	828人	899人



4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が、自立した地域生活を安定かつ継続的に送るためには、経済的な基盤であり、生きがいとなる就労が重要な要素となります。

本県では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。）の促進や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人の一般就労への移行を積極的に進めるよう取り組んでいきます。

また、福祉施設（就労移行支援事業等を行う施設をいいます。以下、この項において同じです。）から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障がい者雇用全体についての取組を併せて進めていきます。

（1）現状と課題

県内民間企業における雇用障がい者数は、令和4年19,757.0人（前年19,058.0人）と前年から699.0人増加しています。

また、福祉施設利用者のうち一般就労に移行した人は、令和4年度実績で1,109人（目標値1,305人の約85%）となっています。

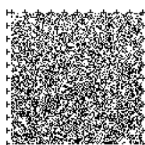
福祉施設から一般就労への移行をより一層進めるため、福祉・労働・教育等関係機関と民間企業等が連携を密にし、障がいのある人の一般就労を進めていくことが必要です。

（2）目標値の設定

① 福祉施設を退所し一般就労する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の年間一般就労移行者数を1,389人とします。



項 目	数 値
令和3年度の年間一般 就労移行者数	765人
【目標値】 令和8年度の年間一般 就労移行者数	1,389人

② 就労移行支援事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に就労移行支援事業により一般就労に移行する者の数を令和3年度の1.31倍以上とすることを基本とすることとされています。

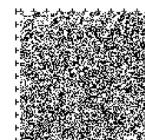
目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の就労移行支援事業による年間一般就労移行者数を734人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労移行 支援事業による年間一 般就労移行者数	431人
【目標値】 令和8年度の就労移行 支援事業による年間一 般就労移行者数	734人

③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数

国の基本指針では、令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度における就労移行支援事



業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割とします。

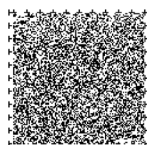
項 目	数 値
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50.0%

④ 就労継続支援A型事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に就労継続支援A型事業により一般就労に移行する者の数を令和3年度の概ね1.29倍以上とすることを目指すものとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数を263人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	171人
【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	263人



⑤ 就労継続支援B型事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に就労継続支援B型事業により一般就労に移行する者の数を令和3年度の概ね1.28倍以上とすることを目指すとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数を182人とします。

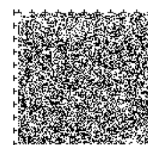
項 目	数 値
令和3年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	92人
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	182人

⑥ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の1.41倍以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度における就労移行支援事業の利用者数を1,050人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	744人
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	1,050人



⑦ 就労定着支援事業の就労定着率

国の基本指針では、令和8年度の就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とすることとされています。

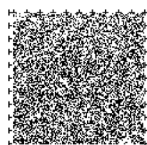
目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分とします。

項目	数値
【目標値】 就労定着率7割以上の 事業所	25.0%

⑧ 労働関係機関と連携した就労関連の目標

障がい者雇用に関して労働関係機関と連携した支援者見込み数を、国の基本指針を踏まえて次のように設定します。

項目	令和8年度の見込み数
障がいのある人に対する職業訓練の受講者数	72人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	153人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	163人
公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数	450人



(3) 目標達成への対応策

一般就労への移行等を進めるにあたっては、就労移行支援事業等の実施や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人への支援策を講じていきます。

① 障がいのある人に対する職業訓練の実施

福岡障害者職業能力開発校で実施する民間教育訓練機関等を活用した多様な委託訓練事業において、障がいのある人の能力や適性及び雇用ニーズに対応した訓練により就職に必要な知識・技能の習得を図るとともに、ハローワーク等職業紹介機関や就労移行支援事業者と連携を図りながら、就労に結びつけていきます。

② 福祉施設から公共職業安定所への誘導

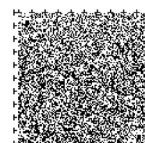
福祉施設利用者のうち必要な方が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福岡労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促します。

③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

県内13か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。

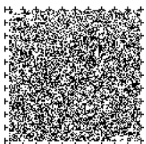
④ 公共職業安定所の支援による福祉施設からの就職

公共職業安定所の支援を受けて就職に結びつくよう、福岡労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促します。



⑤ その他雇用機会の拡大

- ・ 法定雇用率未達成企業等に対し、障がい者雇用制度の周知を図り、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する中小企業の障がい者雇用を支援する等、雇用促進を図ります。
- ・ 特別支援学校生徒の職場実習の拡充や企業の人事担当者と教職員の交流会等を通して、特別支援学校の生徒の就職に対する意欲向上を図るとともに、就業機会の拡大に努めます。
- ・ 一般就労を希望する障がいのある人が、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の実施を事業者に促します。



第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないと規定されています。障がいのある児童とその家族に対しては、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 現状と課題

令和5年4月1日現在、県内には児童発達支援センターが44か所設置されており、保育所等訪問支援事業所数は140か所となっています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は70か所、放課後等デイサービス事業所は97か所となっています。

できる限り身近な地域で支援を受けられるようにするためには、提供体制の整備等を促進するとともに保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を密にする必要があります。

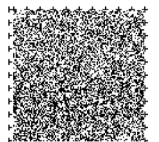
(2) 目標値の設定

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）することを基本とすることとされています。

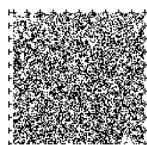
また、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等は、保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町



村に少なくとも1つずつ整備し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を全ての市町村において構築することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
児童発達支援センター	各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和8年度末)
保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	全ての市町村において構築する（令和8年度末）



② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

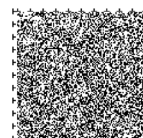
国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での整備も可）することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1つずつ確保することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和8年度末)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和8年度末)

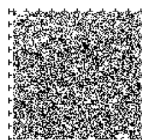
③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

国の基本指針では、聴覚障がいのある児童を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」を策定することとなっています。その際、令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とすることとされています。



国の基本指針を踏まえ、「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」を本計画（第2章第10節）に策定し、令和8年度末までに、県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の活用を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを目標に取り組みます。

項 目	目 標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制	県において確保する (令和8年度末)



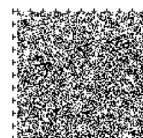
④ 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する(市町村単独での配置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での配置も可)ことを基本とすることとされています。

県では、令和4年4月1日に医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置しました。

さらに、国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を県及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標に取り組みます。

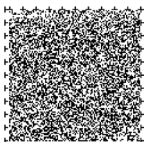
項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	県及び各市町村に設置する (障がい保健福祉圏域における共同設置も可) (令和8年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーター	各市町村に配置する(障がい保健福祉圏域における共同配置も可) (令和8年度末)



○コーディネーター配置人数の見込み

(単位:人)

圏域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人
福岡・糸島	2	3	3	4
粕屋	6	6	6	8
宗像	1	1	1	2
筑紫	5	5	5	6
甘木・朝倉	0	1	2	2
久留米	4	6	7	9
八女・筑後	4	4	4	4
有明	1	3	3	3
飯塚	3	3	3	3
直方・鞍手	4	4	4	4
田川	0	0	0	3
北九州	3	3	3	3
京築	0	3	4	5
県計	33	42	45	56



⑤ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針では、各都道府県及び各指定都市において、障がい児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを基本とすることとされています。

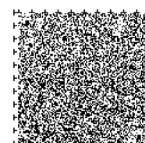
国の基本指針を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、令和8年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
移行調整の協議の場	県及び政令市に設置する (令和8年度末)

⑥ 子ども・子育て支援

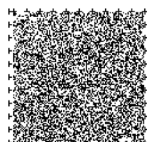
県及び市町村は、障がいのある児童の子ども・子育て支援の利用ニーズについて把握し、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入体制の整備を行います。

	令和4年度 受入実績 (人)	見込み(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	3,236	3,292	3,311	3,331
認定こども園	336	533	552	577
地域型保育事業	54	74	75	76
放課後児童 健全育成事業	1,823	2,051	2,072	2,091



(3) 目標達成への対応策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービスの提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 各市町村の体制整備に関し、必要な支援を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターを育成するため、相談支援専門員・保健師・訪問看護師等を対象とした養成研修を実施します。

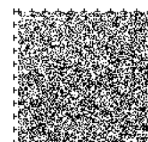


第3節 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ移行しやすくするための体制を、地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えることを目的として、各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）において地域生活支援拠点等の整備を進めています。

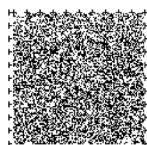
国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備を含む）に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
地域生活支援拠点等	各市町村(複数市町村による共同整備を含む)に整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、年1回以上運用状況を検証及び検討する (令和8年度末)



また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

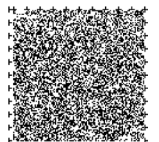
項 目	目 標
強度行動障がいのある人の支援体制	各市町村(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)において支援ニーズを把握し、支援体制を整備する (令和8年度末)



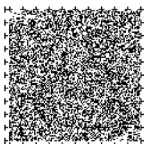
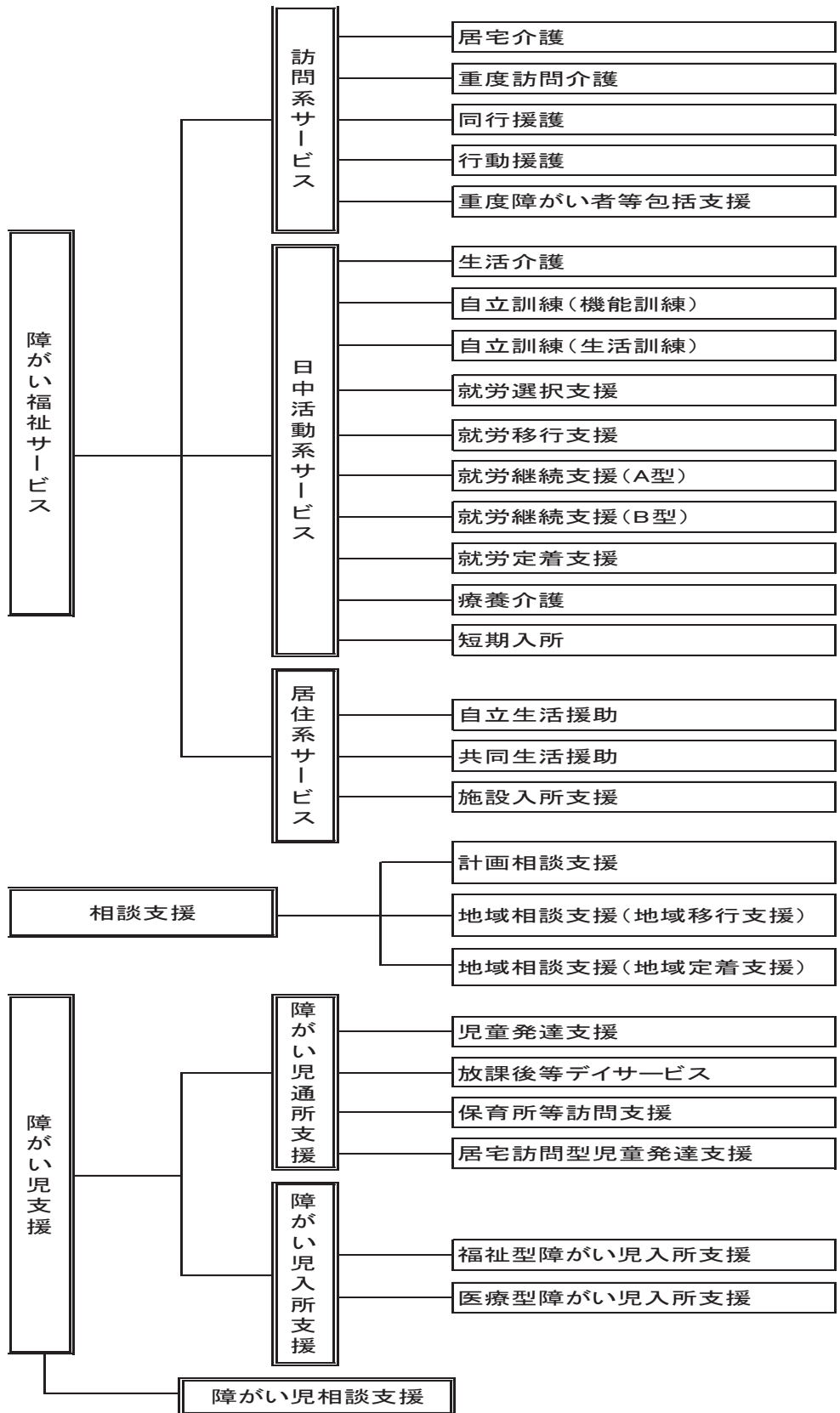
第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むために、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けることができるよう、計画期間中に必要であると見込まれる障がい福祉サービス等の量及びその見込量の確保のための方策を定め、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していきます。

障がい福祉サービス等の見込量の算定に当たっては、利用実態等や障がいのある人等のニーズなどを考慮しています。



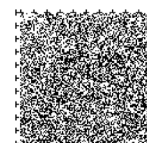
《サービス体系》



1 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の5つのサービスからなります。

居宅介護	障がいのある人等の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がいのある人であって常時介護を要する人の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人等が外出する時に、障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がいのある人等で常時介護を必要とする人が行動する際に、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等でその介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的に行います。



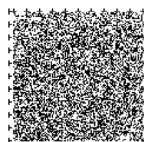
(1) サービスの必要見込量

① 居宅介護の必要見込量

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	34,761	1,832	34,304	1,847	34,795	1,879	35,292	1,912
福岡市	98,054	3,604	93,565	3,834	97,308	3,987	101,200	4,146
大牟田市	7,519	350	7,568	352	7,568	352	7,568	352
久留米市	14,800	800	15,251	815	15,708	831	16,179	848
直方市	1,593	94	1,600	100	1,600	100	1,600	100
飯塚市	5,237	311	5,572	325	5,700	333	5,833	341
田川市	1,025	73	1,100	100	1,100	100	1,100	100
柳川市	1,017	65	990	65	985	64	980	63
八女市	2,083	113	2,283	124	2,396	130	2,513	136
筑後市	1,235	98	1,410	103	1,485	111	1,585	120
大川市	520	52	639	62	639	62	639	62
行橋市	1,927	83	1,896	85	1,940	87	1,985	89
豊前市	514	27	560	28	560	28	580	29
中間市	1,203	69	1,202	74	1,156	72	1,110	70
小郡市	2,166	106	2,400	120	2,600	130	2,800	140
筑紫野市	2,839	157	2,600	155	2,650	160	2,750	165
春日市	2,856	137	3,150	160	3,300	170	3,450	180
大野城市	1,932	89	2,030	94	2,073	96	2,116	98
宗像市	1,274	90	1,265	93	1,265	93	1,265	93
太宰府市	1,938	80	2,498	111	2,520	112	2,543	113
古賀市	778	52	1,154	50	1,314	50	1,497	51
福津市	469	67	1,240	83	1,320	92	1,410	101
うきは市	389	26	7,020	36	7,215	37	7,410	38
宮若市	450	41	454	41	458	41	462	41
嘉麻市	2,153	112	2,192	152	2,276	163	2,363	175
朝倉市	579	39	560	42	600	45	640	48
みやま市	939	65	1,013	67	1,097	71	1,188	74
糸島市	1,086	68	1,248	79	1,313	84	1,394	89
那珂川市	1,506	57	1,636	62	1,636	62	1,636	62
宇美町	1,095	46	1,134	47	1,154	48	1,174	49
篠栗町	614	44	675	45	690	46	705	47
志免町	906	74	902	64	917	65	932	66
須恵町	380	25	476	34	496	36	516	38
新宮町	1,147	42	1,189	48	1,308	53	1,439	58
久山町	285	7	320	8	350	9	400	10
粕屋町	900	56	866	57	881	58	912	60
芦屋町	306	22	360	25	360	25	360	25
水巻町	688	46	675	45	675	45	675	45
岡垣町	430	32	406	34	418	35	429	36
遠賀町	49	18	496	22	496	22	496	22
小竹町	260	14	255	17	255	17	255	17
鞍手町	426	28	544	34	544	34	544	34
桂川町	2,968	24	276	24	287	25	310	27
筑前町	236	27	268	23	268	23	268	23
東峰村	1	1	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	188	12	225	15	240	16	255	17
大木町	195	9	190	18	200	19	210	21
広川町	1,383	29	578	34	612	36	646	38
香春町	290	20	448	28	464	29	480	30
添田町	332	21	350	30	334	28	325	27
糸田町	539	31	488	38	502	39	517	40
川崎町	675	48	900	60	900	60	900	60
大任町	253	14	294	14	294	14	294	14
赤村	15	7	160	8	180	9	200	10
福智町	1,154	57	1,637	71	1,591	68	1,547	65
苅田町	430	39	540	54	540	54	540	54
みやこ町	307	25	351	26	407	29	472	32
吉富町	127	11	156	12	156	12	156	12
上毛町	38	6	120	10	144	12	168	14
築上町	318	21	330	23	335	23	340	24
県計	210,348	9,613	214,009	10,227	220,575	10,531	227,553	10,851

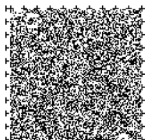
※令和4年度実績のうち、月単位の実績は、令和5年3月の実績（以下同じです。）です。



② 重度訪問介護のサービス必要見込量

(単位:時間、人/月)

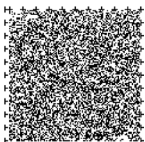
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	18,078	37	22,221	45	25,609	53	29,514	62
福岡市	43,190	89	50,397	105	56,949	116	64,352	128
大牟田市	781	9	1,042	12	1,215	14	1,389	16
久留米市	8,151	38	9,505	50	10,455	56	11,501	62
直方市	663	4	680	4	700	5	710	5
飯塚市	8	1	92	2	92	2	92	2
田川市	327	3	420	4	420	4	420	4
柳川市	882	7	850	6	850	6	850	6
八女市	1,300	8	1,390	10	1,390	10	1,390	10
筑後市	698	6	742	7	742	7	742	7
大川市	0	0	112	1	112	1	112	1
行橋市	246	2	280	2	280	2	280	2
豊前市	103	1	200	2	200	2	200	2
中間市	20	1	25	1	25	1	25	1
小郡市	980	4	1,623	6	1,813	7	2,003	8
筑紫野市	2,049	5	2,000	6	2,000	6	2,000	6
春日市	531	1	850	2	850	2	850	2
大野城市	32	2	320	2	320	2	320	2
宗像市	1,734	7	1,999	7	2,214	7	2,451	7
太宰府市	311	1	622	2	622	2	933	3
古賀市	837	3	2,700	4	3,000	5	3,000	5
福津市	0	0	200	2	200	2	200	2
うきは市	0	1	1,721	3	1,721	3	1,721	3
宮若市	406	4	406	4	406	4	406	4
嘉麻市	159	2	124	2	124	2	124	2
朝倉市	0	0	50	1	50	1	50	1
みやま市	120	1	300	3	300	3	300	3
糸島市	84	4	110	5	132	6	154	7
那珂川市	0	0	1	1	1	1	1	1
宇美町	96	2	96	1	96	1	96	1
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	401	1	210	1	210	1	210	1
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	346	1	266	1	270	1	540	2
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	600	1	600	1	600	1
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	231	1	245	1	245	1	245	1
岡垣町	0	0	186	1	186	1	186	1
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	9	1	9	1	9	1
鞍手町	114	1	228	2	228	2	228	2
桂川町	95	1	62	1	62	1	62	1
筑前町	610	2	901	3	901	3	901	3
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	199	1	200	1	200	1	400	2
大木町	229	1	260	2	260	2	260	2
広川町	195	3	473	11	516	12	559	13
香春町	226	2	120	2	120	2	120	2
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	121	1	109	1	112	1	115	1
川崎町	96	2	134	2	134	2	134	2
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	202	1	45	1	45	1	45	1
福智町	79	3	105	1	105	1	105	1
苅田町	687	2	1,149	3	1,149	3	1,149	3
みやこ町	161	1	154	1	151	1	149	1
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	85,772	267	106,534	339	118,391	371	132,203	406



③ 同行援護のサービス必要見込量

(単位:時間、人/月)

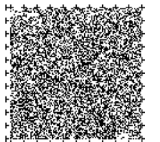
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	598	285	4,227	287	4,382	293	4,542	300
福岡市	12,284	545	12,171	544	12,633	555	13,133	566
大牟田市	1,340	52	1,419	55	1,419	55	1,419	55
久留米市	996	65	947	71	937	73	928	74
直方市	258	15	260	15	265	16	270	17
飯塚市	471	43	454	41	441	39	428	38
田川市	67	4	60	5	60	5	60	5
柳川市	108	6	95	6	95	6	95	6
八女市	234	16	251	18	251	18	251	18
筑後市	48	7	63	7	63	7	63	7
大川市	12	2	55	3	55	3	55	3
行橋市	104	12	104	12	104	12	104	12
豊前市	0	0	7	1	7	1	7	1
中間市	176	17	154	19	142	18	130	17
小郡市	64	4	130	5	156	6	182	7
筑紫野市	421	26	440	26	460	28	480	30
春日市	438	18	660	22	810	24	990	26
大野城市	411	14	464	16	493	17	522	18
宗像市	127	13	84	12	91	13	98	14
太宰府市	170	14	254	16	270	17	286	18
古賀市	101	9	129	9	147	9	167	10
福津市	84	12	280	15	320	16	360	18
うきは市	22	2	360	3	360	3	360	3
宮若市	3	1	5	1	5	1	5	1
嘉麻市	96	10	117	13	117	13	117	13
朝倉市	206	12	220	30	240	35	260	40
みやま市	144	9	140	9	140	9	140	9
糸島市	446	15	474	19	506	22	539	25
那珂川市	171	8	158	9	158	9	158	9
宇美町	93	3	92	3	92	3	92	3
篠栗町	123	9	135	9	135	9	135	9
志免町	15	3	98	8	98	8	98	8
須恵町	36	3	59	3	64	3	69	3
新宮町	0	0	0	0	4	1	8	1
久山町	20	2	22	2	22	2	22	2
粕屋町	144	6	174	7	199	8	224	9
芦屋町	41	3	55	4	55	4	55	4
水巻町	60	8	120	8	120	8	120	8
岡垣町	51	4	60	6	60	6	60	6
遠賀町	6	1	6	2	8	2	8	2
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	9	2	36	3	36	3	36	3
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	60	4	56	3	56	3	56	3
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	34	4	48	4	60	5	60	5
大木町	29	2	40	3	42	4	45	4
広川町	82	6	96	8	96	8	96	8
香春町	3	1	40	2	40	2	40	2
添田町	42	3	25	3	25	3	25	3
糸田町	0	0	1	1	1	1	1	1
川崎町	30	5	48	6	56	7	72	9
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	5	1	10	2
福智町	42	4	180	6	180	6	180	6
苅田町	95	7	60	6	60	6	60	6
みやこ町	45	3	48	3	51	3	54	3
吉富町	4	1	5	1	5	1	5	1
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	3	1	10	1	10	1	20	2
県計	20,657	1,321	25,698	1,391	26,707	1,431	27,800	1,473



④ 行動援護のサービス必要見込量

(単位:時間、人/月)

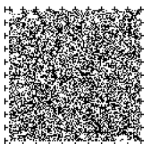
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	89	7	73	5	75	5	77	5
福岡市	1,013	90	1,180	88	1,298	90	1,428	92
大牟田市	59	5	82	7	82	7	82	7
久留米市	289	15	193	13	180	13	167	13
直方市	44	4	45	4	50	5	55	6
飯塚市	30	43	8	1	8	1	8	1
田川市	38	2	20	4	20	4	20	4
柳川市	81	2	65	2	70	3	75	4
八女市	11	2	15	3	15	3	15	3
筑後市	10	3	12	3	12	3	12	3
大川市	0	0	14	1	14	1	14	1
行橋市	0	0	3	1	3	1	3	1
豊前市	0	0	5	1	10	2	10	2
中間市	0	0	5	1	5	1	5	1
小郡市	41	2	75	5	75	5	90	6
筑紫野市	144	12	200	14	220	15	240	16
春日市	124	7	140	10	160	13	180	15
大野城市	244	8	300	10	330	11	360	12
宗像市	54	5	57	6	67	7	76	8
太宰府市	109	5	153	7	174	8	196	9
古賀市	0	0	20	1	20	1	20	1
福津市	1	1	15	2	15	2	15	2
うきは市	7	6	150	1	300	2	300	2
宮若市	0	0	10	1	10	1	10	1
嘉麻市	39	2	32	2	34	2	34	2
朝倉市	0	0	4	1	4	1	4	1
みやま市	14	2	30	3	30	3	30	3
糸島市	6	1	30	4	33	5	37	6
那珂川市	108	4	147	6	167	7	187	8
宇美町	10	1	20	2	20	2	20	2
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	0	0	20	1	20	1	20	1
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	0	0	0	0	4	1	8	1
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	21	2	21	2	21	2
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	0
岡垣町	0	0	0	0	0	0	0	0
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	7	1	7	1	7	1
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	1	1	1	1	1	1	1	1
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	20	1	20	1	20	1
大木町	0	0	10	1	10	1	10	1
広川町	35	2	75	5	75	5	75	5
香春町	12	2	40	2	40	2	40	2
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	0	0	1	1	1	1	1	1
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	27	1	12	1	12	1	12	1
福智町	8	2	98	5	98	5	98	5
苅田町	30	1	20	2	20	2	20	2
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	3	1	5	1	5	1	5	1
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	5	1	5	1	5	1	10	2
県計	2,680	240	3,438	234	3,840	250	4,118	264



⑤ 重度障がい者等包括支援

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡市	1,999	5	180	6	180	6	180	6
大牟田市	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0
直方市	0	0	0	0	0	0	0	0
飯塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
田川市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳川市	0	0	0	0	0	0	0	0
八女市	0	0	0	0	0	0	0	0
筑後市	0	0	0	0	0	0	0	0
大川市	0	0	30	1	30	1	30	1
行橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
豊前市	0	0	0	0	0	0	0	0
中間市	0	0	40	1	40	1	40	1
小郡市	0	0	0	0	0	0	0	0
筑紫野市	0	0	0	0	0	0	0	0
春日市	0	0	100	1	100	1	100	1
大野城市	0	0	160	1	160	1	160	1
宗像市	0	0	360	1	360	1	360	1
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0
古賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
福津市	0	0	0	0	0	0	0	0
うきは市	0	0	2	1	4	2	6	3
宮若市	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉麻市	0	0	0	0	0	0	0	0
朝倉市	0	0	30	1	30	1	30	1
みやま市	0	0	0	0	0	0	0	0
糸島市	0	0	20	1	20	1	20	1
那珂川市	0	0	1	1	1	1	1	1
宇美町	0	0	0	0	0	0	0	0
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	0	0	372	1	372	1	372	1
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	0	0	0	0	0	0	0	0
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	0
岡垣町	0	0	0	0	0	0	0	0
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	0	0	300	1	300	1	300	1
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	0
大木町	0	0	0	0	0	0	0	0
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	0	0	0	0	0	0
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	0	0	0	0
福智町	0	0	0	0	0	0	0	0
苅田町	0	0	0	0	0	0	0	0
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,999	5	1,595	17	1,597	18	1,599	20



(2) サービス確保のための方策

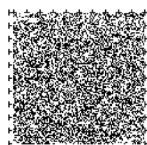
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 行動援護従業者養成研修を実施し、人材の養成・確保に努めます。
- 障がい者（児）ホームヘルパー養成研修や同行援護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修の事業者指定を通じ、ホームヘルパー及びガイドヘルパーの人材養成・確保に努めます。
- 福岡県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、公共職業安定所等において、福祉・介護分野への就職希望者等の相談に応じたり、職場を体験する機会を提供したりすることで、福祉・介護分野への円滑な就労及び定着を支援し、訪問系サービスに携わる人材を確保します。



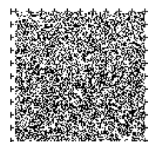
2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護及び短期入所の10のサービスからなります。

生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人について、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。



就労継続支援A型	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	<p>居宅において障がいのある人等の介護を行う人の病気等の理由で、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。</p> <p>重症心身障がい児・者等を対象とし、病院、有床診療所、老人保健施設及び無床診療所（日中の場合のみ）が行う短期入所を医療型短期入所といい、その他の短期入所を福祉型短期入所といいます。</p>



(1) サービスの必要見込量

① 生活介護のサービス必要見込量

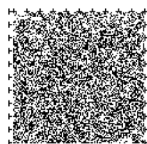
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	66,624	3,481	62,784	3,714	65,000	3,845	67,292	3,981
粕 屋	10,734	530	11,442	549	11,825	561	12,195	573
宗 像	7,105	351	7,089	363	7,201	368	7,304	374
筑 紫	14,344	700	14,389	722	14,645	736	14,901	750
甘 木 ・ 朝 倉	5,297	246	5,054	251	5,075	253	5,097	255
久 留 米	26,007	1,288	24,982	1,281	25,154	1,299	25,212	1,302
八 女 ・ 筑 後	8,786	412	9,417	449	9,722	462	10,032	476
有 明	14,735	694	14,654	707	14,804	716	14,854	717
飯 塚	13,988	681	13,954	697	13,983	702	14,011	706
直 方 ・ 鞍 手	8,371	397	8,599	411	8,649	416	8,699	421
田 川	9,377	441	10,012	488	10,124	494	10,239	499
北 九 州	71,367	3,364	70,775	3,398	71,906	3,418	73,077	3,440
京 築	9,705	459	9,613	480	9,763	487	9,920	493
県 計	266,440	13,044	262,764	13,510	267,851	13,756	272,833	13,987

② 自立訓練（機能訓練）のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	636	55	469	46	424	42	384	39
粕 屋	121	10	242	15	273	17	285	18
宗 像	111	8	160	12	160	12	160	12
筑 紫	149	11	230	18	263	25	296	32
甘 木 ・ 朝 倉	23	1	42	2	62	3	81	4
久 留 米	278	16	662	27	710	31	738	33
八 女 ・ 筑 後	50	4	87	5	102	6	102	6
有 明	23	1	83	5	83	5	83	5
飯 塚	105	7	62	7	62	7	62	7
直 方 ・ 鞍 手	46	2	73	3	73	3	73	3
田 川	40	2	60	3	82	4	82	4
北 九 州	269	13	243	13	247	14	250	14
京 築	13	1	87	4	87	4	87	4
県 計	1,864	131	2,500	160	2,628	173	2,683	181



③ 自立訓練（生活訓練）のサービス必要見込量

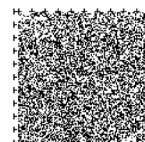
(単位: 人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	5,184	367	6,482	494	7,439	568	8,537	652
粕 屋	333	23	420	26	426	27	432	28
宗 像	559	35	510	31	550	33	580	36
筑 紫	677	41	776	50	802	52	828	54
甘 木 ・ 朝 倉	69	3	117	7	119	7	120	7
久 留 米	793	58	1,771	76	1,790	81	1,808	82
八 女 ・ 筑 後	57	3	171	9	171	9	171	9
有 明	670	38	757	46	757	46	757	46
飯 塚	337	25	409	28	410	28	415	28
直 方 ・ 鞍 手	330	28	335	29	371	32	407	35
田 川	339	17	472	29	504	31	537	33
北 九 州	3,848	218	3,805	218	3,811	217	3,841	219
京 築	541	35	524	37	528	37	541	38
県 計	13,737	891	16,549	1,081	17,678	1,169	18,974	1,267

④ 就労選択支援のサービス必要見込量

(単位: 人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	-	-	-	-	55	371	60	408
粕 屋	-	-	-	-	445	84	1,112	116
宗 像	-	-	-	-	50	31	65	37
筑 紫	-	-	-	-	384	27	497	34
甘 木 ・ 朝 倉	-	-	-	-	30	2	30	2
久 留 米	-	-	-	-	330	19	634	35
八 女 ・ 筑 後	-	-	-	-	1	3	1	6
有 明	-	-	-	-	150	11	236	18
飯 塚	-	-	-	-	399	19	425	21
直 方 ・ 鞍 手	-	-	-	-	145	10	150	10
田 川	-	-	-	-	158	13	176	14
北 九 州	-	-	-	-	2,884	209	5,765	415
京 築	-	-	-	-	62	12	79	20
県 計	-	-	-	-	5,093	811	9,230	1,136



⑤ 就労移行支援のサービス必要見込量

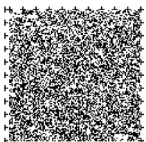
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	15,297	839	16,122	857	16,487	880	16,857	900
粕 屋	2,013	109	2,210	122	2,344	130	2,363	134
宗 像	1,004	53	1,133	63	1,217	68	1,310	74
筑 紫	2,486	142	2,835	168	3,036	178	3,187	189
甘 木 ・ 朝 倉	341	20	424	26	424	26	424	26
久 留 米	2,054	124	3,974	137	4,353	143	4,653	147
八 女 ・ 筑 後	567	31	644	44	674	47	705	52
有 明	1,170	71	1,256	79	1,276	81	1,290	82
飯 塚	1,302	65	1,370	92	1,397	103	1,427	115
直 方 ・ 鞍 手	806	44	897	48	1,007	52	1,137	57
田 川	575	34	849	56	910	62	989	71
北 九 州	8,772	423	8,172	465	8,285	468	8,409	473
京 築	680	36	772	66	852	72	932	78
県 計	37,067	1,991	40,658	2,223	42,262	2,310	43,683	2,398

⑥ 就労継続支援A型のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	32,823	1,598	32,609	1,790	34,905	1,916	37,375	2,051
粕 屋	4,877	248	5,535	278	5,913	298	6,317	319
宗 像	2,552	128	2,875	155	3,259	176	3,701	200
筑 紫	9,629	482	9,328	1,754	9,903	1,861	10,496	1,969
甘 木 ・ 朝 倉	1,585	74	1,699	90	1,799	100	1,909	110
久 留 米	16,895	835	16,755	873	17,494	915	17,631	923
八 女 ・ 筑 後	4,936	238	5,853	296	6,459	326	7,136	360
有 明	8,213	398	8,189	413	8,381	421	8,587	429
飯 塚	4,381	206	4,717	258	5,031	283	5,370	311
直 方 ・ 鞍 手	2,659	128	2,762	132	2,854	138	2,946	143
田 川	2,446	123	2,978	162	3,499	188	4,150	219
北 九 州	29,339	1,295	29,442	1,374	30,930	1,424	32,468	1,476
京 築	6,968	338	7,201	368	7,403	379	7,607	391
県 計	127,303	6,091	129,943	7,943	137,830	8,425	145,693	8,901



⑦ 就労継続支援B型のサービス必要見込量

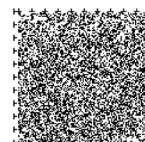
(単位:人日/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	62,016	3,422	62,197	3,897	66,968	4,196	72,095	4,518
粕屋	11,224	616	12,730	685	13,618	736	14,694	788
宗像	6,753	380	7,144	426	7,629	455	8,119	485
筑紫	17,757	975	20,461	1,161	22,153	1,254	23,794	1,350
甘木・朝倉	4,388	235	4,505	253	4,765	270	5,043	283
久留米	25,113	1,424	27,823	1,612	29,773	1,721	30,207	1,745
八女・筑後	9,381	501	10,197	557	10,674	579	11,196	604
有明	10,482	567	10,565	583	10,667	588	10,775	593
飯塚	13,996	718	15,056	869	16,111	946	17,268	1,031
直方・鞍手	8,327	439	8,500	459	8,767	473	9,034	488
田川	13,869	726	14,904	832	15,369	852	15,846	872
北九州	74,377	3,563	71,705	3,881	77,497	4,135	83,737	4,405
京築	13,885	767	14,552	824	15,341	869	16,110	913
県計	271,568	14,333	280,339	16,039	299,332	17,074	317,918	18,076

⑧ 就労定着支援のサービス必要見込量

(単位:人/月)

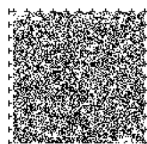
圏域	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	人	人	人	人	
福岡・糸島	270	282	284	287	
粕屋	44	55	60	67	
宗像	53	56	59	61	
筑紫	50	76	90	105	
甘木・朝倉	11	23	34	50	
久留米	83	105	117	128	
八女・筑後	7	12	13	14	
有明	24	28	30	32	
飯塚	13	19	20	21	
直方・鞍手	13	16	18	20	
田川	9	13	15	17	
北九州	160	199	215	234	
京築	16	25	27	31	
県計	753	909	982	1,067	



⑨ 療養介護のサービス必要見込量

(単位:人/月)

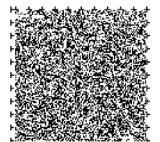
圏域	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	人	人	人	人	
福岡・糸島	241	236	235	234	
粕屋	62	61	61	61	
宗像	26	29	29	30	
筑紫	48	54	55	56	
甘木・朝倉	28	28	29	30	
久留米	156	163	168	174	
八女・筑後	34	37	38	39	
有明	82	83	84	86	
飯塚	37	39	39	39	
直方・鞍手	24	25	25	25	
田川	34	36	37	38	
北九州	340	343	345	347	
京築	36	37	37	37	
県計	1,148	1,170	1,182	1,196	



⑩ 福祉型短期入所のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

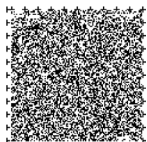
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	4,271	322	2,824	392	2,891	396	2,959	400
福岡市	6,068	892	6,261	955	6,730	1,027	7,234	1,105
大牟田市	82	21	98	25	105	27	117	30
久留米市	484	111	405	85	393	82	381	80
直方市	115	22	147	21	154	22	161	23
飯塚市	251	32	209	27	209	27	209	27
田川市	77	9	60	20	60	20	60	20
柳川市	203	43	145	30	150	31	155	32
八女市	223	32	304	37	337	40	374	44
筑後市	176	27	180	36	190	38	200	40
大川市	63	15	70	16	70	16	70	16
行橋市	155	19	224	26	241	28	258	30
豊前市	33	6	64	8	72	9	80	10
中間市	0	0	84	32	84	32	84	32
小郡市	90	13	94	14	98	14	105	15
筑紫野市	146	23	170	23	230	29	310	37
春日市	125	23	190	40	220	50	260	60
大野城市	142	29	165	33	175	35	185	37
宗像市	239	54	285	57	335	67	385	77
太宰府市	81	16	167	31	232	43	281	52
古賀市	0	0	180	50	200	55	200	55
福津市	563	70	120	24	120	24	120	24
うきは市	0	0	60	6	70	7	80	8
宮若市	48	10	48	12	56	14	64	16
嘉麻市	92	16	129	48	150	63	176	84
朝倉市	37	11	43	14	50	18	57	22
みやま市	55	14	70	21	80	23	90	25
糸島市	156	29	166	44	186	55	209	70
那珂川市	18	109	115	18	119	18	121	18
宇美町	134	20	124	20	124	20	124	20
篠栗町	42	16	85	17	85	17	85	17
志免町	103	21	91	25	107	31	123	37
須恵町	85	10	97	16	107	18	117	20
新宮町	117	17	133	18	213	23	341	30
久山町	11	1	15	3	15	3	15	3
粕屋町	68	20	72	21	82	24	82	27
芦屋町	49	4	60	7	60	7	60	7
水巻町	29	5	48	8	54	9	60	10
岡垣町	71	12	46	19	49	20	51	21
速賀町	12	3	30	10	36	12	42	14
小竹町	0	0	10	2	10	2	10	2
鞍手町	42	6	80	10	88	11	96	12
桂川町	57	7	46	8	52	9	63	11
筑前町	45	9	32	5	36	6	45	7
東峰村	0	0	10	1	10	1	10	1
大刀洗町	8	1	30	6	35	7	40	8
大木町	12	4	35	7	35	7	40	8
広川町	44	10	57	19	60	20	63	21
香春町	30	4	119	17	119	17	119	17
添田町	0	0	1	4	1	4	1	4
糸田町	13	2	12	3	13	3	14	3
川崎町	70	4	143	8	178	10	214	12
大任町	76	6	76	6	86	7	96	8
赤村	13	1	7	1	7	1	7	1
福智町	91	12	494	57	487	57	480	57
苅田町	74	6	90	18	90	18	90	18
みやこ町	36	6	52	7	59	7	66	7
吉富町	30	4	0	0	0	0	0	0
上毛町	12	3	60	6	80	8	100	10
築上町	85	3	20	10	22	11	24	12
県計	15,452	2,185	15,252	2,504	16,408	2,700	17,663	2,914



⑪ 医療型短期入所のサービス必要見込量

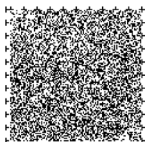
(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	315	60	367	72	367	73	368	74
福岡市	695	139	663	128	683	132	703	136
大牟田市	5	2	8	3	10	4	13	5
久留米市	42	8	27	4	27	4	27	4
直方市	26	4	28	4	28	4	28	4
飯塚市	44	6	44	6	44	6	44	6
田川市	0	0	7	1	7	1	7	1
柳川市	0	0	5	1	5	1	5	1
八女市	0	0	29	1	29	1	29	1
筑後市	0	0	7	1	7	1	7	1
大川市	0	0	2	1	2	1	2	1
行橋市	37	3	14	2	14	2	14	2
豊前市	0	0	7	1	7	1	7	1
中間市	0	0	40	4	40	4	40	4
小郡市	8	4	3	2	4	2	5	2
筑紫野市	0	0	14	2	14	2	14	2
春日市	3	3	10	2	10	2	10	2
大野城市	0	0	3	1	3	1	3	1
宗像市	58	7	57	9	57	9	57	9
太宰府市	0	0	1	1	1	1	1	1
古賀市	0	0	7	3	8	4	8	4
福津市	57	6	35	7	35	8	35	8
うきは市	0	0	20	2	20	2	20	2
宮若市	9	2	10	2	10	2	10	2
嘉麻市	8	1	6	2	6	2	6	2
朝倉市	0	0	10	2	10	2	10	2
みやま市	8	2	8	4	8	4	8	4
糸島市	0	0	60	12	65	13	70	14
那珂川市	0	0	8	1	8	1	8	1
宇美町	48	7	50	8	50	8	50	8
篠栗町	4	1	20	4	20	4	20	4
志免町	30	7	25	10	27	12	29	14
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	22	4	14	7	15	8	17	9
久山町	0	0	2	1	2	1	2	1
粕屋町	39	6	39	9	44	10	48	11
芦屋町	1	1	15	3	15	3	15	3
水巻町	18	3	35	5	35	5	35	5
岡垣町	50	6	35	6	35	6	35	6
速賀町	1	1	10	2	10	2	10	2
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	6	1	10	1	10	1	10	1
桂川町	8	1	14	1	14	1	14	1
筑前町	0	0	3	1	3	1	3	1
東峰村	0	0	5	1	5	1	5	1
大刀洗町	3	1	5	1	10	2	10	2
大木町	0	0	4	1	8	2	8	2
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	7	1	7	1	7	1
添田町	0	0	1	1	1	1	1	1
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	7	1	7	1	7	1
福智町	4	1	3	1	3	1	3	1
苅田町	0	0	3	1	3	1	3	1
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
葉上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,549	287	1,807	347	1,853	362	1,891	373



(2) サービス確保のための方策

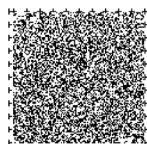
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- 入所施設において、空床を利用した短期入所の確保を図ります。
- 共同生活援助において、短期入所の併設を促進します。
- 障がいのある児童の短期入所の現状とその課題を把握した上で、障がいのある児童が短期入所を利用しやすい環境の整備に努めます。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の新規事業所指定については、地域のサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を聴いた上で判断します。
- 就労定着支援の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。



3 居住系サービス

居住系サービスは、自立生活援助、共同生活援助及び施設入所支援の3つのサービスからなります。

自立生活援助	障がいのある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	主として夜間に、施設において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

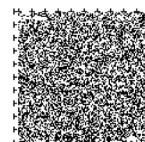


(1) サービスの必要見込量

① 自立生活援助のサービス必要見込量

(単位:人/月)

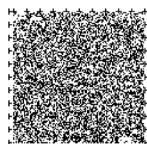
市町村名	実績	見込量				市町村名	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	人	人	人	人	人		人	人	人		
北九州市	0	1	2	2	那珂川市	0	1	1	1		
福岡市	23	29	34	41	宇美町	0	0	0	0		
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	0	1	1	1		
久留米市	8	11	11	11	志免町	0	0	0	0		
直方市	1	1	2	3	須恵町	0	0	0	0		
飯塚市	0	3	4	4	新宮町	1	1	1	2		
田川市	0	1	1	1	久山町	0	0	0	0		
柳川市	0	0	0	0	粕屋町	0	1	1	1		
八女市	0	1	1	1	芦屋町	0	1	1	1		
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	0	0	0		
大川市	0	1	1	1	岡垣町	0	1	1	1		
行橋市	5	10	10	10	遠賀町	0	0	0	0		
豊前市	0	1	1	1	小竹町	1	1	1	1		
中間市	0	1	1	1	鞍手町	1	1	1	1		
小郡市	0	1	1	1	桂川町	0	0	0	0		
筑紫野市	0	1	1	1	筑前町	0	1	1	1		
春日市	1	1	2	3	東峰村	1	1	1	1		
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	1	1	2		
宗像市	4	5	6	7	大木町	0	1	1	1		
太宰府市	0	1	2	3	広川町	0	0	0	0		
古賀市	4	4	6	6	香春町	0	2	2	2		
福津市	10	10	11	13	添田町	0	2	2	2		
うきは市	0	1	1	1	糸田町	0	0	0	0		
宮若市	3	4	5	6	川崎町	0	0	0	0		
嘉麻市	0	2	5	7	大任町	0	0	0	0		
朝倉市	0	2	2	2	赤村	0	2	3	4		
みやま市	0	1	1	1	福智町	0	0	0	0		
糸島市	0	6	6	6	苅田町	0	3	3	3		
					みやこ町	0	0	0	0		
					吉富町	0	0	0	0		
					上毛町	0	0	0	0		
					築上町	0	0	0	0		
					県計	63	123	142	161		



② 共同生活援助のサービス必要見込量

(単位:人/月)

市町村名	実績	見込量				市町村名	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	人	人	人	人	人		人	人	人		
北九州市	1,674	1,864	1,997	2,140	那珂川市	34	38	40	42		
福岡市	1,922	2,435	2,695	2,955	宇美町	38	40	42	44		
大牟田市	197	211	228	246	篠栗町	46	38	40	42		
久留米市	473	578	636	700	志免町	74	75	77	79		
直方市	138	140	145	150	須恵町	45	46	47	48		
飯塚市	296	337	358	379	新宮町	32	34	41	49		
田川市	147	160	160	160	久山町	13	12	13	14		
柳川市	118	115	120	125	粕屋町	57	60	62	63		
八女市	140	170	187	206	芦屋町	24	26	28	30		
筑後市	84	94	98	102	水巻町	50	59	63	67		
大川市	79	88	91	94	岡垣町	51	54	56	57		
行橋市	165	173	177	181	遠賀町	31	35	37	41		
豊前市	58	61	63	65	小竹町	21	23	25	27		
中間市	57	64	65	66	鞍手町	37	22	23	25		
小郡市	77	120	136	152	桂川町	45	43	44	45		
筑紫野市	108	145	160	175	筑前町	35	28	31	14		
春日市	131	180	210	240	東峰村	7	10	10	10		
大野城市	90	100	105	110	大刀洗町	25	30	31	32		
宗像市	157	164	173	183	大木町	20	17	19	20		
太宰府市	72	87	95	104	広川町	38	50	57	64		
古賀市	64	48	52	56	香春町	38	55	62	69		
福津市	86	105	115	125	添田町	24	31	29	27		
うきは市	60	70	75	80	糸田町	32	36	37	38		
宮若市	78	90	104	120	川崎町	61	68	73	78		
嘉麻市	108	142	151	161	大任町	21	23	25	27		
朝倉市	79	110	130	150	赤村	10	13	14	15		
みやま市	56	59	66	73	福智町	67	74	81	89		
糸島市	118	134	144	157	苅田町	70	81	83	85		
					みやこ町	48	25	25	26		
					吉富町	9	10	11	12		
					上毛町	20	20	20	20		
					築上町	44	45	47	50		
					県計	7,999	9,266	10,029	10,804		



③ 施設入所支援のサービス必要見込量

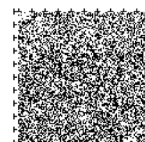
見込量については、現在の施設入所者数を基に、施設入所者の地域生活への移行、共同生活援助等での対応が困難な人等を考慮して、算定しています。

(単位：人／月)

実績	見込量		
令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6,176	6,125	6,069	6,008

(2) サービス確保のための方策

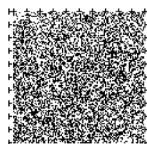
- 共同生活援助事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 共同生活援助の提供体制を整備するため、共同住居の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 自立生活援助の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。



4 相談支援

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の3つのサービスからなります。

計画相談支援	障がいのある人が障がい福祉サービスの利用を申請する際に、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する移行その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成したり、障がい福祉サービスの利用途中においてサービス等利用計画を見直し、変更する等して支援します。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人と常に連絡を取れる体制をつくり、障がいの特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行います。

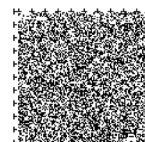


(1) サービスの必要見込量

① 計画相談支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

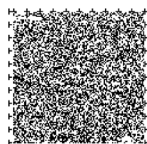
市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	9,745	10,400	10,750	11,100	那珂川市	330	354	366	378
福岡市	8,880	18,560	19,571	20,638	宇美町	803	291	311	331
大牟田市	1,380	1,441	1,473	1,505	篠栗町	237	240	250	260
久留米市	2,768	3,568	3,853	4,161	志免町	935	341	350	359
直方市	649	650	660	670	須恵町	201	242	252	262
飯塚市	1,466	1,521	1,548	1,575	新宮町	184	531	584	642
田川市	540	550	560	570	久山町	59	60	62	64
柳川市	633	645	650	655	粕屋町	299	351	390	437
八女市	786	894	894	894	芦屋町	113	120	125	130
筑後市	533	559	572	585	水巻町	313	325	330	335
大川市	384	400	405	410	岡垣町	132	308	318	328
行橋市	794	800	805	810	遠賀町	167	160	162	165
豊前市	248	864	873	881	小竹町	306	118	120	122
中間市	419	46	51	56	鞍手町	223	53	55	57
小郡市	482	609	641	673	桂川町	164	180	186	194
筑紫野市	760	850	900	950	筑前町	198	205	226	249
春日市	843	900	950	1,000	東峰村	28	9	9	9
大野城市	686	731	756	779	大刀洗町	145	150	155	160
宗像市	815	790	830	872	大木町	121	130	132	135
太宰府市	510	7,536	8,364	9,288	広川町	205	213	219	226
古賀市	478	545	576	610	香春町	164	192	200	208
福津市	487	531	554	577	添田町	119	125	127	130
うきは市	323	325	330	335	糸田町	135	148	155	162
宮若市	323	328	333	338	川崎町	278	295	305	315
嘉麻市	539	581	603	625	大任町	75	79	81	83
朝倉市	501	515	520	530	赤村	42	45	47	49
みやま市	399	420	432	444	福智町	274	299	309	319
糸島市	806	887	928	971	苅田町	367	368	373	378
					みやこ町	195	47	48	49
					吉富町	69	87	92	97
					上毛町	93	95	95	95
					築上町	164	250	250	250
					県計	44,315	62,857	66,065	69,480



② 地域移行支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

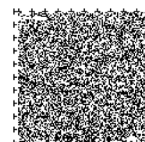
市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	21	25	25	25	那珂川市	0	3	3	3
福岡市	8	20	21	22	宇美町	3	2	2	2
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	1	1	1	1
久留米市	5	6	6	6	志免町	0	0	0	0
直方市	0	1	1	1	須恵町	0	0	0	0
飯塚市	1	2	3	4	新宮町	0	0	1	1
田川市	0	1	1	1	久山町	0	1	1	1
柳川市	1	1	1	1	粕屋町	0	1	1	1
八女市	0	2	2	2	芦屋町	0	1	1	1
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	1	1	1
大川市	0	2	2	2	岡垣町	1	1	1	1
行橋市	0	1	1	1	遠賀町	0	1	1	1
豊前市	0	1	1	1	小竹町	0	1	1	1
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	1	1	1
小郡市	1	1	1	1	桂川町	0	0	0	0
筑紫野市	1	1	1	1	筑前町	0	1	1	1
春日市	0	2	3	4	東峰村	0	1	1	1
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	1	1	1
宗像市	4	3	4	5	大木町	0	1	1	1
太宰府市	0	2	3	4	広川町	0	1	1	1
古賀市	0	1	1	1	香春町	0	2	2	2
福津市	2	2	3	3	添田町	0	2	2	2
うきは市	0	2	2	3	糸田町	0	0	0	0
宮若市	0	1	1	1	川崎町	0	0	0	0
嘉麻市	1	2	2	2	大任町	0	0	0	0
朝倉市	0	2	2	2	赤村	0	2	2	2
みやま市	1	3	3	3	福智町	0	2	4	6
糸島市	0	6	6	6	苅田町	1	1	1	1
					みやこ町	0	0	0	0
					吉富町	0	0	0	0
					上毛町	0	0	0	0
					築上町	0	0	0	0
					県計	52	122	131	139



③ 地域定着支援のサービス必要見込量

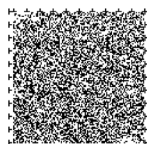
(単位:人/年)

市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	46	50	53	55	那珂川市	0	1	1	1
福岡市	56	63	63	63	宇美町	0	2	2	2
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	0	1	1	1
久留米市	15	23	27	32	志免町	0	0	0	0
直方市	0	1	1	1	須恵町	0	0	0	0
飯塚市	0	2	3	4	新宮町	0	0	1	1
田川市	3	3	3	3	久山町	0	1	1	1
柳川市	0	0	1	1	粕屋町	0	1	1	1
八女市	0	1	1	1	芦屋町	0	1	1	1
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	1	1	1
大川市	0	1	1	1	岡垣町	0	1	1	1
行橋市	0	1	1	1	遠賀町	0	1	1	1
豊前市	0	1	1	1	小竹町	0	1	1	1
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	1	1	1
小郡市	1	2	2	2	桂川町	0	0	0	0
筑紫野市	0	1	1	1	筑前町	0	1	1	1
春日市	0	1	2	3	東峰村	0	1	1	1
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	1	1	3
宗像市	1	3	3	3	大木町	0	0	0	0
太宰府市	1	2	3	4	広川町	0	1	1	1
古賀市	0	1	1	1	香春町	0	2	2	2
福津市	2	3	3	4	添田町	0	2	2	2
うきは市	0	2	2	2	糸田町	0	0	0	0
宮若市	0	1	1	1	川崎町	0	0	0	0
嘉麻市	5	2	3	4	大任町	0	0	0	0
朝倉市	0	2	2	2	赤村	0	2	2	2
みやま市	0	1	1	1	福智町	0	0	0	0
糸島市	0	6	6	6	苅田町	0	1	1	1
					みやこ町	0	0	0	0
					吉富町	0	0	0	0
					上毛町	0	0	0	0
					築上町	0	0	0	0
					県計	130	200	213	227



(2) サービス確保のための方策

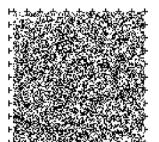
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 各市町村に十分な相談支援体制が整備されるよう市町村を支援します。
- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の養成・確保に努めます。
- 相談支援員について、現任研修を通じて、資質の向上を図り、サービス提供の確保に努めます。



5 障がい児通所支援

障がい児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援の4つのサービスからなります。

児童発達支援	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障がいのある児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
保育所等訪問支援	障がい児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

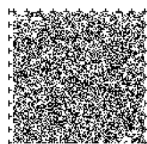


(1) サービスの必要見込量

① 児童発達支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

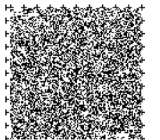
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	14,306	1,100	14,154	1,205	15,650	1,358	17,305	1,529
福岡市	12,371	1,490	15,624	2,621	16,650	2,878	17,761	3,169
大牟田市	871	80	981	90	1,046	96	1,112	102
久留米市	2,693	257	2,330	235	2,633	266	2,633	266
直方市	1,579	113	1,600	114	1,650	118	1,700	121
飯塚市	3,291	250	4,099	307	4,558	342	5,078	381
田川市	850	80	700	90	700	90	700	90
柳川市	369	47	388	41	450	50	500	60
八女市	541	76	789	110	838	117	890	124
筑後市	870	99	1,313	129	1,641	152	2,051	179
大川市	357	29	297	30	376	38	455	46
行橋市	1,828	226	1,758	216	1,880	231	2,002	246
豊前市	735	48	588	42	602	43	616	44
中間市	529	84	258	69	279	74	302	79
小郡市	1,172	112	1,163	115	1,363	130	1,563	148
筑紫野市	3,033	290	3,360	240	3,640	260	3,920	280
春日市	2,658	356	3,150	420	3,300	460	3,450	500
大野城市	2,576	202	4,248	240	4,602	260	4,956	280
宗像市	1,385	287	1,385	247	1,690	302	2,063	368
太宰府市	979	94	1,293	128	1,505	149	1,757	174
古賀市	556	77	1,000	128	1,234	158	1,523	194
福津市	880	176	1,210	201	1,380	229	1,550	257
うきは市	120	27	170	35	200	38	230	40
宮若市	627	47	767	57	907	67	1,047	77
嘉麻市	814	69	714	72	729	72	745	73
朝倉市	251	47	220	40	230	41	235	43
みやま市	355	38	350	35	400	40	400	40
糸島市	565	59	635	71	723	80	822	92
那珂川市	1,092	82	1,394	100	1,545	109	1,696	118
宇美町	289	29	320	32	270	27	290	29
篠栗町	459	62	1,125	75	1,275	85	1,425	95
志免町	1,098	141	1,065	137	1,190	150	1,315	163
須恵町	453	50	550	55	600	60	650	65
新宮町	346	53	289	45	303	50	318	55
久山町	77	11	110	13	130	15	150	17
粕屋町	857	124	1,062	148	1,199	167	1,199	187
芦屋町	128	12	90	10	108	12	126	14
水巻町	515	53	580	58	660	66	750	75
岡垣町	497	55	717	68	759	72	759	72
遠賀町	209	24	188	30	190	30	192	30
小竹町	139	13	126	9	154	11	182	13
鞍手町	173	24	207	23	230	23	253	23
桂川町	545	55	531	49	596	55	650	60
筑前町	294	31	232	23	242	24	252	25
東峰村	11	4	7	2	7	2	7	2
大刀洗町	187	25	150	30	165	33	180	36
大木町	128	12	110	10	121	11	132	12
広川町	213	27	176	44	200	50	228	57
香春町	233	20	420	21	440	22	460	23
添田町	147	12	190	15	228	18	266	21
糸田町	199	17	249	26	286	29	328	33
川崎町	232	24	259	27	259	27	259	27
大任町	210	17	233	20	256	23	279	26
赤村	106	10	50	5	60	6	70	7
福智町	482	46	330	30	352	32	385	34
苅田町	729	107	1,085	155	1,099	157	1,113	159
みやこ町	213	17	133	10	133	10	133	10
吉富町	223	16	270	18	300	20	330	22
上毛町	175	12	225	15	240	16	255	17
葉上町	158	12	130	13	130	13	130	13
県計	67,978	7,057	77,147	8,644	84,583	9,564	92,128	10,542



② 放課後等デイサービスのサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

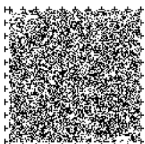
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	43,753	2,690	50,041	3,266	56,549	3,700	63,902	4,192
福岡市	65,200	4,250	84,763	5,703	96,646	6,606	110,195	7,652
大牟田市	3,328	215	4,619	298	5,208	336	5,859	378
久留米市	12,303	819	13,666	988	15,443	1,116	15,443	1,126
直方市	2,994	194	2,900	193	3,000	200	3,100	206
飯塚市	6,222	413	7,484	505	8,296	560	9,210	621
田川市	2,011	147	2,100	190	2,100	190	2,100	190
柳川市	1,901	126	2,100	145	2,200	155	2,300	165
八女市	2,343	155	2,586	196	2,852	216	3,145	238
筑後市	2,069	156	2,672	221	3,020	263	3,412	313
大川市	1,057	71	1,495	99	1,661	110	1,827	121
行橋市	3,739	319	4,130	353	4,306	368	4,481	383
豊前市	759	54	768	64	804	67	840	70
中間市	1,519	114	1,718	141	1,804	147	1,890	153
小郡市	3,002	219	3,288	263	3,663	293	4,038	323
筑紫野市	6,804	487	9,000	600	9,750	650	10,500	700
春日市	6,523	441	6,800	500	7,000	550	7,200	600
大野城市	5,378	378	6,958	490	7,668	540	8,378	590
宗像市	4,499	474	6,104	678	7,325	814	8,790	977
太宰府市	3,463	265	4,551	370	5,375	437	6,347	516
古賀市	2,469	242	3,518	325	4,144	376	4,881	435
福津市	1,771	253	3,620	301	4,040	336	4,460	371
うきは市	816	64	900	65	1,100	68	1,300	70
宮若市	1,105	75	1,150	78	1,195	81	1,240	84
嘉麻市	1,814	109	1,762	126	1,801	127	1,841	129
朝倉市	1,350	84	1,800	115	2,230	135	2,770	160
みやま市	1,182	90	1,950	130	2,250	150	2,250	170
糸島市	3,909	239	4,643	292	5,280	332	6,010	378
那珂川市	3,126	207	3,752	255	4,057	279	4,362	303
宇美町	2,225	149	2,450	175	2,632	188	2,814	201
篠栗町	1,757	122	2,100	140	2,400	160	2,700	180
志免町	3,090	245	2,883	269	2,937	300	2,991	331
須恵町	1,719	110	2,262	160	2,462	175	2,562	190
新宮町	1,617	144	1,693	166	2,032	199	2,438	239
久山町	391	27	420	33	450	35	480	37
粕屋町	4,219	307	4,682	361	5,032	388	5,369	414
芦屋町	298	20	330	35	350	37	370	40
水巻町	1,357	87	1,470	105	1,610	115	1,764	126
岡垣町	1,237	133	1,053	133	1,140	144	1,140	144
速賀町	846	52	884	68	910	70	936	72
小竹町	425	31	546	39	574	41	602	43
鞍手町	502	49	585	45	676	52	780	60
桂川町	863	63	1,004	76	1,110	84	1,229	93
筑前町	1,443	111	1,146	90	1,439	113	1,795	141
東峰村	22	3	22	3	22	3	22	3
大刀洗町	1,480	95	1,599	123	1,729	133	1,885	145
大木町	460	31	600	38	610	40	625	42
広川町	924	60	876	73	960	80	1,056	88
香春町	249	18	480	24	500	25	520	26
添田町	313	23	450	25	504	28	576	32
糸田町	780	42	945	58	1,086	66	1,248	75
川崎町	974	63	1,350	90	1,440	96	1,530	102
大任町	417	27	486	30	555	33	624	36
赤村	76	6	220	10	260	12	300	14
福智町	1,485	98	2,760	120	2,898	126	3,036	132
苅田町	1,801	133	1,670	167	1,720	172	1,770	177
みやこ町	827	51	808	57	808	57	808	57
吉富町	240	18	308	22	336	24	364	26
上毛町	114	8	150	10	165	11	180	12
築上町	684	44	800	50	800	50	800	50
県計	229,244	15,720	277,870	19,745	310,914	22,259	345,385	24,942



③ 保育所等訪問支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

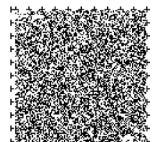
市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	100	88	121	105	132	116	143	128
福岡市	235	152	1246	733	2735	1609	6006	3533
大牟田市	11	11	26	24	26	24	26	24
久留米市	161	59	110	64	134	71	134	71
直方市	0	0	5	1	5	1	5	1
飯塚市	36	11	68	40	72	43	77	45
田川市	1	1	2	1	2	1	2	1
柳川市	1	1	2	2	3	2	4	2
八女市	12	7	13	8	13	8	13	8
筑後市	13	6	11	9	12	10	13	11
大川市	3	3	3	3	4	4	5	5
行橋市	8	6	8	6	9	7	10	8
豊前市	2	2	10	5	12	6	14	7
中間市	2	2	1	1	1	1	1	1
小郡市	23	14	42	28	50	33	60	40
筑紫野市	12	8	18	9	24	12	30	15
春日市	30	13	50	30	60	40	70	50
大野城市	9	5	10	5	10	5	10	5
宗像市	317	131	261	131	287	144	316	158
太宰府市	5	4	7	6	8	7	10	8
古賀市	22	18	20	15	21	16	22	17
福津市	126	63	170	83	200	99	230	115
うきは市	0	0	10	2	10	2	10	2
宮若市	0	0	10	4	10	4	10	4
嘉麻市	6	4	6	10	6	10	6	10
朝倉市	3	3	8	8	10	10	12	12
みやま市	5	3	10	5	14	7	14	7
糸島市	0	0	30	6	35	7	40	8
那珂川市	14	7	20	11	23	13	26	15
宇美町	4	4	4	4	4	4	4	4
篠栗町	4	4	12	6	16	8	20	10
志免町	156	126	224	154	288	195	352	236
須恵町	23	17	28	35	31	38	34	41
新宮町	16	11	20	14	24	15	29	17
久山町	3	3	3	3	4	4	5	5
粕屋町	33	25	46	31	57	38	57	45
芦屋町	5	3	16	8	16	8	16	8
水巻町	11	8	7	5	7	5	7	5
岡垣町	32	22	121	81	121	81	121	81
速賀町	4	4	4	4	19	4	19	4
小竹町	18	3	32	8	36	9	40	10
鞍手町	20	7	24	8	27	9	30	10
桂川町	6	4	6	3	8	4	10	5
筑前町	1	1	2	2	2	2	2	2
東峰村	0	0	2	1	2	1	2	1
大刀洗町	2	2	10	10	12	12	14	14
大木町	0	0	5	1	5	1	5	1
広川町	8	6	11	18	12	20	14	23
香春町	0	0	36	3	36	3	36	3
添田町	2	2	38	12	38	12	38	12
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	4	4	4	4	5	5	6	6
大任町	6	3	6	3	6	3	6	3
赤村	1	1	0	0	10	1	10	1
福智町	0	0	10	5	10	5	10	5
苅田町	0	0	5	5	5	5	5	5
みやこ町	0	0	1	1	1	1	1	1
吉富町	0	0	2	1	4	2	4	2
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
葉上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,516	882	2,978	1,800	4,719	2,822	8,201	4,886



④ 居宅訪問型児童発達支援のサービス必要見込量

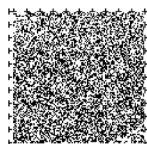
(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	18	5	17	9	18	10	20	12
福岡市	12	3	11	5	11	5	11	5
大牟田市	0	0	2	1	2	1	2	1
久留米市	0	0	6	1	7	1	7	1
直方市	3	1	5	1	5	1	5	1
飯塚市	0	0	10	2	15	3	20	4
田川市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳川市	0	0	0	0	0	0	0	0
八女市	0	0	9	1	9	1	9	1
筑後市	0	0	4	1	4	1	4	1
大川市	0	0	4	1	4	1	4	1
行橋市	13	3	13	3	17	4	22	5
豊前市	4	1	20	2	20	2	20	2
中間市	0	0	10	1	10	1	10	1
小郡市	0	0	2	1	2	1	2	1
筑紫野市	0	0	5	1	5	1	5	1
春日市	1	1	10	1	10	1	10	1
大野城市	0	0	30	2	30	2	30	2
宗像市	0	0	2	1	2	1	2	1
太宰府市	0	0	4	1	8	2	12	3
古賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
福津市	0	0	3	1	4	2	4	2
うきは市	0	0	1	1	1	1	1	1
宮若市	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉麻市	0	0	1	1	1	1	1	1
朝倉市	0	0	5	1	5	1	5	1
みやま市	9	1	4	1	4	1	4	1
糸島市	0	0	20	1	20	1	20	1
那珂川市	0	0	3	1	3	1	3	1
宇美町	0	0	0	0	0	0	0	0
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	0	0	0	0	0	0	0	0
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	0	0	0	0	1	1	1	1
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	5	1	5	1	5	1
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	0
岡垣町	0	0	1	1	1	1	1	1
速賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	0	0	10	1	10	1	10	1
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	4	1	8	2	12	3
大木町	0	0	10	1	10	1	10	1
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	0	0	0	0	0	0
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	10	1	10	1
福智町	0	0	0	0	0	0	0	0
苅田町	0	0	14	2	14	2	14	2
みやこ町	0	0	1	1	1	1	1	1
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	60	15	246	50	277	58	297	64



(2) サービス確保のための方策

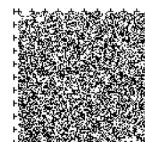
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 福祉型の児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規事業所指定については、地域のサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を踏まえ、決定します。
- 居宅訪問型児童発達支援の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。



6 障がい児入所支援

障がい児入所支援は、福祉型障がい児入所支援と医療型障がい児入所支援の 2 つのサービスからなります。

福祉型障がい児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。



(1) サービスの必要見込量 要確定

①利用者数

(単位：人／月)

	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障がい児入所支援	245	236	231	227
医療型障がい児入所支援	151	146	146	147
計	396	382	377	374

②入所定員数

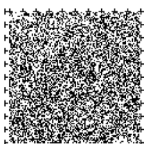
(単位：人／月)

	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障がい児入所支援	312	312	312	312
医療型障がい児入所支援	1,157	1,157	1,157	1,157
計	1,469	1,469	1,469	1,469

医療型障がい児入所支援の利用者数と定員数が大きく異なりますが、入所施設で利用されていない居室については、医療型短期入所で利用しています。

(2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。



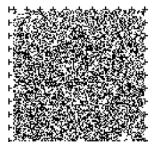
7 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画案を作成したり、障がい児通所支援の利用途中において障がい児支援利用計画を見直し・変更する等して支援します。

(1) サービスの必要見込量

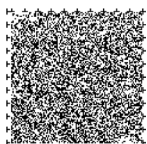
(単位:人/年)

市町村名	実績				見込量				
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市町村名	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	3,400	4,200	4,700	5,200	那珂川市	318	390	426	462
福岡市	13,383	6,338	7,238	8,266	宇美町	211	232	241	257
大牟田市	350	438	482	530	篠栗町	207	220	240	260
久留米市	742	1,065	1,267	1,508	志免町	1,187	466	516	566
直方市	286	300	320	330	須恵町	174	226	241	256
飯塚市	727	864	933	1,002	新宮町	213	576	634	697
田川市	246	280	280	280	久山町	41	48	50	52
柳川市	188	200	210	220	粕屋町	514	586	622	652
八女市	251	346	407	479	芦屋町	35	45	50	55
筑後市	294	359	395	431	水巻町	147	150	167	185
大川市	104	126	147	168	岡垣町	154	201	216	216
行橋市	594	909	990	1,071	遠賀町	87	89	91	93
豊前市	73	116	125	135	小竹町	171	48	52	56
中間市	200	27	30	33	鞍手町	61	18	20	22
小都市	382	470	500	535	桂川町	120	128	143	158
筑紫野市	853	850	930	1,000	筑前町	125	120	144	173
春日市	770	1,000	1,250	1,500	東峰村	7	3	3	3
大野城市	686	890	987	1,075	大刀洗町	129	153	166	181
宗像市	875	1,205	1,506	1,882	大木町	47	55	58	61
太宰府市	396	6,384	7,392	8,556	広川町	93	111	125	141
古賀市	293	453	534	629	香春町	44	57	62	67
福津市	411	560	631	702	添田町	35	40	46	53
うきは市	84	95	100	105	糸田町	64	78	85	93
宮若市	143	156	169	182	川崎町	100	105	110	115
嘉麻市	201	205	208	210	大任町	50	57	62	67
朝倉市	148	190	220	250	赤村	17	20	23	27
みやま市	139	190	215	230	福智町	323	132	150	170
糸島市	351	459	548	640	苅田町	293	316	326	336
					みやこ町	77	22	22	22
					吉富町	21	39	44	48
					上毛町	23	25	25	25
					築上町	48	60	60	60
					県計	31,706	33,491	37,934	42,778



(2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 各市町村に十分な相談支援体制が整備されるよう市町村を支援します。
- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の養成・確保に努めます。
- 相談支援員について、現任研修を通じて、資質の向上を図り、サービス提供の確保に努めます。

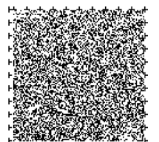


第5節 発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいは、早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく支援を行うことが求められることから、保健・医療・福祉等の関係機関が相互に連携しながら、地域における包括的な支援体制の充実を図ってきました。

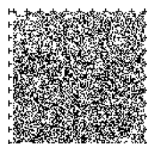
今後も、地域の身近な場所で受けられる支援、家族なども含めたきめ細やかな支援、乳幼児期から親亡き後や高齢期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等の充実に向けた取組が必要です。

- 県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。また、地域の支援者が発達障がいに関する専門的な知識を学べる研修の充実を図るとともに、発達障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 発達障がいのある人や家族同士が集まり、同じ悩み、課題、体験等から来る感情を共有することによって、安心感や自己肯定感を得ることができピアサポートの推進を図ります。また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶためのペアレントトレーニングの推進を図ります。併せて、自らの子育て経験に基づく共感的な相談支援や自らの体験談を話す等の支援を提供するペアレントメンターの養成に努めてまいります。
- 県内に3か所設置した医療連携型の発達障がい児等療育支援事業所において、医師や専門職員による医学的知見に基づいた療育指導や相談等を行い、発達障がいのある人やその家族の地域生活を支援します。
- 日常の診療の中で最初に発達障がいのある人を診療する機会の多いかかりつけ医に対し、発達障がいに関する研修を実施するほか、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等について情報提供を行うなど、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組みます。
- 発達障がい者支援拠点病院において、県内の医師や関係機関に対する発達障がいの症例に関する医学的支援、診療に関わる医師の育成及びネットワークの



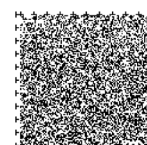
構築、支援者に対する講習会及び研修会の監修を行うなど、身近な地域における発達障がいのある人に対する支援を強化します。

- 地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、地域における発達障がいのある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。
- 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会を捉え、ブルーライトアップや啓発講演等の活動を行います。



(単位：回、件／年)

	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回	
発達障がい者支援センターによる相談件数	4,598件	4,700件	4,800件	4,900件	
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	156件	170件	185件	200件	
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	288件	300件	315件	330件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数 40人 実施者数 6人	受講者数 45人 実施者数 7人	受講者数 50人 実施者数 8人	受講者数 55人 実施者数 9人	
ペアレントメンターの人数	0人	5人	10人	15人	
ピアサポートの活動への参加人数	456人	560人	560人	560人	



第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上

指定障がい福祉サービス等の提供に当たって基本となるのは人材であり、人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要です。

県は、こうした取組を効果的に実施するため、指定障がい福祉サービス等の事業者、雇用や教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、その取組を進めます。

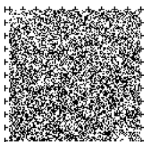
1 サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員のみならず、サービス提供の担い手の確保を含め、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障がい福祉サービス、指定通所支援、指定障がい児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、県では、国の基本指針を踏まえ、これらの者に対してサービス管理責任者研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修を実施しています。

また、居宅介護従事者の養成等についても、障がいのある人等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、県が指定した養成研修期間との連携を図り、ホームヘルパーやガイドヘルパーの人材確保や資質の向上に努めているほか、行動援護従業者養成研修等を実施しています。

県では、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成して研修を計画的に実施し、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に取り組めます。



- サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修
サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

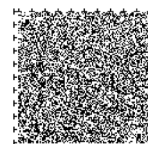
- 相談支援従事者研修
 - ・ 相談支援従事者初任者研修
相談支援に従事する者の養成を図り、障がい者ケアマネジメントの普及と相談支援体制の充実に努めます。
 - ・ 相談支援従事者現任研修
障がいのある人のニーズに対応した生活を実現するため、相談支援に従事している者の資質の向上に努めます。

- 居宅介護職員初任者研修
障がいのある人や障がいのある児童の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するための知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成研修を実施し、必要な人材の養成を図ります。

- 行動援護従業者養成研修
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護が必要な方に対し、行動する際の危険の回避や外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する人材の養成を図り、行動援護の充実に努めます。

- 重度訪問介護従業者養成研修
常時介護を要する重度障がい者に介護を総合的に行う重度訪問介護に従事する者に対する研修を実施し、必要な人材の養成を図ります。

- 同行援護従業者養成研修
視覚障がいのある人の外出に同行し、必要な情報を提供するとともに、必要な介護を行う同行援護に従事する者に対する研修を実施する事業者を指



定し、必要な人材の養成を図ります。

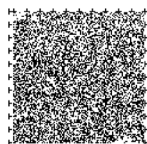
○ 強度行動障がい支援従事者養成研修

行動障がいを有する障がいのある人等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を習得可能となる専門的な研修を実施する事業者を指定し、必要な人材の養成を図ります。

○ 喀痰吸引等研修

医療的ケアを必要とする障がいのある人のニーズに対応できるよう、介護職員を対象に喀痰吸引等の研修を実施し、人材の養成に努めます。

	実績	見込量（定員）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援専門員研修の 修了者数	568人	840人	840人	840人
サービス管理責任者研修 及び児童発達管理責任者 研修の修了者数	1,424人	1,316人	1,450人	1,103人



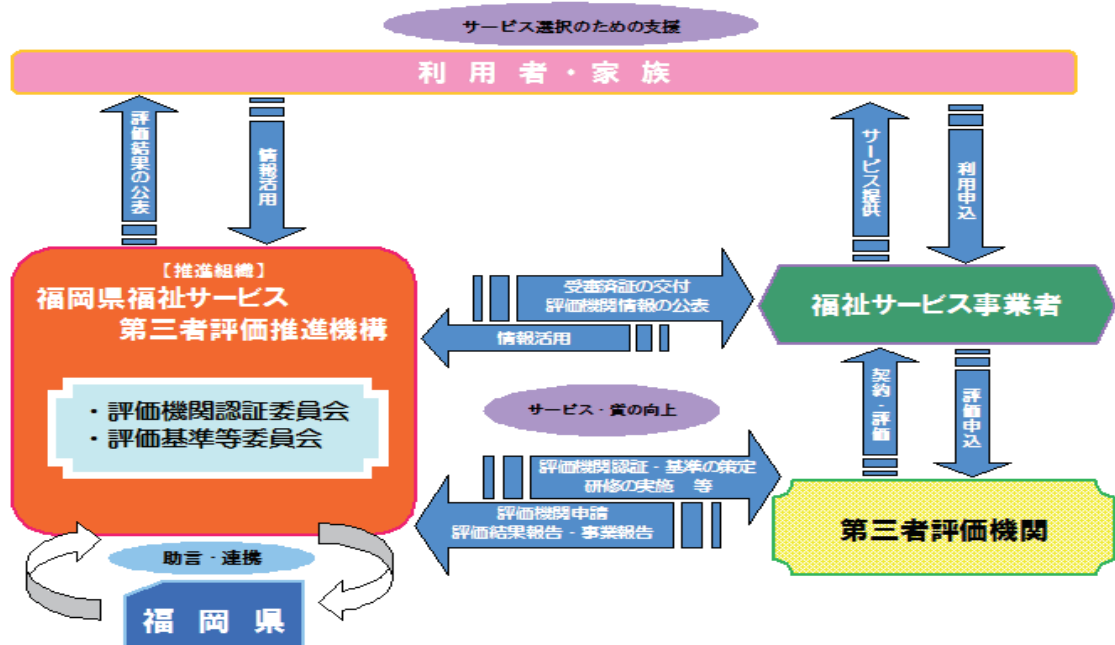
2 指定障がい福祉サービス等支援の質の確保・向上

指定障がい福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、中立・公正な第三者機関に専門的かつ客観的に評価してもらうことも重要です。

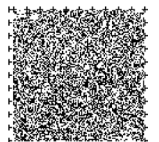
社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう福岡県福祉サービス第三者評価推進機構と連携を図り、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

また、障がい福祉サービス等情報公開制度の活用により、障がい福祉サービス等又は障がい児通所支援等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対する制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及・啓発に向けた取組を行います。

◆福岡県福祉サービス第三者評価事業フローチャート

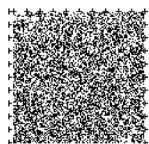


資料：福岡県社会福祉協議会



3 指導監査結果の関係市町村との共有

県が実施する指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果について、必要に応じて随時、関係市町村に情報提供します。また、政令市、中核市とは連絡協議会を年1回開催し、指導監査について情報共有します。



第7節 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障がいのある人等に対する虐待の防止

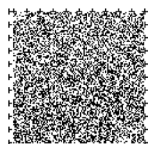
障害者虐待防止法を踏まえ、指定障がい福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされています。

県では、福岡県障がい者権利擁護センターを中心として、市町村、地方労働局、障がい福祉サービス事業所、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、学校、警察、法務局等関係機関と連携し、障がいのある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。障がい者福祉施設において虐待が疑われる事案が発生した場合、実地調査等により事実確認を行い、虐待が確認された場合には、改善指導をはじめ、必要な対応を講じます。

また、次に掲げる点に配慮し、障がいのある人等に対する虐待案件を効果的に防止します。

(1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

県及び市町村は、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がいのある人等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要です。また、指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対しては、障がい者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、指導助言を継続的に行うことが重要です。特に、相談支援事業者に対しては、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要があります。



(2) 一時保護に必要な居室の確保

市町村は、虐待を受けた障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保し、県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行います。

(3) 指定障がい児入所支援の従業者への研修

指定障がい児入所支援についても、指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要です。

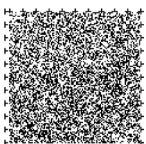
(4) 権利擁護の取組

障がいのある人等の権利擁護の取組については、成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して、当該制度の利用を促進します。

2 意思決定支援の推進

県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

	実績	見込量（定員）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思決定支援研修の実施回数	1回	1回	1回	1回
意思決定支援研修の修了者数	89人	100人	100人	100人



3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

県は、福岡県文化芸術振興条例に基づき、施策を展開することにより、障がいのある人の文化芸術活動を推進します。

(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進

- ・ 鑑賞の機会の拡大
- ・ 創造活動・発表機会の拡大

(2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

- ・ 創造活動への支援
- ・ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保

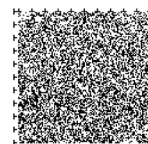
4 障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、「障害者差別解消法」及び「福岡県障がい者差別解消条例」に基づき、日常生活や社会生活における障がいのある人等（当該法律及び条例の対象は、いわゆる障がい者手帳の所持者に限りません。）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

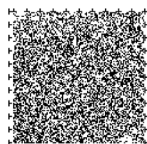
県及び市町村においては、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があります。福祉分野の事業者においては、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

5 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、また、それらの取組は、発災時における障がいのある人等の安全確保につながるとともに、事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。



さらに、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと利用者への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。



第8節 県の実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人等が基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、市町村や県が相談支援、意思疎通支援などを実施するものです。

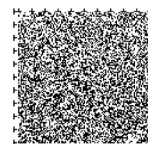
県では、市町村を補完する立場から、県民のニーズを踏まえ、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業や広域的な支援事業等を実施することとしています。

1 専門性の高い相談支援事業

専門性の高い相談について、必要な情報の提供等を行い、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的として、次の事業を実施します。

(1) 発達障がい者支援センター運営事業

- 発達障がいのある人たちに対する支援を総合的に行う拠点として、県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、相談支援、人材育成、情報発信、普及啓発など次のような事業を実施します。
 - ・ 発達障がいのある人及びその家族、関係機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、情報提供を行います。また、必要に応じて、個別支援計画を策定し、発達支援を行います。
 - ・ 就労を希望する発達障がいのある人に対しては、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、就労に向けた支援を行います。
 - ・ 発達障がいのある人に関する理解促進を図るため、発達障がいの特性や対処方法等について周知啓発に努め、学校や福祉事務所など関係機関に対する研修等を実施します。
 - ・ 発達障がいのある人の家族を対象とした講座や交流会を実施するなど家族支援の充実を図ります。



- ・ 北九州市及び福岡市が設置している発達障がい者支援センターとの連携を図り、広範で効果的な支援策を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関の密接な連携により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を確立していきます。

(2) 高次脳機能障がい支援普及事業

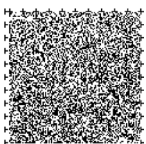
- 高次脳機能障がいのある人に適切な支援を提供するため、県内に4か所設置した高次脳機能障がい支援拠点機関において、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行います。
- 身近な地域において高次脳機能障がいのある人に対する適切な支援を提供するため、自治体職員、福祉事業者、学校関係者等に対して、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修を行います。

(3) 障がい児等療育支援事業

- 在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児等施設の有する療育支援機能を活用し、障がいのある児童やその保護者が身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談事業の充実を図ります。
- 療育支援施設では、保育士や作業療法士などの専門職員で支援チームを作り、障がいのある児童の家庭を定期的又は随時に訪問し、あるいは外来の方法により、療育に関する助言、指導や健康診査を実施します。さらに、障がいのある児童が通う障がい児通所支援事業所や保育所の職員に対し、療育に関する技術の指導を行い、身近な地域において適切な支援を実施していきます。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

- 県内13か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。



2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、聴覚障がいのある人の理解力に応じた手話や要約筆記ができる手話通訳者・要約筆記者、手話通訳の指導者を養成するための研修を実施します。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある人）の自立と社会参加を図るため、外出時の移動介助及びコミュニケーションの知識、技能を習得した盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施します。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

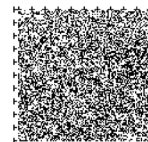
失語症者の自立と社会参加を図るため、1対1のコミュニケーションを行うための技術や、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するために必要な知識、技術を習得した失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修を実施します。

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を行うことができるよう、専門性の高い意思疎通者の派遣事業を実施します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は



講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、認定試験に合格した手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、移動やコミュニケーション等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員の派遣を実施します。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施します。

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の広域的な派遣を円滑にするため市町村での実施が困難な派遣の調整を行う派遣ネットワーク事業を実施します。

5 広域的な支援事業

市町村の区域を越えて広域的な支援を行い、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的として、次の事業を実施します。

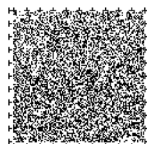
(1) 相談支援体制整備事業等

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

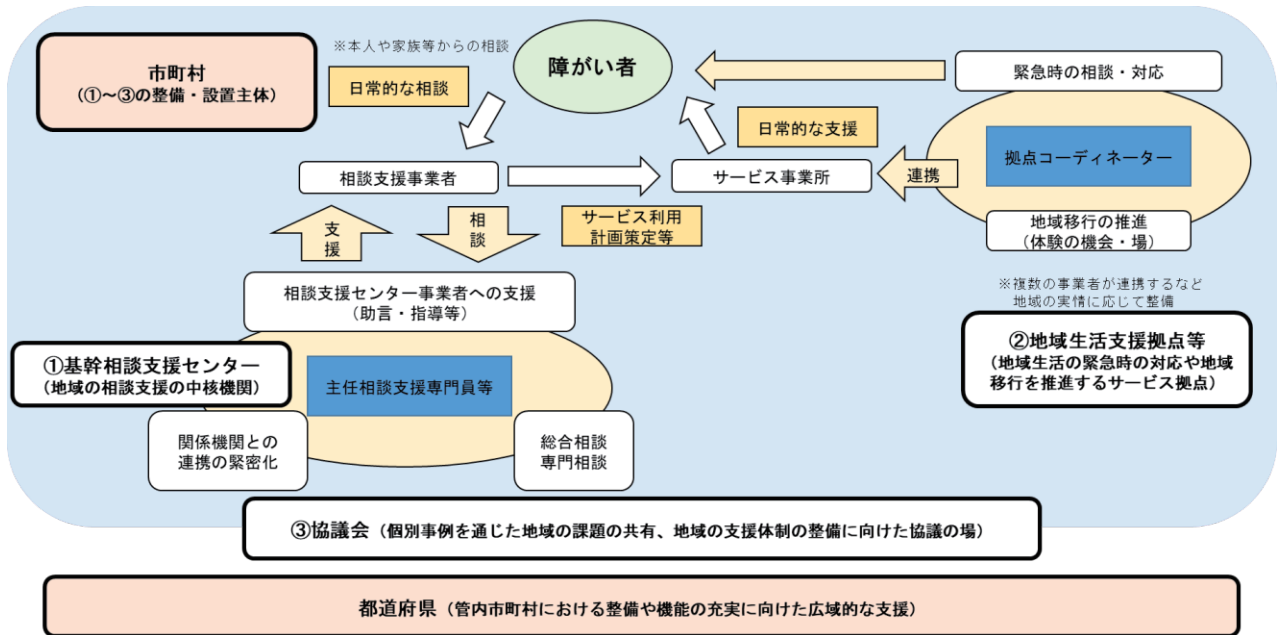
② 福岡県自立支援協議会

広域的な相談支援体制の構築に向けて主導的な役割を担うとともに、各市町村における地域自立支援協議会の支援及び推進を図ることを目的として次



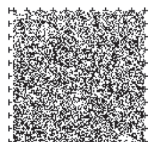
のような支援を実施しています。

- ・ 市町村職員等を対象とした研修
- ・ 地域自立支援協議会の相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策について助言
- ・ 基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備の推進



(2) 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の関係者等が相互の連携を図り、地域における課題の情報共有や地域の実情に応じた体制整備の協議を行うため、発達障がい者支援地域協議会を開催します。



6 福祉サービス従事者、指導者等育成事業

障害支援区分認定調査員や各種福祉サービス提供に関わる者を対象とする研修を実施し、人材の確保、資質の向上を図ります。

- ・ 障害支援区分認定調査員等研修事業
- ・ 相談支援従事者研修事業
- ・ サービス管理責任者等研修事業
- ・ 居宅介護従業者等養成研修事業
- ・ 身体障がい者・知的障がい者相談員研修事業
- ・ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

7 その他の事業

(1) 生活訓練等事業

障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

(2) 情報支援等事業

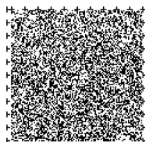
障がいのために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ります。

(3) 障がい者ITサポート事業

障がいのある人のパソコン操作の習得等をサポートすることにより、ITの活用による社会参加を促進します。

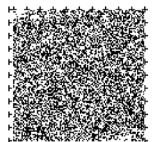
(4) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。



地域生活支援事業の見込量

事業名	令和4年度(実績)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障がい者支援センター運営事業	4	1,030	4	930	4	930	4	930
② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	4	初回相談者 365 継続相談者 2,645	4	初回相談者 400 継続相談者 3,000	4	初回相談者 420 継続相談者 3,200	4	初回相談者 440 継続相談者 3,400
③ 障がい児等療育支援事業	13	/	13	/	13	/	13	/
④ 障害者就業・生活支援センター事業	13	10,955	13	11,955	13	12,455	13	12,955
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	手話 6 要約 1	/	手話 8 要約 3	/	手話 8 要約 3	/	手話 8 要約 3
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	通訳介助員 11	/	通訳介助員 12	/	通訳介助員 12	/	通訳介助員 12
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	8	/	9	/	9	/	9
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	手話 1,198 要約 104	/	手話 1,000 要約 70	/	手話 1,000 要約 70	/	手話 1,000 要約 70
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	通訳介助員 418	/	通訳介助員 365	/	通訳介助員 365	/	通訳介助員 365
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	6	/	6	/	6	/	6
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業								
※ 実施の有無		有		有		有		有
(5) 広域的な支援事業								
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※ 相談支援に関する実アドバイザー見込み者数	7	/	7	/	7	/	7	/
② 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業 ※ 協議会の開催見込み数	1	/	1	/	1	/	1	/



第9節 収入水準向上のための計画

就労継続支援事業所で働く障がいのある人の収入は低い状況にあり、障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、収入水準を向上させる必要があります。

このため、収入水準向上に向けた取組を行い、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援していきます。

1 現状と課題

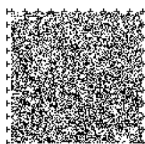
- 本県の就労継続支援事業所B型で働く障がいのある人の平均収入月額下表のとおりで、全国平均を下回っている状況にあります。
- 本県では障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、販売促進に取り組んでいます。
- 就労継続支援事業所においても、パンやクッキーなどの食料品の製造・販売や印刷・清掃等の多種多様な生産活動を行い、障がいのある人の収入向上に努めているところですが、経営力が十分ではないことや、企業等からの継続的で安定的な受注が確保できないなどの状況が見受けられます。
- 農福連携に取り組む就労継続支援事業所は着実に増加していますが、就労継続支援事業所、農業者等のさらなる理解促進が必要です。また、農業技術を有する人材も不足しています。

就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額の推移（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本県	14,215	13,673	14,691	15,607
全国平均	16,369	15,776	16,507	17,031

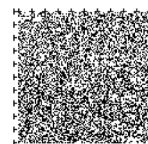
2 目標値の設定

項 目	令和8年度の目標
就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額	全国10位



3 目標達成への対応策

- (1) 一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援(A型、B型)事業所を障がい者福祉計画に基づき整備していきます。
- (2) 障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、以下の取組を着実にを行うことで、障がいのある人の収入向上を図っていきます。
- 障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業の活動により、共同受注窓口の活性化を図ります。また、複数の障がい者施設の障がいのある人が共同で国立国会図書館等のデジタル化作業を行う「就労支援の場」を運営するとともに、県公文書のデジタル化業務などの受注拡大を支援します。
 - 政令市、中核市と連携し、低工賃の事業所に対する工賃向上事業所指導を実施するなど、経営力強化に向けた支援に取り組みます。
 - 各総合庁舎等で「まごころ製品」を定期的に販売するとともに、県主催イベントでの販売機会を拡充します。また、オンラインでの「まごころ製品」の販売を促進します。
 - 「まごころ製品」の認知度を高めるため、「まごころ製品ロゴマーク」などを用いた「まごころ製品」のPRに取り組みます。
 - 広く農福連携の取組をPRするため、農福連携マルシェの開催等に取り組みます。また、県立の農業大学校、農業高校と連携し、農業技術を持った人材の確保を図ります。
 - 「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度調達方針を策定し、障がいのある人がつくる「まごころ製品」の積極的な調達を推進します。



第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画

難聴児は、早期に適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語(手話を含む)・コミュニケーション手段の円滑な獲得につなげることができ、今後の社会生活をより豊かなものにすると考えられることから、難聴を早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要とされています。

このため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう難聴児及びその家族等の支援に取り組みます。

1 基本的な取組

① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等

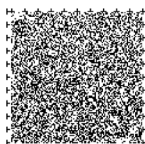
- ・ 新生児聴覚検査に係る協議会において、検査体制の整備や関係機関との連携強化を図ります。また、「福岡県乳幼児聴覚支援センター」において、新生児聴覚検査の未受検児及び要精密検査となった子のフォローを行い、難聴児の早期発見、早期療育につなげます。
- ・ 新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐための事務処理マニュアルに基づき、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行います。
- ・ 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施します。

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保

- ・ 難聴児支援のための中核的機能を有する協議の場において、難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図ります。

③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

- ・ 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実します。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実を図ります。
- ・ 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。



2 地域の実情に応じた取組

① 新生児聴覚検査体制の整備

I リファーマと判定された子の追跡調査

- ・ 新生児聴覚検査（生後3日以内の初回検査）でリファーマとなった場合に概ね生後1週間以内に確認検査を実施すること及び確認検査でもリファーマとなった場合に生後3か月頃までに精密検査を実施し、療育等が必要な場合は生後6か月までに繋げます。
- ・ 新生児聴覚検査でリファーマとなった子の検査結果を把握し、精密検査機関の紹介を含めた家族等に対する早期からの援助・相談対応、精密検査機関との連携体制の構築等を行います。また、里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファーマとなった子への対応についても事務処理マニュアルに沿って、市町村や関係機関と連携し、情報の把握を行います。
- ・ 言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターにおいて、支援が必要な子の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施します。

II マニュアルの活用

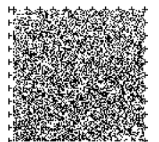
- ・ 新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐために作成した事務処理マニュアルを基に、関係機関で連携して支援を実施します。また、マニュアルは実情に合わせて定期的な見直しを行い、関係機関で共有します。

III 受検率の向上

- ・ 全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制を整備し、市町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行います。
- ・ 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うよう周知します。

IV 精度管理

- ・ 新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実



施状況の把握・確認や検査の精度管理を行います。また、検査担当者等を対象とした精度管理向上等のための研修会を実施します。

V 検査体制の強化

- ・ 新生児聴覚検査でリファーとなった子が生じた場合、情報を集約し、家族の承諾が得られる範囲で精密検査機関及び市町村と連携し、情報共有を行います。

② 地域における支援

- ・ 県内4地域に設置した、医療機関、療育機関及び教育機関や当事者・当事者支援団体、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士等多様な関係者で組織する聴覚障がい児・家族支援事業実行委員会において、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援について認識を共有し、日常的な連携や情報交換を行うとともに、親子手話教室や乳幼児相談支援について連携して支援します。
- ・ 多様な関係者が参画する実行委員会では、多様性に対する寛容性を有するよう配慮し、地域の実情に応じて、上記以外の民間の支援団体との連携、活用について検討します。

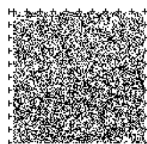
③ 家族等に対する支援

I 情報提供

- ・ 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査の意義・相談窓口を周知するとともに、関連の情報にアクセスしやすいようホームページ等を活用します。

II 相談対応

- ・ 乳幼児聴覚支援センターにおいて、言語聴覚士等の専門員が子どものきこえに不安を持つ保護者などからの相談に対応し、保護者等の不安軽減に努めます。
- ・ 家族等からの相談等に対して、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学



齢期まで適切な支援を行います。

Ⅲ 交流の機会確保・周囲の理解促進

- ・ 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。
- ・ 難聴は周囲から気付かれにくい障がいであると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含め、周囲の障がい特性についての理解を促します。

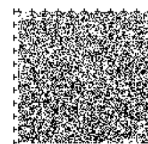
④ 学校や障がい児通所支援事業所等関係機関における取組

I 支援の専門性向上

- ・ 特別支援学校の教員による、専門的な立場からの難聴児に関する指導助言の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。
- ・ 聴覚特別支援学校等の聴覚障がい教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障がい者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、福岡県教育センター等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮します。
- ・ 通常の学級に通う難聴児も聴覚特別支援学校に通う難聴児に提供されるような支援を受けることができるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障がい教育の専門性向上の取組やインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ小学校等での障がい者及び特別支援教育の理解の促進に向けた取組を継続します。
- ・ 難聴児向け児童発達支援センターが、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所の専門性を向上するための研修等について、行政、医療等とも協働して地域で連携して取り組んでいけるよう配慮します。

⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

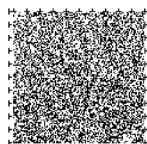
I 軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援



- ・ 新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴や後天性の一側性難聴は、新生児聴覚検査で再検不要と判断された場合でも、市町村における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等及び就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子については精密検査の受診が確実になされるよう市町村等へ助言を行います。あわせて、市町村の健康診査等に関わる母子保健業務従事者を対象に、難聴児の早期発見・早期療育の必要性について、情報提供を行います。
- ・ 新生児聴覚検査でリファーとなった子と家族等が、適切な指導援助・支援を受けられるよう、各市町村に設置されているこども家庭センター等、子育ての相談対応を行っている機関や通所支援事業所、聴覚特別支援学校等、難聴の相談を行っている機関と十分な連携を図ります。
- ・ 聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の更なる充実を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ きこえない、きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話や円滑なコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催するとともに、保育所等に出向き、きこえない、きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について相談対応を行います。

II 就学に当たっての意向の尊重

- ・ 難聴児の就学先の決定に当たっては、特別支援学校及び難聴特別支援学級等も含め、「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とされている通知の趣旨を十分に踏まえ行います。



第11節 手話言語条例推進のための取組

ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことのできる社会の実現に寄与するため、令和5年4月、福岡県手話言語条例が施行されました。これに基づき、手話を使用しやすい環境を整備するため、以下の取組を進めます。

【条例のポイント】

1 手話を学ぶ機会の確保等

- ・聴覚障がいのある人が、乳幼児期から、家族等とともに手話を学ぶ機会の確保
- ・聴覚障がいのある児童等が通学する特別支援学校等の教職員の手話習得、技術の向上

2 手話通訳者養成等

- ・手話通訳者やその指導者の養成、確保

3 手話の理解促進

- ・手話の理解促進を図るための啓発

4 相談支援の取組

- ・聴覚障がいのある人及びその家族等に対する、乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備

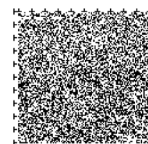
1 手話を学ぶ機会の確保について

(1) 聴覚障がいのある人が、乳幼児期から、家族等とともに手話を学ぶ機会の確保

- ・聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の更なる充実を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・きこえない、きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話や円滑なコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催するとともに、きこえない、きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について相談対応を行います。

(2) 聴覚障がいのある児童等が通学する特別支援学校等の教職員の手話習得、技術の向上

- ・聴覚特別支援学校等の聴覚障がい教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障がい者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援



教育総合研究所、福岡県教育センター等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮します。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実を図ります。
- ・ 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。

2 手話通訳者養成等について

手話通訳者やその指導者の養成、確保

- ・ 聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、聴覚障がいのある人の理解力に応じた手話や要約筆記ができる手話通訳者・要約筆記者、手話通訳の指導者を養成するための研修を実施します。
- ・ 聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、認定試験に合格した手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

3 手話の理解促進について

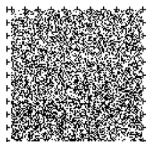
手話の理解促進を図るための啓発

- ・ 県民への手話の理解促進を図るため、県の広報媒体を活用して、条例の趣旨を広く周知するとともに、研修会や講演会を開催します。
- ・ 地域における手話への理解が進むよう、医療機関、療育機関及び教育機関や当事者、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士等、多様な関係者で組織した実行委員会において、日常的な連携や情報交換を行います。

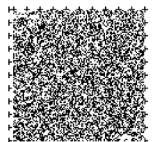
4 相談支援の取組について

乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備

- ・ 乳幼児聴覚支援センターにおいて、言語聴覚士等の専門員が子どものきこえに不安を持つ保護者などからの相談に対応し、保護者等の不安軽減に努めます。



- 家族等からの相談等に対して、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで適切な支援を行います。
- 福岡県聴覚障害者センターにおいて、聴覚障がいのある方などからの相談に対応し、支援に努めます。



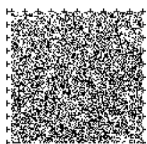
第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保

- ① 県庁内の関係部署で構成される福岡県障がい者施策推進幹事課会議を中心に、関係する行政部門の間での連携・協力関係を密にし、効果的かつ総合的な施策推進を図ります。
- ② 広域的な施策推進を図るため、福岡県自立支援協議会の場などを活用し、各市町村における計画の推進を支援します。
- ③ 地域における支援が総合的かつ効果的に行われるよう、分野、官民の別を超えた幅広い関係者による連携・協力のネットワークづくりを推進します。

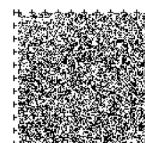
第2節 進捗状況の管理及び評価

- ① 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。
- ② 中間評価の結果、必要があると認められるときは、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の変更や推進方策等の見直しを検討します。
- ③ 中間評価や障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の変更等の際には、福岡県障がい者施策審議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。
- ④ 福岡県障がい者施策推進幹事課会議においても、計画の進捗状況を継続的に点検・評価します。



資料

- 資料 1 障害者基本法（抄）
- 資料 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
- 資料 3 児童福祉法（抄）
- 資料 4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- 資料 5 福岡県障がい者施策審議会条例
- 資料 6 福岡県障がい者施策審議会委員名簿
- 資料 7 福岡県障がい者施策推進本部設置要綱
- 資料 8 福岡県障がい者施策推進体制組織図
- 資料 9 障害者総合支援法の対象疾病一覧
- 資料 10 市町村虐待防止センター連絡先一覧
- 資料 11 用語解説



資料1 障害者基本法（抄）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

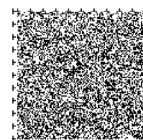
9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

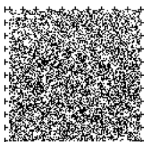
一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な



事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

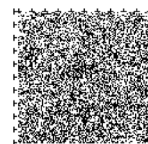


資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

（都道府県障害福祉計画）

- 第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県は、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 5 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 6 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



- 7 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 10 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

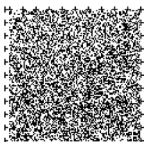
第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等）

第八十九条の二の二 主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害福祉等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況その他の主務省令で定める事項
- 二 障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況その他の主務省令で定める事項
- 三 障害福祉サービス又は相談支援を利用する障害者等の心身の状況、当該障害者等に提供される当該障害福祉サービス又は相談支援の内容その他の主務省令で定める事項
- 四 地域生活支援事業の実施の状況その他の主務省令で定める事項

- 2 市町村及び都道府県は、主務大臣に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事項に関する情報を、主務省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 主務大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに第八条第二項に規定する事業者等に対し、障害福祉等関連情報を、主務省令で定める方法により提供するように求めることができる。

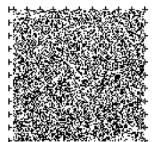


資料3 児童福祉法（抄）

（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ③ 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 都道府県は、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑥ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑦ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

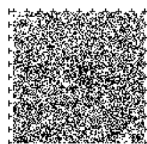


- ⑧ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- ⑨ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十三の二 内閣総理大臣は、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害児福祉等関連情報」という。）のうち、第一号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 障害児通所給付費等（第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）及び障害児入所給付費等（第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況その他の内閣府令で定める事項
 - 二 通所支給要否決定における調査に関する状況その他の内閣府令で定める事項
 - 三 障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を利用する障害児の心身の状況、当該障害児に提供される当該障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の内容その他の内閣府令で定める事項
- ② 市町村及び都道府県は、内閣総理大臣に対し、前項第一号に掲げる事項に関する情報を、内閣府令で定める方法により提供しなければならない。
 - ③ 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに対象事業者に対し、障害児福祉等関連情報を、内閣府令で定める方法により提供するよう求めることができる。



資料4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (昭和十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

【令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文】

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきた。

これまで、平成十八年度の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画（市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、またその後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号。以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画（市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害児福祉計画（同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、この指針により障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の作成又は変更にあたって即すべき事項について定めてきた。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和八年度末の目標を設定するとともに、令和六年度から令和八年度までの第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業（障害者総合支援法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び障害者総合支援法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。）（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援（児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（同法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）（以下「障害児通所支援等」という。）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

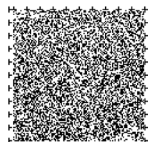
第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、



障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

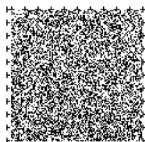
障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・



対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

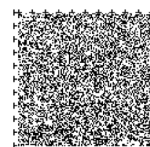
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和三年四月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）による改正後の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。



さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

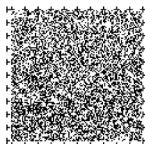
さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護（障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四



項に規定する同行援護をいう。以下同じ。)、行動援護(同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。))及び重度障害者等包括支援(同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス(療養介護(障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。))、生活介護(同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。))、短期入所、自立訓練(同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。))、就労移行支援(同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。))、就労継続支援(同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。))、就労定着支援(同条第十五項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。))及び地域活動支援センター(同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。))で提供されるサービスをいう。以下同じ。))を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助(障害者総合支援法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。))、地域移行支援(同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。))及び地域定着支援(同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。))、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。))との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

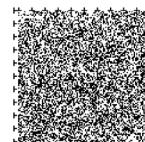
なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。なお、障害者支援施設(障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。))を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。

また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進



就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労定着支援事業（就労定着支援を行う事業をいう。以下同じ。）等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながない在宅の者を把握することが重要である。

高次脳機能障害を有する障害者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

6 依存症対策の推進

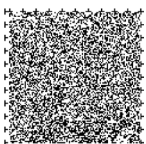
アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の充実・強化

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障



害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号。以下「令和四年障害者総合支援法等改正法」という。）により、令和六年四月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

上記を踏まえ、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）を設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。また、市町村は、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。都道府県においては、都道府県相談支援体制整備事業の活用等を通じて、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、広域的な観点からその設置及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組むことが必要である。

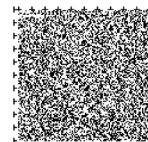
相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。この検討に当たっては、一の4(一)に掲げる事業を実施する場合には、相談支援体制整備の経緯を踏まえつつ、双方の取組の有機的な連携を図ることに留意する等、相談支援体制の再構築を検討することが必要である。

なお、基幹相談支援センターを委託により運営する場合や、一の4(一)に掲げる事業を委託により実施する場合であっても、市町村は委託先と十分に連携して主体的に相談支援体制の整備に向けて取り組む必要がある。

精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。また、市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園



が設置する施設をいう。)、児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項の児童福祉施設をいう。))又は療養介護を行う病院(障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院をいう。))をいう。以下同じ。))に入所又は精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。))に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

3 発達障害者等に対する支援

(一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児(以下「発達障害者等」という。))が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。))の複数設置や発達障害者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

(二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

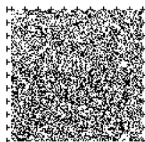
また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

4 協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。))により構成される協議会(以下単に「協議会」という。))を置くように努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

令和四年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。



上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。また、都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあつては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

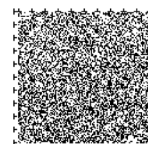
なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条第二号において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

1 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）については、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であ



り、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

- (一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- (二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- (三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- (四) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となっており、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画するこどもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。その際、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとする必要がある。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

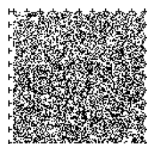
さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び指定都市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があるほか、管内の移行状況を把握し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しのもと、障害福祉計画・障害児福祉計画へ反映させていく必要がある。併せて障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行う必要がある。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要がある。

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局において



は、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。併せて、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことも必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

放課後等デイサービス（児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、都道府県、又は必要に応じて指定都市においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められている。

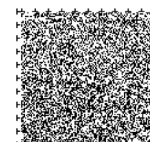
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である。

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（一）重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。



また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）を踏まえ、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築する必要がある。医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活に必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

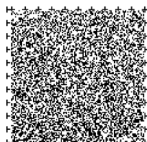
このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。

なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害児のニーズ把握に当たっては、管内の特別支援学校や障害福祉サー



ビス事業者等とも連携して特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、障害児入所施設において特に支援が必要な者の把握を行い、都道府県（指定都市を含む。）が中心となって円滑な成人サービスへの移行支援を行うことが重要である。

高次脳機能障害を有する障害児については、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

（三）虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

5 障害児相談支援の提供体制の確保

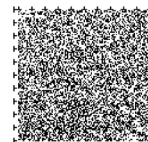
障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。なお、児童発達支援センターには、「気づき」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和八年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和四年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和八年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。このため、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること（この点について市町村は協議の場において共有すること）、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮する。また、相談支援専門員、サービス管理責任者が把握している入所者の地域生活の希望や心身の状況等も参考にしつつ見込むことも重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和四年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和八年度末の施設入所者数を



令和四年度末時点の施設入所者数から五パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や、地域生活支援拠点等及び地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、支援の質の向上を図る観点から障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

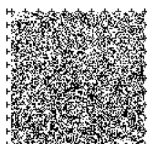
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、別表第一の八の各項に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。）の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和八年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百二十五・三日以上とすることを基本とする。



2 精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上、六十五歳未満）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和八年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和八年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率（入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和八年度における目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十八・九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十四・五パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十一・〇パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援の充実

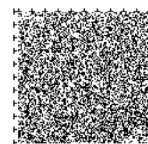
障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和八年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和八年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和三年度の一般就労への移行実績の一・二八倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和八年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和三年度の一般就労への移行実績の一・三倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和三年度の一般就労へ



の移行実績の概ね一・二九倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二八倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和三年度の実績の一・四一倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が七割以上の事業所を全体の二割五分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

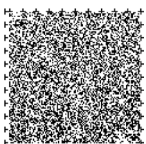
なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の各項に掲げる事項を令和八年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るためには、就労選択支援事業（就労選択支援を行う事業をいう。以下同じ。）について、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、都道府県等においては、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。この際、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学（四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、関係機関等と連携して取り組むことのほか、就労移行支援について、標準利用期間（二年間）を超えて支給決定を行う場合や複数回利用希望があった場合に、個々の対象者の状況を勘案して判断されるよう適切に取り組むことが望ましい。併せて、重度障害者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「特別事業」という。）が令和二年十月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把



握した上で、特別事業の的確な実施について検討を行い、必要な支援体制を整えることが必要である。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和八年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和八年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

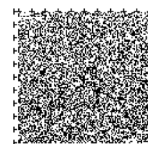
2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和四年二月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。

その際、令和八年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和八年度末までに、主に重症心身障害



児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和八年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和八年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

六 相談支援体制の充実・強化等

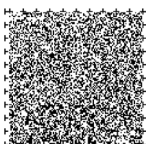
相談支援体制を充実・強化するため、令和八年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。また、都道府県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修



を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和八年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一の基本的理念を踏まえるとともに、第二に定める成果目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画等の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画等の作成に当たっては、協議会を活用するとともに、障害者等をはじめ、地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児支援について保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる必要がある。

2 計画の作成のための体制の整備

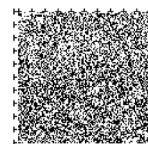
障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 作成委員会等の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局、デジタル



担当部局、情報通信担当部局、文化行政担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等（都道府県の地域生活支援事業に係る部分を除く。）並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の実施に関して、また、都道府県は、障害児入所支援の実施に関して、一義的な責任を負っている。これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画等の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

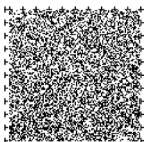
障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。また、令和四年障害者総合支援法等改正法において、指定障害福祉サービス事業者等の指定等について、関係市町村長が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができること等とする仕組みが創設されたことに伴い、地域の事業者と連携、協力して障害者等の支援体制の構築を推進するためには、障害者等のニーズを的確に把握し、市町村障害福祉計画等に位置付けることが重要である。

障害者等のサービスの利用実態やニーズの把握を踏まえた、障害福祉計画等の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施しているEBPMやPDCAに関する取組等、実効的な計画の策定を行うよう努めることが必要である。

また、指標に係る目標との乖離が生じた場合には、利用実態等を踏まえながら、検証することが望ましい。

加えて、障害者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等のニーズについても把握することが望ましい。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。



4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

5 区域の設定

都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画（以下「都道府県障害福祉計画等」という。）においては、指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）、指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第八十九条第二項第二号及び児童福祉法第三十三条の二十二第二項第二号に規定する都道府県が定める区域をいう。別表第二の三（一）の項⑤及び別表第四を除き、以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

6 住民の意見の反映

障害福祉計画等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

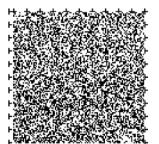
7 他の計画との関係

障害福祉計画等は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第一百八十条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずる。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を



行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項及び同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、当該成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

（一）各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

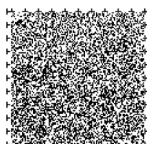
令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

さらに、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

（二）指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策



指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。
この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービス及び指定通所支援については、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一カ所確保できるよう努める必要がある。また、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。さらに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において、訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。加えて、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

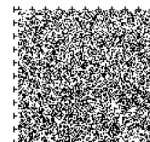
地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に答えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を整備する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し並びに計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の二の四によりサービスの種類及び量



の見直し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

4 関係機関との連携に関する事項

- (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事

項第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

- (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項及び同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

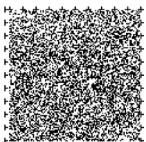
- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

- 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

- (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。



その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、また特に精神障害に関しては、医療計画における基準病床数算定式で算定された病床数等と整合性がとれるようにするとともに、退院先の市町村において必要なサービスが確保されるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

なお、都道府県においては、市町村ごとの障害福祉計画における福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、特に障害者支援施設の改築・改修に当たっては、管内市町村における施設の空き定員や真に施設入所支援が必要な者の状況も考慮し、地域のニーズに応じた小規模化を含む定員の見直しに向けて調整することが望ましい。

また、障害者総合支援法及び整備法による改正後の児童福祉法施行以前に、障害福祉サービス又は障害児通所支援が未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は指定障害児相談支援等の確保に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

ただし、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。

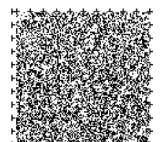
(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の二の(三)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村における共同整備を含む。）を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児通所支援の地域支援体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、令和八年度において障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス及び指定通所支援



の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。

また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

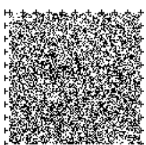
指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

（一）サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従



事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。

さらに、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、都道府県において障害者ピアサポート研修を実施することが必要である。

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとするのが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、医療的ケアを必要とする障害者等に対する支援体制の充実を図るため、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

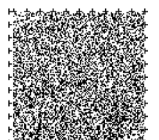
さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

（二）指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、サービスの質の確保・向上に取り組むに当たっては、例えば、障害者支援施設及び共同生活援助については事業運営の透明性の確保の観点を重視する等、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、必要な周知等に取り組むことが必要である。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設された



ことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

6 関係機関との連携に関する事項

(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

四 その他

1 計画の作成の時期

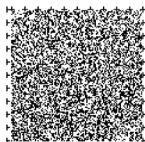
第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画は、令和六年度から令和八年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。

3 計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画等を作成するときは、二の二の(一)に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一



体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともにこれを都道府県知事に提出することが必要である。都道府県は、都道府県障害福祉計画等を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

4 その他

(一) 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。

(二) サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置を講じなければならない。

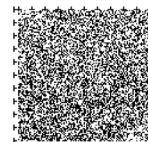
都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成）に沿って、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。また、学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。特に、初動対応の方針決定や虐待の認定を判断する場面に管理職が参加し、組織的な判断及び対応を行うべきことに留意する必要がある。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス



管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底する等、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

2 一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県においては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。

3 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるとともに、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等の対応が求められており、設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底することが必要である。

4 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

5 精神障害者に対する虐待の防止

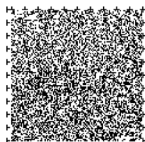
精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、令和四年障害者総合支援法等改正法により、令和六年四月から、業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備等が管理者に義務付けられたことや、業務従事者による虐待を発見した者に通報が義務付けられたこと等を踏まえ、都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる。

二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努める必要がある。

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

第一の一の七における障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進



する。

- (一) 文化芸術活動に関する相談支援
- (二) 文化芸術活動を支援する人材の育成
- (三) 関係者のネットワークづくり
- (四) 文化芸術活動に参加する機会の創出
- (五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- (六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

第一の一の七における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。

- (一) 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- (二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- (三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- (四) 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

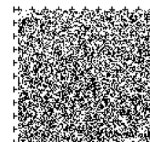
五 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。



さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

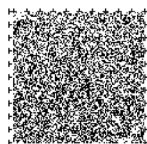
別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

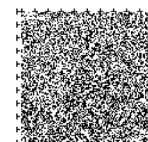
居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案し
------	--



	て、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
行動援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

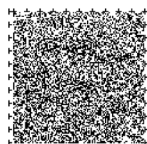
生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労選択支援	障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就



	<p>労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労継続支援A型	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労継続支援B型	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>
就労定着支援	<p>現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
療養介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
短期入所（福祉型、医療型）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</p>

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

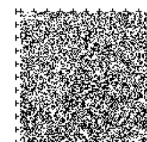
自立生活援助	<p>現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
共同生活援助	<p>現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループ</p>



	<p>ホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</p>
施設入所支援	<p>令和四年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和八年度末において、令和四年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することとし、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>
地域生活支援拠点等	<p>地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>

五 相談支援

計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援をいう。）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
地域移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。</p>
地域定着支援	<p>現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>

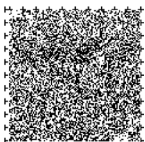


六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するため必要となる配置人数の見込みを設定する。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

七 発達障害者等に対する支援

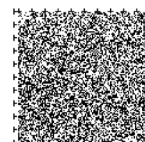
発達障害者支援	地域協議会の開催地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が



相談支援	困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。



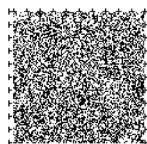
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

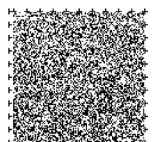
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児



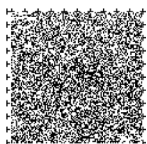
共有	通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
----	---

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p> <p>障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p>
三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	<p>① 別表第一を参考として、⑤の令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること。</p> <p>④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p> <p>⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域(地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。)における令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉</p>



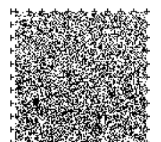
<p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 別表第一を参考として、令和八年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
<p>四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各年度の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>
<p>六 市町村障害福祉計画等の期間</p>	<p>市町村障害福祉計画等の期間を定めること。</p>
<p>七 市町村障害福祉計画等の達</p>	<p>各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価す</p>



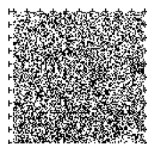
成状況の点検及び評価	る方法等を定めること。
------------	-------------

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</p> <p>② 障害者に対する職業訓練の受講</p> <p>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</p> <p>④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導</p> <p>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</p> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の確保に係る目標の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p>
四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のた	① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施



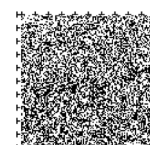
<p>めの方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和八年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等によりの確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
<p>六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資</p>	<p>指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>



質の向上のために講ずる措置	
<p>九 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。</p> <p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。</p>
<p>十 都道府県障害福祉計画等の期間</p>	<p>道府県障害福祉計画等の期間を定めること。</p>
<p>十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価</p>	<p>年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

別表第四

項	式
一	$\Sigma (A 1) \times (1 - X 1) + \Sigma (A 2) \times (1 - X 2)$
二	$\Sigma (B 1) \times (1 - X 1) + \Sigma (B 2) \times (1 - X 2)$
三	$(C) - ((\text{別表第四の一に掲げる式により算定した患者数}) + (\text{別表第四の二に掲げる式により算定した患者数}))$
<p>備考</p> <p>この表における式において、A 1、A 2、B 1、B 2、C、X 1、X 2は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数</p> <p>A 2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数</p>	



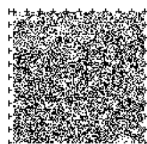
B 1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

B 2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

C 令和二年における精神病床における入院期間が一年以上である入院患者数

X 1 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者を除く。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者を除く。以下「a」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者を除く。）が少ない県の水準（以下「b」という。）を比較し、aがbを下回っている場合は〇、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差分が二割以上の場合は〇・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において〇を下回らない範囲で標準より〇・〇二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

X 2 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者に限る。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者に限る。以下「c」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者に限る。）が少ない県の水準（以下「d」という。）を比較し、cがdを下回っている場合は〇、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差分が二割以上の場合は〇・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において〇を下回らない範囲で標準より〇・〇二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値



資料5 福岡県障がい者施策審議会条例

平成7年7月19日 福岡県条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、福岡県障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 障がいのある人
- (4) 障がいのある人の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

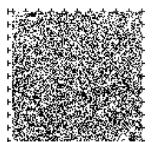
第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉労働部障がい福祉課において処理する。



(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第22号)

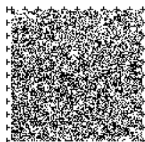
この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する政令で定める日から施行する。

(定める日=平成24年5月21日)

附 則 (平成29年条例第11号) 抄

(施行期日)

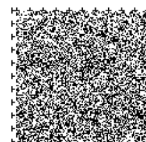
第1条 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第3章第4節及び第4章の規定並びに附則第3条中福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和28年福岡県条例第66号)第6条第1項第1号の改正規定、附則第8条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年福岡県条例第66号)第2条の表障害者更生相談所の項の改正規定(「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。)並びに附則第12条(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)第14条第2項の表の改正規定及び第15条第2項の表の改正規定に限る。)、附則第17条(福岡県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和55年福岡県条例第27号)の題名の改正規定及び第1条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める部分に限る。)、附則第22条(福岡県障害者施策審議会条例(平成7年福岡県条例第26号)第2条第2項第3号及び第4号の改正規定を除く。)及び附則第25条の規定は、平成29年4月1日から施行する。



資料6 福岡県障がい者施策審議会委員名簿

※順不同

選任区分	氏名	役職等	任期
学 識 経 験 者	原田 博史	福岡県議会 厚生労働環境委員会 委員	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	永吉 美砂子	福岡県障がい者リハビリテーションセンター センター長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	森田 正治	福岡国際医療福祉大学 教授	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	寺島 正博	福岡県立大学 准教授	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
障 が い 者 支 援 団 体 に 属 す る 人	福田 清隆	公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会 理事	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	大山 京子	福岡県難病団体連絡会 事務局長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	大塚 洋	公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会 理事長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	西村 郁子	公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会 副会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	伊野 憲治	福岡県自閉症協会 会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	小野 裕樹	NPO法人 福岡・翼の会 理事長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	松下 貴則	社会福祉法人 福岡県盲人協会 会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	大澤 五恵	社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会 理事長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	宇野 久美子	福岡県重症心身障害児(者)を守る会 副会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	伊藤 茜	福岡県特別支援学校PTA連合会 会長	R 5 . 8 . 4 ~ R 6 . 12 . 11
事 業 に 従 事 す る 人	徳永 秀昭	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 常務理事	R 5 . 8 . 4 ~ R 6 . 12 . 11
	廣田 アキ子	みやま市民生委員児童委員協議会 会長	R 5 . 8 . 4 ~ R 7 . 8 . 3
	中島 香織	福岡県身体障害者施設協議会 監事	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	石井 邦佳	福岡県知的障がい者福祉協会 副会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	福留 摩里子	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 支所長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	中園 りえ子	福岡県ホームヘルパー連絡会 会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	大村 重成	一般社団法人 福岡県精神科病院協会 副会長	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
の 職 員	赤間 幸弘	福岡県市長会 副会長(嘉麻市長)	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11
	永原 譲二	福岡県町村会 理事(大任町長)	R 5 . 8 . 4 ~ R 6 . 12 . 11
	吉田 雅子	福岡県特別支援学校校長協会 (小郡特別支援学校 校長)	R 4 . 12 . 12 ~ R 6 . 12 . 11



資料7 福岡県障がい者施策推進本部設置要綱

令和5年4月1日改正

(設置)

第1条 障がいのある人に関する総合的な施策の推進について、関係各部等の相互の密接な連携を確保し、その円滑かつ効果的な推進を図るため、福岡県障がい者施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について協議調整を行う。

- (1) 障がいのある人に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進に関すること。
- (2) 障がい者施策等に関する長期計画の策定及びその施策の実施に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は知事が指定する副知事、教育長及び警察本部長を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部の業務を円滑に処理するため、福岡県障がい者施策推進幹事課会議(以下「幹事課会議」という。)を置く。
- 4 幹事課会議は、幹事長及び幹事で組織する。
- 5 幹事長は福祉労働部長が指定する福祉労働部次長を、幹事は別表2に掲げる幹事課の長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

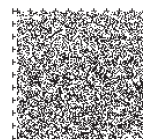
第5条 本部の会議は本部長が、幹事課会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉労働部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は本部長が、幹事課会議の運営について必要な事項は幹事長が別に定める。



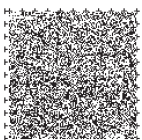
別表1 (第3条関係)

総務部長 保健医療介護部長 商工部長 建築都市部長	企画・地域振興部長 福祉労働部長 農林水産部長	人づくり・県民生活部長 環境部長 県土整備部長
------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

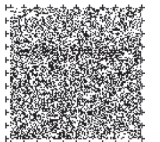
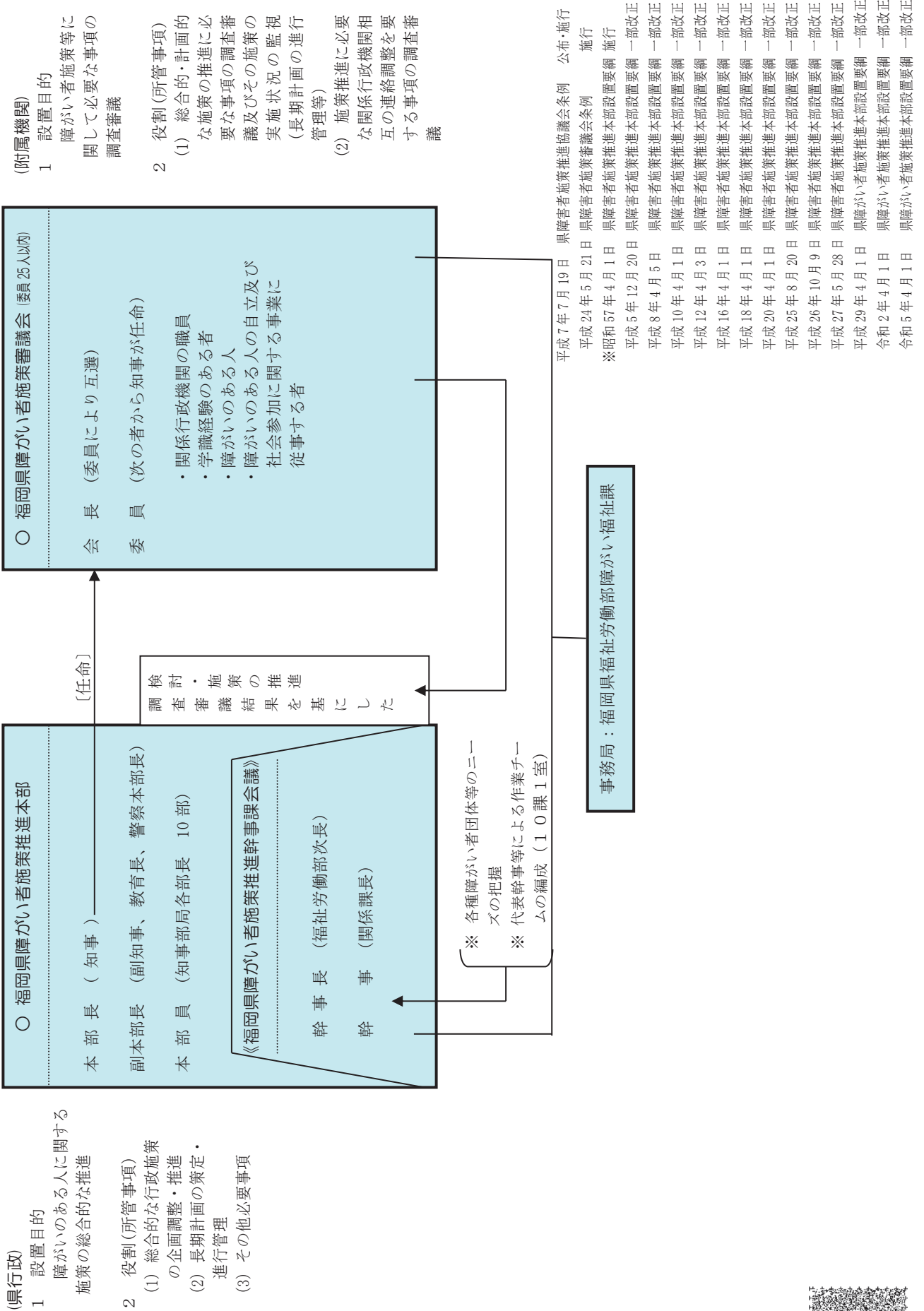
別表2 (第3条関係)

総務部	行政経営企画課 県民情報広報課	人事課 防災企画課	税務課 消防防災指導課
企画・地域振興部	情報政策課	交通政策課	政策支援課
人づくり・県民生活部	社会活動推進課 政策課	文化振興課 私学振興課	生活安全課 スポーツ振興課
保健医療介護部	●健康増進課 がん感染症疾病対策課 高齢者地域包括ケア推進課	●こころの健康づくり推進室 医療指導課	
福祉労働部	●福祉総務課 こども福祉課 労働政策課 調整課	●こども未来課 ●障がい福祉課 ●新雇用開発課	子育て支援課 保護・援護課 職業能力開発課
環境部	自然環境課		
商工部	中小企業技術振興課		
農林水産部	農林水産政策課		
県土整備部	●道路維持課	道路建設課	砂防課
建築都市部	●都市計画課 ●住宅計画課	●建築指導課 県営住宅課	公園街路課 営繕設備課
教育庁 教育総務部 教育振興部	●総務企画課 ●特別支援教育課	施設課 社会教育課	
警察本部 総務部	●総務課		

●は、福岡県障がい者施策推進幹事課会議代表幹事課

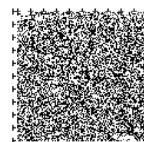


福岡県障がい者施策推進体制組織図

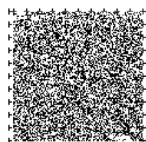


資料9 障害者総合支援法の対象疾病一覧 (R6. 4. 1～)

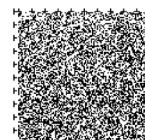
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカールディ症候群	64	関節リウマチ	127	コフィン・シリス症候群
2	アイザックス症候群	65	完全大血管転位症	128	コフィン・ローリー症候群
3	IgA腎症	66	眼皮膚白皮症	129	混合性結合組織病
4	IgG4関連疾患	67	偽性副甲状腺機能低下症	130	鯉耳腎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	ギャロウエイ・モワト症候群	131	再生不良性貧血
6	アジソン病	69	急性壊死性脳症	132	サイトメガロウィルス角膜炎
7	アッシャー症候群	70	急性網膜壊死	133	再発性多発軟骨炎
8	アトピー性脊髄炎	71	球脊髄性筋萎縮症	134	左心低形成症候群
9	アペール症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	135	サルコイドーシス
10	アミロイドーシス	73	強直性脊椎炎	136	三尖弁閉鎖症
11	アラジール症候群	74	巨細胞性動脈炎	137	三頭筋欠損症
12	アルポート症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔頭びまん性病変)	138	CFC 症候群
13	アレキサンダー病	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	139	シェーグレン症候群
14	アンジェルマン症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	140	色素性乾皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	141	自己貪食空胞性ミオパチー
16	イソ吉草酸血症	79	筋萎縮性側索硬化症	142	自己免疫性肝炎
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋型糖尿病	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋ジストロフィー	144	自己免疫性溶血性貧血
19	1p36 欠失症候群	82	クッシング病	145	四肢形成不全
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クリオピリン関連周期熱症候群	146	シトステロール血症
21	遺伝性ジストニア	84	クリッペル・レノネー・ウェーバー症候群	147	シトリン欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クルーズン症候群	148	紫斑病性腎炎
23	遺伝性膀胱炎	86	グルコーストランスポーター1欠損症	149	脂肪萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルタル酸血症1型	150	若年性特発性関節炎
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症2型	151	若年性肺気腫
26	ウィリアムズ症候群	89	クロウ・深瀬症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
27	ウィルソン病	90	クローン病	153	重症筋無力症
28	ウエスト症候群	91	クローンカイト・カナダ症候群	154	修正大血管転位症
29	ウェルナー症候群	92	痙攣重症型(二相性)急性脳症	155	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	93	結節性硬化症	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
31	ウルリッヒ病	94	結節性多発動脈炎	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
32	HTRA1 関連脳小血管病	95	血栓性血小板減少性紫斑病	158	神経細胞移動異常症
33	HTLV-1 関連脊髄症	96	限局性皮膚異形成	159	神経線維形成を伴う遺伝性びまん性白質症
34	ATR-X症候群	97	原発性局所多汗症	160	神経線維腫症
35	ADH分泌異常症	98	原発性硬化性胆管炎	161	神経有棘赤血球症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性高脂血症	162	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン症候群	100	原発性側索硬化症	163	進行性家族性肝内うつ滞症
38	エプスタイン病	101	原発性胆汁性胆管炎	164	進行性骨化性線維異形成症
39	エマヌエル症候群	102	原発性免疫不全症候群	165	進行性多巣性白質脳症
40	MECP 重複症候群	103	顕微鏡の大腸炎	166	進行性白質脳症
41	遠位型ミオパチー	104	顕微鏡的多発血管炎	167	進行性ミオクロームアステルカン
42	円錐角膜	105	高IgD症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	黄色靭帯骨化症	106	好酸球性消化管疾患	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
44	黄斑ジストロフィー	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	170	スタージ・ウェーバー症候群
45	大田原症候群	108	好酸球性副鼻腔炎	171	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群	109	抗糸球体基底膜腎炎	172	スミス・マギニス症候群
47	オスラー病	110	後縦靭帯骨化症	173	スモン
48	カーニー複合	111	甲状腺ホルモン不応症	174	脆弱X症候群
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	112	拘束型心筋症	175	脆弱X症候群関連疾患
50	潰瘍性大腸炎	113	高チロシン血症1型	176	成人発症スチル病
51	下垂体前葉機能低下症	114	高チロシン血症2型	177	成長ホルモン分泌亢進症
52	家族性地中海熱	115	高チロシン血症3型	178	脊髄空洞症
53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	116	後天性赤芽球癆	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	家族性良性慢性天疱瘡	117	広範脊柱管狭窄症	180	脊髄髄膜瘤
55	カナバン病	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	181	脊髄性筋萎縮症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	119	抗リン脂質抗体症候群	182	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
57	歌舞伎症候群	120	コケイン症候群	183	前眼部形成異常
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	121	コステロ症候群	184	全身性エリテマトーデス
59	カルニチン回路異常症	122	骨形成不全症	185	全身性強皮症
60	加齢黄斑変性	123	骨髄異形成症候群	186	先天異常症候群
61	肝型糖原病	124	骨髄線維症	187	先天性横膈膜ヘルニア
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	188	先天性核上性球麻痺
63	環状20番染色体症候群	126	5p 欠失症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症



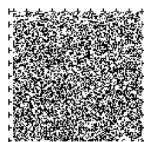
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性魚鱗癬	250	突発性難聴	310	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)
191	先天性筋無力症候群	251	ドラベ症候群	311	閉塞性細気管支炎
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	252	中條・西村症候群	312	β-ケトチオラーゼ欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症	253	那須・ハコラ病	313	ペーチェット病
194	先天性腎性尿崩症	254	軟骨無形成症	314	ベスレムミオパチー
195	先天性赤血球形成異常性貧血	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	315	ヘパリン起因性血小板減少症
196	先天性僧帽弁狭窄症	256	22q11.2 欠失症候群	316	ヘモクロマトーシス
197	先天性大脳白質形成不全症	257	乳幼児肝巨大血管腫	317	ペリー病
198	先天性肺静脈狭窄症	258	尿素サイクル異常症	318	ペルーシド角膜辺縁変性症
199	先天性風疹症候群	259	ヌーナン症候群	319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
200	先天性副腎低形成症	260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	320	片側巨脳症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	261	ネフロン病	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
202	先天性ミオパチー	262	脳クレアチン欠乏症候群	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
203	先天性無痛無汗症	263	脳腫黄色腫症	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
204	先天性葉酸吸収不全	264	脳内鉄沈着神経変性症(※)	324	ホモシスチン尿症
205	前頭側頭葉変性症	265	脳表ヘモジデリン沈着症	325	ポルフィリン症
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む)	266	膿疱性乾癬	326	マリネスコ・シュエーグレン症候群
207	早期ミオクロニー脳症	267	嚢胞性線維症	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
208	総動脈幹遺残症	268	パーキンソン病	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多薬性運動ニューロパチー
209	総排泄腔遺残	269	パージャー病	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
210	総排泄腔外反症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	330	慢性再発性多発性骨髄炎
211	ソトス症候群	271	肺動脈性肺高血圧症	331	慢性膵炎
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	332	慢性特発性偽性腸閉塞症
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	273	肺胞低換気症候群	333	ミオクロニー欠神てんかん
214	大脳皮質基底核変性症	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
215	大理石骨病	275	パッド・キアリ症候群	335	ミトコンドリア病
216	ダウン症候群	276	ハンチントン病	336	無虹彩症
217	高安動脈炎	277	汎発性特発性骨増殖症	337	無脾症候群
218	多系統萎縮症	278	PCDH19 関連症候群	338	無βリポタンパク血症
219	タナトフォリック骨異形成症	279	非ケトーシス型高グリシニン血症	339	メープルシロップ尿症
220	多発血管炎性肉芽腫症	280	肥厚性皮膚骨膜炎	340	メチルグルタコン酸尿症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	341	メチルマロン酸血症
222	多発性軟骨性外骨腫症	282	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈瘤症	342	メビウス症候群
223	多発性嚢胞腎	283	肥大型心筋症	343	メンケス病
224	多脾症候群	284	左肺動脈右肺動脈起始症	344	網膜色素変性症
225	タンジール病	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	345	もやもや病
226	単心室症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	346	モワット・ウィルソン症候群
227	弾性線維性仮性黄色腫	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	347	薬剤性過敏症候群
228	短腸症候群	288	非典型溶血性尿毒症症候群	348	ヤング・シンブソン症候群
229	胆道閉鎖症	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
230	遅発性内リンパ水腫	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
231	チャージ症候群	291	びまん性汎細気管支炎	351	4p 欠失症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	292	肥満低換気症候群	352	ライソゾーム病
233	中毒性表皮壊死症	293	表皮水疱症	353	ラスマッセン脳炎
234	腸管神経節細胞僅少症	294	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	354	ランゲルハンス細胞組織球症
235	TRPV4 異常症	295	VATER 症候群	355	ランドウ・クレフナー症候群
236	TSH 分泌亢進症	296	ファイファー症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
237	TNF 受容体関連周期性症候群	297	ファロー四徴症	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
238	低ホスファターゼ症	298	ファンconi貧血	358	両大血管右室起始症
239	天疱瘡	299	封入体筋炎	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
240	特発性拡張型心筋症	300	フェニルケトン尿症	360	リンパ管筋腫症
241	特発性間質性肺炎	301	フォンタン術後症候群	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
242	特発性基底核石灰化症	302	複合カルボキシラーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	303	副甲状腺機能低下症	363	レーベル遺伝性視神経症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	304	副腎白質ジストロフィー	364	レンチコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
245	特発性後天性全身性無汗症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
246	特発性大腿骨頭壊死症	306	ブラウ症候群	366	レット症候群
247	特発性多中心性キャッスルマン病	307	ブラダー・ウィリ症候群	367	レノックス・ガストー症候群
248	特発性門脈圧亢進症	308	プリオン病	368	ロスモンド・トムソン症候群
249	特発性両側性感音難聴	309	プロピオン酸血症	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症



市町村名	平日昼間窓口				平日夜間・休日窓口		
	平日昼間窓口	平日昼間 対応時間	連絡先TEL FAX	eメール	夜間休日窓口	夜間休日 対応時間	連絡先TEL FAX
北九州市	北九州市 障害者虐待防止センター	9:00~17:45	T:093-861-3111 F:093-861-3122	k-gyakutai @shien-c.com	北九州市 障害者虐待防止センター (電話のみ)	平日昼間時間帯 以外	T:093-861-3111 (転送対応) F:093-861-3122
福岡市	福岡市虐待通報・届出受付 専用ダイヤル(障がい者虐待 防止センター)	9:00~17:00	T:092-711-4496 F:092-738-3382	gyakutai @fc-jisyoudan.org	福岡市虐待通報・届出受付 専用ダイヤル	平日昼間時間帯 以外 (24時間365 日)	T:092-711-4496 F:092-738-3382
大牟田市	障害者虐待防止センター (大牟田市福祉課総合相談 担当)	8:30~17:15	T:0944-41-2672 F:0944-41-2662	e-fs-soudan01 @city.omuta.fukuoka.jp	大牟田市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-41-2222
久留米市	久留米市 障害者虐待防止センター	8:30~17:30	T:0942-30-9319 F:0942-30-9752	市HP専用問い合わせ フォーム	障害者虐待ホットライン	24時間365 日	T:0942-30-9319
直方市 宮若市 小竹町 鞍手町	直鞍地区障がい者虐待防止 センター かのん	月曜~金曜 8:30~17:00	T:0949-24-1556 F:0949-24-1552	kanon-kikan @wind.ocn.ne.jp	直鞍地区障がい者虐待防止 センター かのん	24時間365日 対応	T:0949-24-1556 F:0949-24-1552
飯塚市 嘉麻市 桂川町	飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者虐待防止センター	24時間365日 対応	T:0948-43-9977 F:0948-43-9974	gyakutai.sos @ezweb.ne.jp 飯塚市、嘉麻市、桂川町で 共同委託運営	飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者虐待防止センター	24時間365日 対応	T:0948-43-9977 F:0948-43-9974
田川市 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町	田川地区 障がい者虐待防止センター	8:30~17:15	T:0947-23-0415 F:0947-23-0425	tagawa- kikan@gaea.ocn.ne.jp	田川地区障がい者虐待防止 センター	24時間365日 対応	T:0947-23-0415
柳川市	柳川市障がい者虐待防止セ ンター	8:30~17:00	T:0944-77-8514 F:0944-73-9211	40207fukushi-shou @city.yanagawa.lg.jp	柳川市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-73-8111
八女市	八女市 障害者虐待防止センター	8:30~17:15	T:0943-23-1335 T:090-2580-0294 F:0943-22-7099	gyakutaibousi @city.yame.lg.jp	八女市 障害者虐待防止センター	24時間対応	T:090-2580-0294
筑後市	福祉課 障害者支援担当	8:30~17:15	T:0942-65-7022 F:0942-53-1589	fukusi @city.chikugo.lg.jp	筑後市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0942-53-4111
大川市	大川市 障害者虐待防止センター	8:30~17:15	T:0944-85-5532 F:0944-86-8483	okwshoufuku_k@city.ok awa.lg.jp	大川市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-87-2101
行橋市	地域福祉課 障がい者支援 室 障がい者支援係	8:30~17:00	T:0930-25-1111 F:0930-22-7952	shougaisyashien@city.yu kuhashi.lg.jp	行橋市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0930-25-1111
豊前市	福祉課	8:30~17:00	T:0979-82-1111 F:0979-82-9222	syogai @city.buzen.lg.jp	豊前市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0979-82-1111
中間市	中間市 障がい者虐待防止センター	8:30~17:15	T:093-246-6282 F:093-244-0579	syougaisya_fukusi @city.nakama.lg.jp	中間市代表	平日昼間時間帯 以外	T:093-244-1111
小郡市	福祉課 障がい者福祉係	8:30~17:00	T:0942-72-2125 F:0942-73-2555	fukushi @city.ogori.lg.jp	小郡市代表	平日昼間時間帯 以外、緊急時 通報のみ対応	T:0942-72-2125 (夜間は携帯に転送)
筑紫野市	生活福祉課	8:30~17:00	T:092-923-1111 F:092-923-5230	fukushi@city.chikushino. fukuoka.jp	筑紫野市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-923-1111
春日市	福祉支援課	8:30~17:00	T:092-584-1111 F:092-584-1154	fukushi@city.kasuga.fuk uoka.jp	春日市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-584-1111 F:092-584-1154
大野城市	福祉サービス課	8:30~17:00	T:092-580-1853 F:092-573-8083	fukusi @city.onojo.fukuoka.jp	大野城市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-501-2211
宗像市	宗像市 障害者虐待防止センター	8:30~17:00	T:0940-34-2411 F:0940-34-2422 (宗像市障害者生活支 援センター内)	aaw09180 @hkg.odn.ne.jp	宗像市 障害者虐待防止センター	平日昼間時間帯 以外、緊急時 通報のみ対応	T:0940-34-2411 (夜間は携帯に転送)
太宰府市	福祉課	8:30~17:00	T:092-921-2121 F:092-925-0294	fukushi @city.dazaifu.lg.jp	障がい者あんしんダイヤル	平日昼間時間帯 以外	T:0120-0874-86 F:0120-0874-86
古賀市	古賀市 障がい者虐待防止センター	8:30~17:00	T:092-944-2441 F:092-944-2442	saki @fukuoka-colony.net	古賀市障がい者虐待防止セ ンター(なのみの里)	平日昼間時間帯 以外	T:092-944-2441
福津市	福津市 障がい者虐待防止センター	8:30~17:00	T:0940-62-6004 F:0940-62-6009	kikan@fukutsu- shakyo.or.jp	福津市 障がい者虐待防止センター	平日昼間時間帯 以外、緊急時 通報のみ対応	T:0940-62-6004 (夜間は携帯に転送) F:0940-62-6009



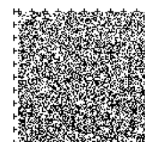
市町村名	平日昼間窓口				平日夜間・休日窓口		
	平日昼間窓口	平日昼間 対応時間	連絡先TEL FAX	eメール	夜間休日窓口	夜間休日 対応時間	連絡先TEL FAX
うきは市	福祉事務所 福祉係	8:30~17:15	T:0943-75-4961 F:0943-75-4963	fukushi @city.ukiha.lg.jp	うきは市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0943-75-3111
朝倉市	福祉事務所	8:30~17:15	T:0946-28-7551 F:0946-22-5199	fukushi-syougai @city.asakura.lg.jp	朝倉市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0946-22-1111
みやま市	みやま市 障がい者虐待防止センター	8:30~17:00	T:0944-64-1552 F:0944-64-1519	shakaifukushi @city.miyama.lg.jp	みやま市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-63-6111
糸島市	地域福祉課	8:30~17:15	T:092-332-2073 F:092-321-1139	chiikifukushi@city.itoshi ma.lg.jp	糸島市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-323-1111
那珂川市	障がい者支援課	8:30~17:00	T:092-953-2211 F:092-953-2312	shogaifukusi@city- nakagawa.fukuoka.jp	那珂川市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-953-2211
宇美町	福祉課 障がい者支援係	8:30~17:15	T:092-934-2278 F:092-933-7512	k-syougai @town.umi.lg.jp	宇美町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-932-1111
篠栗町	福祉課 障がい者支援係	8:30~17:00	T:092-947-1356 F:092-947-7977	k-sshien @town.sasaguri.lg.jp	篠栗町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-947-1111
志免町	福祉課 福祉係	8:30~17:00	T:092-935-1038 F:092-935-2469	fukushi @town.shime.lg.jp	志免町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-935-1001 F:092-935-2051
須恵町	福祉課	8:30~17:15	T:092-932-1151 F:092-933-6626	fukushi@town.sue.lg.jp	須恵町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-932-1151
新宮町	健康福祉課	8:30~17:00	T:092-962-0239 F:092-962-0725	fukushi@town.shingu.fu kuoka.jp	新宮町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-962-0231
久山町	福祉課	8:30~17:00	T:092-976-1111 F:092-976-2463	fukushi@town.hisayama .fukuoka.jp	久山町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-976-1111
粕屋町	介護福祉課 障害者福祉係	8:30~17:00	T:092-938-0229 F:092-938-9522	fukusi@ town.kasuya.fukuoka.jp	粕屋町代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-938-0229 F:092-938-9522
芦屋町	福祉課 障がい者・生活支援係	8:30~17:15	T:093-223-3530 F:093-222-2010	syougai @town.ashiya.lg.jp	芦屋町代表	平日昼間時間帯 以外	T:093-223-0881
水巻町	福祉課 障がい支援係	8:30~17:15	T:093-201-4321 F:093-201-4423	fukushi-shougai @town.mizumaki.lg.jp	水巻町代表	平日昼間時間帯 以外	T:093-201-4321
岡垣町	福祉課 障害者支援係	8:30~17:15	T:093-282-1211 F:093-282-1299	fukushi@town.okagaki.l g.jp	岡垣町代表	平日昼間時間帯 以外	T:093-282-1211
遠賀町	福祉課	8:30~17:15	T:093-293-1234 F:093-293-0806	fukushi@town.onaga.lg.jp	遠賀町代表	平日昼間時間帯 以外	T:093-293-1234
筑前町	福祉課	8:30~17:15	T:0946-23-8490 F:0946-24-8751	kenfuku1@town.chikuz en.fukuoka.jp	筑前町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0946-42-3111
東峰村	住民福祉課	8:30~17:15	T:0946-74-2311 F:0946-74-2722	hoken @vill.toho.fukuoka.jp	東峰村代表	平日昼間時間帯 以外	T:0946-72-2311 F:0946-72-2038
大刀洗町	福祉課 障がい福祉係	8:30~17:15	T:0942-77-2266 F:0942-77-3063	shogai@town.tachiarai.f ukuoka.jp	大刀洗町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0942-77-0101
大木町	健康福祉課	8:30~17:15	T:0944-32-1060 F:0944-32-1054	hukushi@town.ooki.lg.jp	大木町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-32-1013
広川町	福祉課 福祉係	8:30~17:15	T:0943-32-1113 F:0943-32-7044	fukushi @town.hirokawa.lg.jp	広川町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0943-32-1113 F:0943-32-5164
苅田町	福祉課	8:30~17:15	T:093-588-1234 F:093-435-0023	chiiki-fukushi @town.kanda.lg.jp	苅田町虐待防止ホットライ ン	平日昼間時間帯 以外	T:093-588-1234
みやこ町	子育て・健康支援課	8:30~17:00	T:0930-32-2725 F:0930-32-2735	kosodate @town.miyako.lg.jp	みやこ町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0930-32-2511
吉富町	福祉保険課	8:30~17:15	T:0979-24-1123 F:0979-24-3219	fukushi@town.yoshitomi .lg.jp	吉富町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0979-24-1122
上毛町	長寿福祉課	8:30~17:15	T:0979-72-3188 F:0979-84-8021	fukushi @town.koge.lg.jp	上毛町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0979-72-3188
築上町	保険福祉課	8:30~17:00	T:0930-56-0300 F:0930-56-0334	syogaisya@town.chikujo .lg.jp	築上町代表	平日昼間時間帯 以外	T:0930-56-0300
福岡県	障がい者権利擁護センター (障がい福祉課障がい福祉 サービス指導室指導係)	8:30~17:15	T:080-8574-7234 T:092-643-3838 F:092-643-3304	shiteishidou @pref.fukuoka.lg.jp	障がい者権利擁護センター (障がい福祉課障がい福祉 サービス指導室指導係)	平日17:15~ 21:00 上記以外の時間 は留守番電話・ メールで対応	T:080-8574-7234



資料 1 1 用語解説

あ行

委託訓練事業	多様な訓練や教育を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用して、就労に必要な基礎的な知識や技能を付与することを目的とする事業。
一般就労	雇用契約に基づいて、企業等に就職すること又は在宅で就労すること。
一般相談支援事業所	<p>基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行う事業所のこと。</p> <p>○ 基本相談支援 地域の障がいのある人等の福祉に関するいろいろな問題について、障がいのある人や障がいのある児童の保護者、障がいのある人等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。</p> <p>○ 地域移行支援 障がい者支援施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>○ 地域定着支援 居宅において単身等で生活する障がいのある人について、この障がいのある人と常に連絡を取れる体制をつくり、障がいの特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行うこと。</p>
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童。
インクルーシブ教育システム	障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

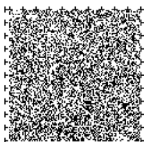


か行

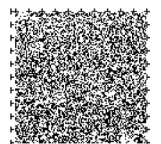
ガイドヘルパー	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出時の移動の介助に関するサービスに従事する人。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割（人材育成、広域的な調整、協議会の運営など）を基本としつつ、地域の実情に応じて実施する。
強度行動障がい	他害、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められるもの。
高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが生じた状態を指し、器質性精神障がいとして位置づけられる。

さ行

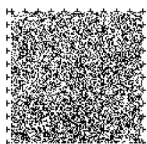
サービス等利用計画	市町村が、障がい福祉サービスの内容を決定するに当たり、個々の障がいのある人のニーズや解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービスを提供することを目的に、利用を申請する方に対して、提出を求めるもの。この「サービス等利用計画」は、原則、相談支援事業所が、作成することとなっている。
作業療法士	身体又は精神に障がいのある人に対し、社会的適応能力又は応用的動作能力の回復を図るために、手芸、工作その他の比較的細やかな作業を通じたリハビリテーションを行わせる専門医療従事者。作業療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
児童福祉法	昭和 22 年に成立し、昭和 23 年 1 月 1 日から施行された法律。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。かつ、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならないことを、児童福祉の理念としている。



重症心身障がい	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した状態。
障害者基本法	昭和 45 年に制定された心身障害者対策基本法が平成 5 年に改正され成立した法律。障がいのある人に係る基本的な法律であり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	平成 23 年に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行された法律。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。
障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	平成 25 年に成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施する。
障害者職業能力開発校	障がいのある人がその能力に適合した職業訓練を受け、就業に必要な技能を修得することにより、就職を容易にし、社会的自立を図ることを目的として設立されたもの。 ○福岡障害者職業能力開発校（国立県営） 〒808-0122 北九州市若松区蟹住(あますみ)1728-1 電話 093-741-5431



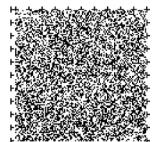
<p>障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	<p>平成 17 年に成立した障害者自立支援法が、平成 24 年に改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障がい者児の福祉に関する法律と相まって、障がい者児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。</p>
<p>障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日から施行されている法律。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としている。</p>
<p>自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）</p>	<p>○育成医療　現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>○更生医療　18 歳以上の身体障がいのある人で、障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>○精神通院医療　統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p>



成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない者について、その者の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その者を法律的に支援する制度。
相談支援事業所	指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所の3つの種類の事業所がある。それぞれの事業内容は下記のとおりである。 ○特定相談支援事業所 ・計画相談支援（サービス利用支援等） ・基本相談支援（障がいのある人等からの相談） ○一般相談支援事業所 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援） ・基本相談支援（障がいのある人等からの相談） ○障がい児相談支援事業所 ・障がい児支援利用支援 ・継続障がい児支援利用援助

た行

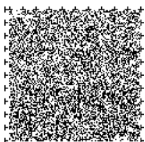
第三者評価	サービス等の事業内容を外部の第三者機関が評価する制度。利用者が事業者を選ぶ判断材料を提供するとともに、事業者が評価されることでサービスの質の向上を目指す目的をもつ。
地域移行	病院に入院又は施設に入所している障がいのある人が、病院や施設を出て、自ら選んだ住まいへ移ること。
地域活動支援センター	通所の障がいのある人を対象に、創作的活動または生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行う施設。
地域包括ケアシステム	地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
知的障がい者相談員	知的障害者福祉法に基づいて、知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者（市町村により委託された民間の協力者）。
通級による指導	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を特別な場で行う指導形態。 【対象障がい種】言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者



特定相談支援事業所	基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業所のこと。基本相談支援については、「一般相談支援事業所」の項を参照。計画相談支援とは、障がいのある人等が障がい福祉サービスの利用を申請する際に、障がいのある人等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する移行その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成するなどして支援すること。
特別支援学級	小学校、中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。 【対象障がい種】知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。 【対象障がい種】視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱を含む。）

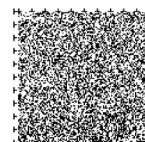
な行

難病 (指定難病)	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもの。 また、難病のうち、国内の患者数が一定の人数に達しておらず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾病であって、厚生労働大臣が指定した疾病を指定難病という。
農福連携	福祉分野と農業分野が連携する取組。障がいのある人の雇用や収入向上につながるだけでなく、農業分野の高齢化・人手不足といった課題の解決、更には地域の活性化につながることを期待されている。

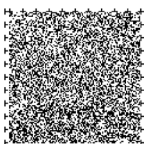


は行

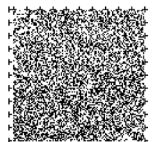
<p>発達障がい</p>	<p>発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。平成 23 年に改正された障害者基本法においては、発達障がいは精神障がいに含まれるものと明記されている。</p>
<p>発達障がい者支援センター</p>	<p>発達障がい者支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。県では 4 か所に設置し、福岡市・北九州市の両政令市も設置している。</p>
<p>ピアサポート</p>	<p>自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある人のための支援を行うこと。</p>
<p>福岡県こども療育センター新光園</p>	<p>県立の医療型障がい児入所施設で、手足や体の機能障がいのある児童に対する手術等の治療を行うほか、運動発達の遅れや、子どもの成長・発達の問題に対して、外来による治療・訓練・教育・相談などを行っている。</p> <p>○連絡先等</p> <p>〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4 丁目 2 番 1 号 電 話 092-962-2231 F A X 092-962-3113 メールアドレス： kasuyashinkouen@pref.fukuoka.lg.jp</p>
<p>福岡県手話言語条例</p>	<p>ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与するため、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定めたもの。令和 5 年 3 月に制定され、同年 4 月 1 日に施行。</p>



<p>福岡県障がい者権利擁護センター</p>	<p>○設置場所 福岡県福祉労働部障がい福祉サービス指導室指導係</p> <p>○連絡先等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 直通電話番号：092-643-3838 F A X 番号：092-643-3304 ・平日午後 5 時 15 分から午後 9 時まで 携帯電話番号：080-8574-7234 <p>メールアドレス（携帯）： fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日午後 9 時以降及び休日は、携帯電話留守番サービス及び携帯電話電子メールにより対応 <p>○設置年月日 平成 24 年 10 月 1 日</p>
<p>福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（福岡県障がい者差別解消条例）</p>	<p>障害者差別解消法の実効性を確保するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めたもの。平成 29 年 3 月に制定され、同年 10 月 1 日に全面施行。</p>
<p>福岡県聴覚障害者センター</p>	<p>聴覚障がいのある人へより多くの情報を提供するための施設。字幕・手話付きビデオカセットテープやDVD、BDの製作、貸出をはじめ、聴覚障がいのある人との対話、相談対応を行うことで、聴覚障がいのある人への情報提供に努めている。</p>
<p>福岡県乳幼児聴覚支援センター</p>	<p>新生児聴覚検査の結果、要精密検査となるなど、支援が必要な児を円滑に療育に繋げるため、療育開始までのフォローアップや児のきこえに不安を持つ保護者に対する相談支援等を行う。</p> <p>○連絡先等</p> <p>電話 092-402-2673</p> <p>F A X 092-415-3126</p> <p>メール fmc.choukaku@fukuoka.med.or.jp</p> <p>福岡市博多区博多駅南 2-9-30</p> <p>開設日時：月・水・金（年末年始、祝日を除く） 10：00～16：00</p> <p>相談方法：電話・メール・来所（来所相談は要予約）</p>



ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関り方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談などを行う。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体において、雇用しなければならないとされている障がいのある人の割合。民間企業は 2.5%、国や地方公共団体は 2.8%、都道府県などの教育委員会は 2.7%とされている。 (R6.4.1 現在) 令和 8 年 7 月以降は、一律で 0.2 ポイント引き上げられる。
ホームヘルパー	障がい児（者）等の家庭に訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関するサービスに従事する人。



ま行

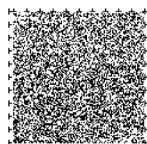
まごころ製品	障がいのある人がつくるパン、お菓子、ジャムなどの食品をはじめ、縫製品、木工品などの製品や、除草、印刷、クリーニングなどの役務やサービスのこと。
--------	---

や行

要約筆記	聴覚障がいのある人、とりわけ中途失聴者や難聴者等に対し、発言者の話の内容を手書きやパソコン等を活用して分かりやすく文字化し、伝達するコミュニケーション手段。
------	--

ら行

リファーマ	新生児聴覚検査の結果がパス（検査時点では聴覚に異常が認められなかったこと）でなく、再検査が必要なことを指す。産科医療機関・NICU 等における再検査（確認検査）を実施してもなおリファーマとなった場合、精密検査機関での再検査が必要となる。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童を医学的な管理の下で育成していくこと。障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援が行われる。





福岡県

福岡県障がい者福祉計画（第6期）・福岡県障がい児福祉計画（第3期）

発行日／令和6年3月

編集／福岡県福祉労働部障がい福祉課

福岡県福祉労働部障がい福祉課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3262 FAX 092-643-3304
E-mail shogai@pref.fukuoka.lg.jp

令和6年3月発行

福岡県福祉労働部障がい福祉課

福岡県行政資料	
分類記号 HD	所属コード 4600419
登録年度 5	登録番号 0001